

登大路瓦窯跡整備基本計画書



令和6年7月

奈良県文化財課

目 次

第1章 計画策定の経緯と目的	1
1-1 計画策定の経緯	1
1-2 計画の目的	2
1-3 委員会の設置と策定経過	2
1-3-1 委員会の構成	2
1-3-2 策定経過	2
1-3-3 パブリックコメント	3
1-4 計画の対象範囲	3
1-5 計画の期間	5
1-6 上位・関連計画との関係	5
第2章 計画地及び周辺環境	7
2-1 位置とアクセス	7
2-2 自然的環境	8
2-2-1 気象	8
2-2-2 地形・地質・水系	9
2-2-3 植生・景観	10
2-3 歴史的環境	11
2-3-1 周辺の歴史的環境	11
2-3-2 興福寺の歴史	14
2-3-3 計画地周辺の土地利用の変遷と調査で確認された主要遺構等	15
2-3-4 昭和40年代における興福寺旧境内北半部の整備	22
2-4 社会的環境	23
2-4-1 道路・交通	23
2-4-2 観光	25
2-4-3 関連計画・法規制	27
第3章 計画地の概要及び現状と課題	31
3-1 史跡指定の状況	31
3-2 登大路瓦窯跡の概要	33
3-2-1 位置と調査経過	33
3-2-2 遺構の概要	33
3-2-3 主な遺物	35

3-2-4 周辺瓦窯跡との関係	43
3-3 史跡の公開活用のための諸条件の把握	45
3-3-1 周辺の動線状況	45
3-3-2 周辺施設分布状況及び周辺整備状況	50
3-3-3 計画地及び美術館隣接地の概要	52
第4章 基本方針	60
4-1 基本理念	60
4-2 整備方針	62
第5章 整備基本計画	63
5-1 全体計画	63
5-1-1 エリア区分とエリアの概要	63
5-1-2 遺構の表現に応じた全体整備イメージとエリア別整備概要	64
5-2 動線計画	65
5-3 遺構の保存と表現に関する計画	67
5-3-1 遺構の保存計画	67
5-3-2 遺構の表現	67
5-4 地形造成に関する計画	77
5-4-1 地盤整備	77
5-4-2 雨水排水	78
5-5 修景および植栽に関する計画	79
5-6 案内、解説施設に関する計画	81
5-7 公開・活用および管理施設等に関する計画	84
5-8 公開、活用に関する計画	87
5-9 調査計画	90
5-10 管理、運営に関する計画	90
第6章 事業計画	91
6-1 事業計画	91
6-2 整備計画図	92

第1章 計画策定の経緯と目的

1-1 計画策定の経緯

登大路瓦窯跡は興福寺旧境内の北側に位置する奈良時代から鎌倉時代に操業した瓦窯跡である。発掘調査によって明らかとなった瓦窯の構造や出土遺物より興福寺の主要伽藍完成後、堂宇の整備や再建等に瓦生産を担った瓦窯とされている。よって奈良時代後半以降の興福寺伽藍の維持管理を支え、古代の瓦需給体制を含めた日本の窯業史を検討する上で非常に重要な遺構であると評価された。以上の内容と遺存状態が比較的良好である事を踏まえ、発掘調査によって検出された12基のうち奈良時代後半に操業した3基の窯が令和4年度(2022)3月15日に「史跡興福寺旧境内」の追加指定を受けた。

興福寺では既に「興福寺境内整備構想」に基づき境内整備を継続的に進めていたが、保存活用計画の策定等の制度化に伴い、令和4年度3月に計画地である追加指定地を含む「史跡興福寺旧境内保存活用計画(以下「保存活用計画」)」が策定された。保存活用計画内における指定地内の地区区分では本計画地を北地区に区分し、「瓦窯跡の十分な保全を保存・管理の基本方針とする」としている。一方本計画地は奈良県立美術館整備予定地の一画にあたり、平成29年度(2017)の発掘調査は文化会館・美術館及び周辺整備事業に伴う事前調査として実施された。調査により遺跡の重要性が再確認され、史跡の追加指定によってその保存は確実なものとなったが、今後は重要遺跡としての公開活用が望まれている状況である。

奈良県では令和3年度(2021)4月に、心豊かな県民生活及び活力ある地域社会の実現を目指す「奈良県文化振興条例」を施行した。それに伴い「奈良県文化振興大綱(平成29年度3月策定)」を改定し、「奈良県文化活動大綱」と「奈良県文化資源活用大綱」に再構成した。そこに令和3年度6月に策定した「奈良県文化財保存活用大綱」を合わせ、本県の文化振興の柱となる「文化財の保存」、「文化資源の活用」、「文化活動の振興」の3つの要素それぞれの意義を大綱として具体化し、体系の整理を行った。

本計画地は奈良県立美術館に隣接し、「文化芸術」の展示空間と「文化財」という2つの文化が融合する希少な事例である。そのような中で今後の奈良県の文化振興に寄与する事例となるよう、史跡の確実な保護と共に特性を生かした整備を図るため「登大路瓦窯跡整備基本計画(以下「本基本計画」)」を策定する。

1-2 計画の目的

奈良県は令和5年2月「奈良新『都』づくり戦略2023」を取りまとめ、その中の大きく9つの項目のうち「Ⅶ 智慧の『都』をつくる」の「19.文化の振興」において、文化財の保存・活用の取組を推進するものとして「登大路瓦窯跡を公開し活用していくための整備基本計画の策定」を挙げている。本計画はこの「奈良新『都』づくり戦略2023」の中で「賑わう都をつくるために、奈良が有する自然・歴史・文化資源を活用し、観光産業を振興する」施策の一環となるために、登大路瓦窯跡の具体的な整備の内容や公開活用の方向等を示す。

1-3 委員会の設置と策定経過

1-3-1 委員会の構成

史跡興福寺旧境内登大路瓦窯跡の保存・整備・活用にあたって指導・助言等を行う委員会を設置した。委員会の構成は以下の通りである。

表1-1 史跡興福寺旧境内登大路瓦窯跡整備検討委員会名簿

役職	氏名	所属等
委員長	菱田 哲郎	京都府立大学 教授
副委員長	清水 昭博	帝塚山大学 教授
委員	足立 久美子	文化のみち 代表
	脇谷 草一郎	奈良文化財研究所 保存修復科学研究室長
	藪中 五百樹	興福寺 境内管理室
オブザーバー	中井 将胤	文化庁 文化資源活用課 調査官
	中村 美也子	奈良県文化振興課 課長
	松浦 五輪美	奈良市文化財課 課長
	川上 洋一	橿原考古学研究所 副所長
	河崎 衣美	橿原考古学研究所資料課 主任研究員
事務局	奈良県文化・教育・くらし創造部文化財保存課	

1-3-2 策定経過

表1-2 史跡興福寺旧境内登大路瓦窯跡整備検討委員会における検討経過とパブリックコメント

日 時		委員会等	検討事項等
令和5年度 (2023)	7月12日	第1回史跡興福寺旧境内登大路瓦窯跡整備検討委員会	<説明事項等> ・委員会開催の諸手続 ・瓦窯跡等整備手法例について <現地視察> ・調査成果の現地説明等
	11月6日	第2回史跡興福寺旧境内登大路瓦窯跡整備検討委員会	<検討事項> ・基本方針、整備計画案(整備手法等)について
	2月14日	第3回史跡興福寺旧境内登大路瓦窯跡整備検討委員会	<検討事項> ・整備基本計画について 全体構成、整備計画案について
令和5年度 ～令和6年度	3月28日～ 4月26日	パブリックコメント（意見公募の実施）	

1-3-3 パブリックコメント

令和6年3月28日～令和6年4月26日の期間で意見募集を行った。いくつかの意見が寄せられたが、複数の意見が寄せられた内容としては、美術館や興福寺を含めた登大路瓦窯跡が立地する周辺環境との調和のある整備・活用を望むものであった。

1-4 計画の対象範囲

整備計画の直接の対象範囲は、登大路瓦窯跡が史跡興福寺旧境内として指定された範囲とする。なお、令和3年度策定の「史跡興福寺旧境内保存活用計画」では、登大路瓦窯跡の保存管理について、史跡指定地の南側～東側周辺地（史跡指定地外N4区）においても保存管理の範囲となっているため、これも史跡にふさわしい整備が望まれる地として言及するものとする。また、活用計画等に関連する範囲として、史跡興福寺旧境内（現在の興福寺）や周辺の関連地についても言及するものとする。

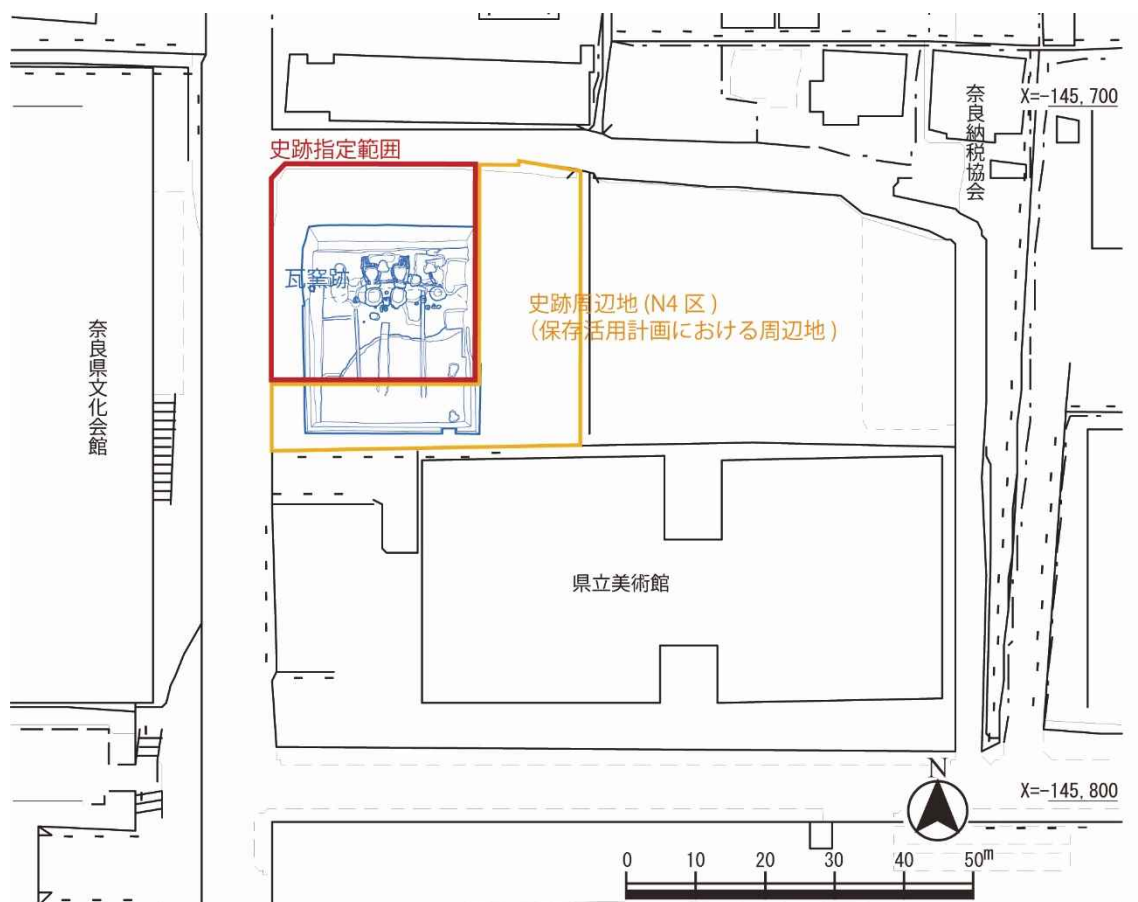


図1-1 計画対象範囲（史跡指定地）と保存活用上の周辺地

1-5 計画の期間

令和5年度(2023)は遺構の整備・公開・活用に関する方向性や具体的整備内容について検討し、整備基本計画としてとりまとめる。令和6・7年度は、整備手法のひとつとして想定される露出展示手法の具体化にむけて必要な環境調査を実施し、調査成果を受けて遺構の表現等の基本設計を行う。その後令和8年度に実施設計、令和9年度以降に3箇年計画で整備工事を実施し、令和12年度に供用を開始する予定である。

表1-3 登大路瓦窯跡の整備にかかわる年次計画

項目\年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度	R12年度
基本計画								供 用 開 始
環境調査								
基本設計								
実施設計								
整備工事								

1-6 上位・関連計画との関係

<奈良県の文化振興にかかわる3つの大綱>

●奈良県文化財保存活用大綱(奈良県 令和3年6月策定)

奈良県内の文化財について保存と活用の基本的な方針及びそれを図るために講ずる措置等について基本事項をまとめたもの。適用期間は令和3年度から6年度。

「第3章 文化財の保存と活用を図るために講ずる措置」では「2.文化財の保存と活用における視点」の1つに「文化財の保存と活用の一体性」を挙げている。「保存と活用は互いに効果を及ぼし合いながら文化財の継承につなげるべきもの」であり、保存に悪影響な活用があってはならないと同時に、文化財の大切さを広く伝え価値を共有していくためには適切な活用が不可欠になっているとしている。また「3.分野別の文化財の保存と活用を図る措置」では史跡に関して、活用において「ハード整備を伴うものだけではなく、VR、ARなどの各種技術の積極的な利用とともに、広く地域住民が参加できる枠組みを検討する」としている。

●奈良県文化資源活用大綱(奈良県 令和5年3月策定)

活用につながる文化財を歴史文化資源として、その本質的価値の理解につながる積極的活用の推進と継承、歴史文化資源が身近に感じられる環境づくりのための基本的な方向性や施策を定めたもの。対象期間は令和5年度から概ね5年間。

「第V章 施策の展開」の「(1)歴史文化資源の積極的活用及び継承に関する活動の促進」において、「いかす・なら地域計画」で文化観光拠点施設と位置づけられている奈良国立博物館や奈良県立美術館等県内6つの文化施設について、「文化観光拠点 施設の利便性向上のための整備や社寺等と連携した事業を実施」するとしている。

●奈良県文化活動振興大綱(奈良県 令和5年3月策定)

文化活動を通じた地域の振興や魅力向上、だれもが文化活動を楽しめる環境づくり、県民の日

常生活を心豊かなものにするための盛んな文化活動の展開を基本目標として、文化活動振興施策の方向性や施策を定めたもの。対象期間は令和5年度から概ね5年間。

「第Ⅴ章 施策の展開」の「(1)県民の文化活動の充実への支援」において、奈良県文化会館のリニューアルと、ハード・ソフトの両面から、奈良公園内における文化の展示力向上に向けた取組を推進するとしている。

<史跡興福寺旧境内保存活用計画(令和4年(2022)3月 法相宗大本山興福寺)>

史跡興福寺旧境内の適切な保存管理及び活用を図るために、保存・活用・整備・運営体制の整備の方向性、方法等を定めたもの。計画期間は概ね10年間。

令和4年に追加指定された計画地については、瓦窯跡遺構の保存を図ること、遺構の価値の顕在化を目的とした保存活用施設への利用に行為を限定することを保存管理の方針としている。現状変更等については、遺構の顕在化、整備・活用を目的とする場合に限定されている。また、利活用に際しては、史跡と調和した空間である事が望ましく、史跡の本質的価値の保護に資するような配慮が必要であるとしている。

●奈良新『都』づくり戦略2023(奈良県 令和5年2月発行)

戦後大阪のベッドタウンとして発展してきた奈良県における様々な分野の諸問題に対応し、「県政発展の目標と道筋」について10項目に分け施策等を取りまとめたプロジェクト。

10項目のうち「Ⅶ 智恵の「都」をつくる」の「19.文化の振興」において、これまで「奈良県文化財保存活用大綱」に基づき文化財の保存と活用の取組を進めたとした。2023年は更にその取組を推進するとして、具体的な施策の1つに「登大路瓦窯跡を公開し活用していくための整備基本計画の策定」を掲げている。

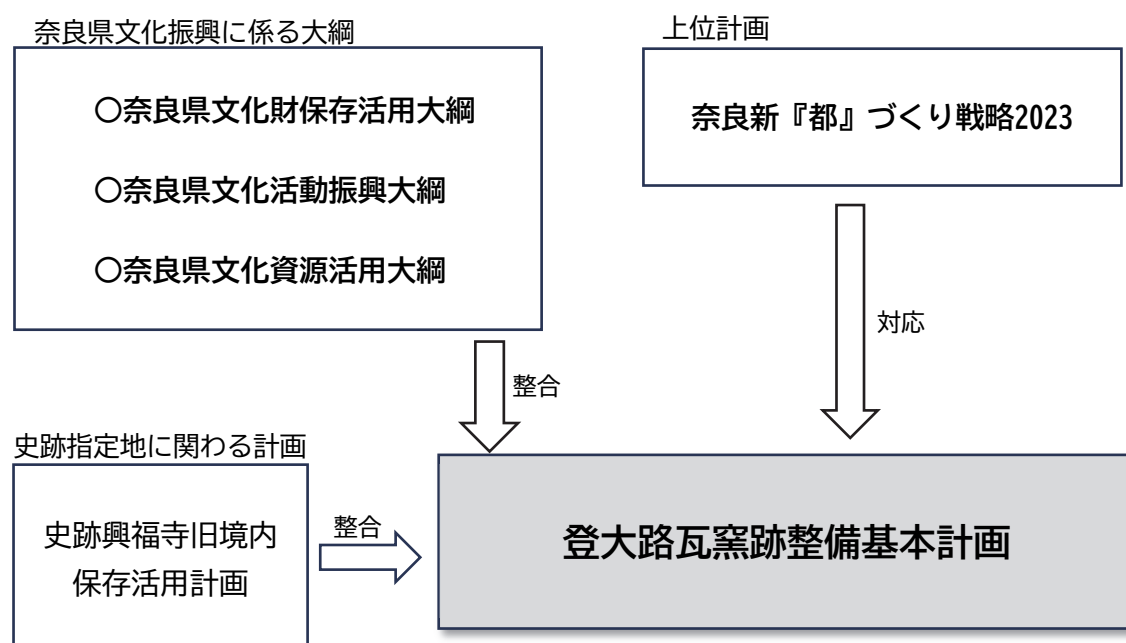


図1-3 上位・関連計画との関係

第2章 計画地及び周辺環境

2-1 位置とアクセス

- ・計画地は史跡興福寺旧境内にあり、明治時代初期まで築地に囲まれていた興福寺境内（旧境内地のうち、いわゆる「築地内境内」）域の北側に位置する。
- ・かつての興福寺旧境内の中央部を東西に貫く登大路通り（国道369号）を境に、南側は現興福寺境内と、興福寺の地割りを継承する奈良公園園地からなり、北側は奈良県庁をはじめとする官庁や文化施設等の大規模公共施設が集積している。計画地はこの旧境内北半部のほぼ中央部の県立美術館の北側にある。

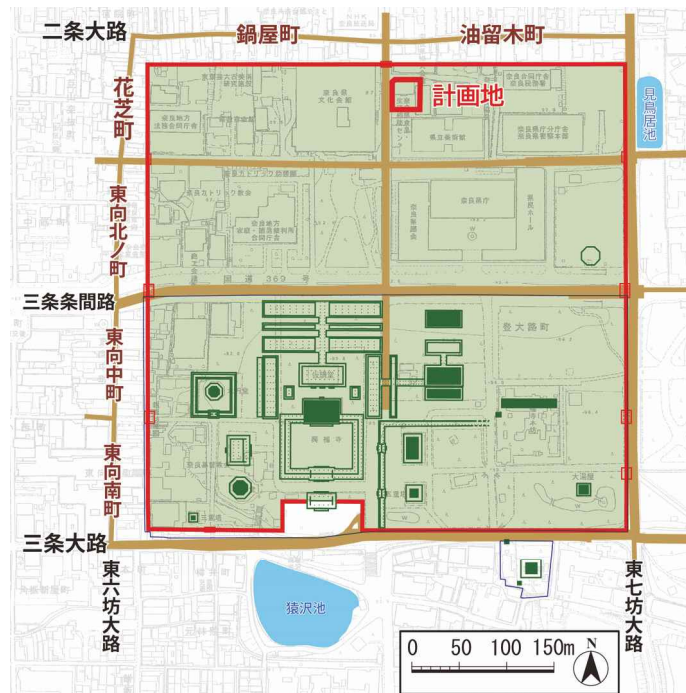


図2-1 興福寺旧境内地における計画地の位置

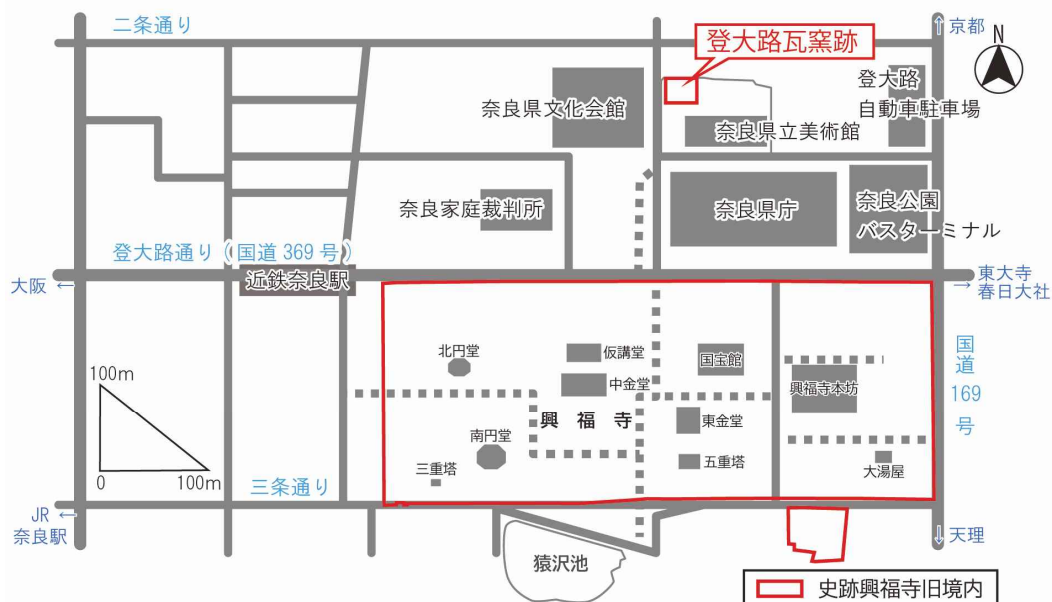


図2-2 アクセスと周辺施設

- ・計画地及びその南側にある美術館の西側を走る南北道路(北部第361号線)を挟んで西側には奈良県文化会館がある。また県立美術館の南側は道路(県道木津横田線)を介して奈良県庁と接している。
- ・計画地への車によるアクセスは東西道の国道369号と、計画地の東方の史跡興福寺旧境内東側を南北に走る国道169号の広域幹線道が利用されている。なお、県立美術館には駐車場が無いため、車での来館者には約200m東方にある登大路駐車場（平日は県庁等来庁者専用）等を案内している。
- ・公共交通機関では、興福寺の北西に近接して近鉄奈良駅、約1 kmほど西南方向にはJR奈良駅がある。近鉄奈良駅から登大路を5分ほど東へ歩くと興福寺北参道に至り、そこから北へ登大路の横断歩道を渡ると100mほどで計画地に至る。JR奈良駅からは路線バスが運行し、県庁前に最寄りのバス停がある。また興福寺へ徒歩では三条通りを通る人が多いが、こちらもバスで向かうことができる。

2-2 自然的環境

2-2-1 気象

奈良市の気候は、奈良盆地・大和高原ともに内陸性気候で、概ね雨は少なく、気温の日較差が大きく、夏はむし暑く、冬は底冷えが厳しい。2022年4月から2023年3月の奈良盆地（奈良地方気象台）の平均気温は約16.5℃で、7月から9月の平均気温は25℃を超え、夏は県下でも最も気温が高くなる。年降水量は1231mmと少なく、これは内陸性の気候をよく反映している。月平均降水量をみると、季節風に関係して冬期は少なく、6～7月の梅雨期、9月の台風期といった夏期に多い。

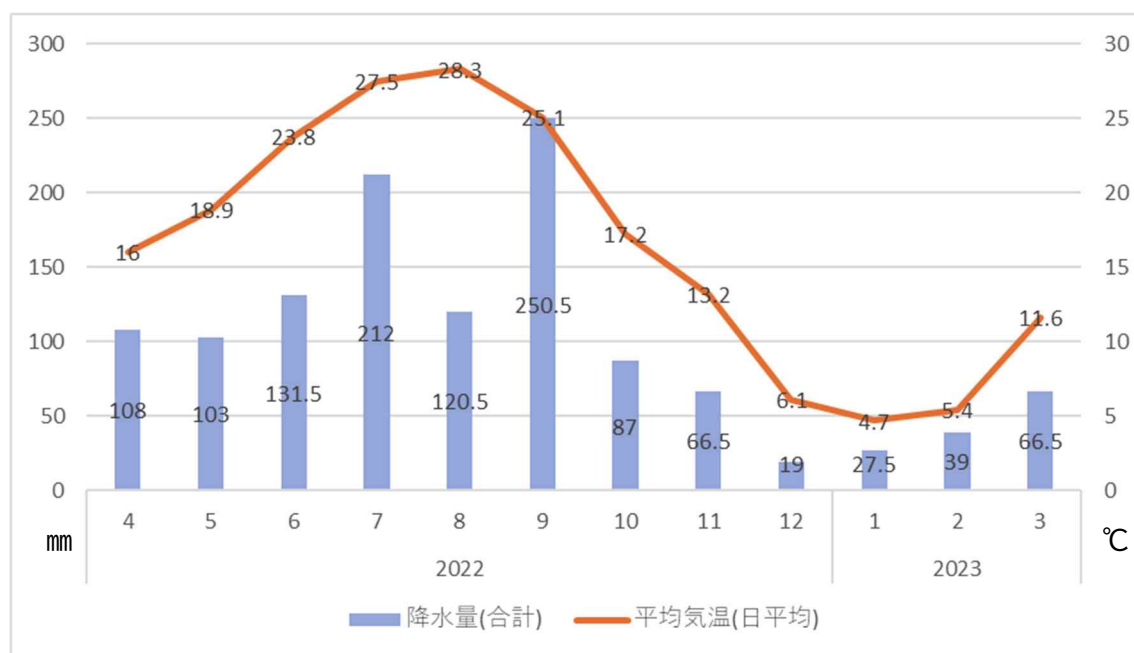


図2-3 令和4年度の月別降水量と平均気温

2-2-2 地形・地質・水系

奈良市は、奈良盆地の北端部に位置している。登大路瓦窯跡を含む史跡興福寺旧境内は、奈良市東部の春日山・若草山など、奈良盆地北東部を囲む山塊の西裾にあたる。この地域は地質学上、春日断層崖と三笠火山群からなっており、その中でも史跡興福寺旧境内が立地する地層は、洪積層を形成する春日野角礫層および鹿野園礫層からなる。春日断層崖は、春日大社の東側、南北7 kmにおよぶ。興福寺旧境内のあたりの地形区分は、中位砂礫台地に分類され、春日山方面から西へ舌状に延びる台地の北と南には谷底平野が存在する。

地理的には興福寺旧境内が位置するのは、奈良市の東部丘陵台地の中で最も北に位置する春日野台地である。春日野台地は、若草山・御蓋山の西麓に続き、さらに西方の市街地へ及ぶ。北は佐保川、南は能登川で限られ、東西2 km、南北2～1 km、標高90～110 mを測り、盆地底からの比高差は約15～20 mである。さらにこの台地は吉城川、菩提川（率川）によって三分され、北部に東大寺、中部に興福寺・春日大社が立地する。南部には高畑から西方にかけて小山が細長く伸び、その先端が興福寺の子院のひとつであった旧大乘院跡（現奈良ホテル）となる。

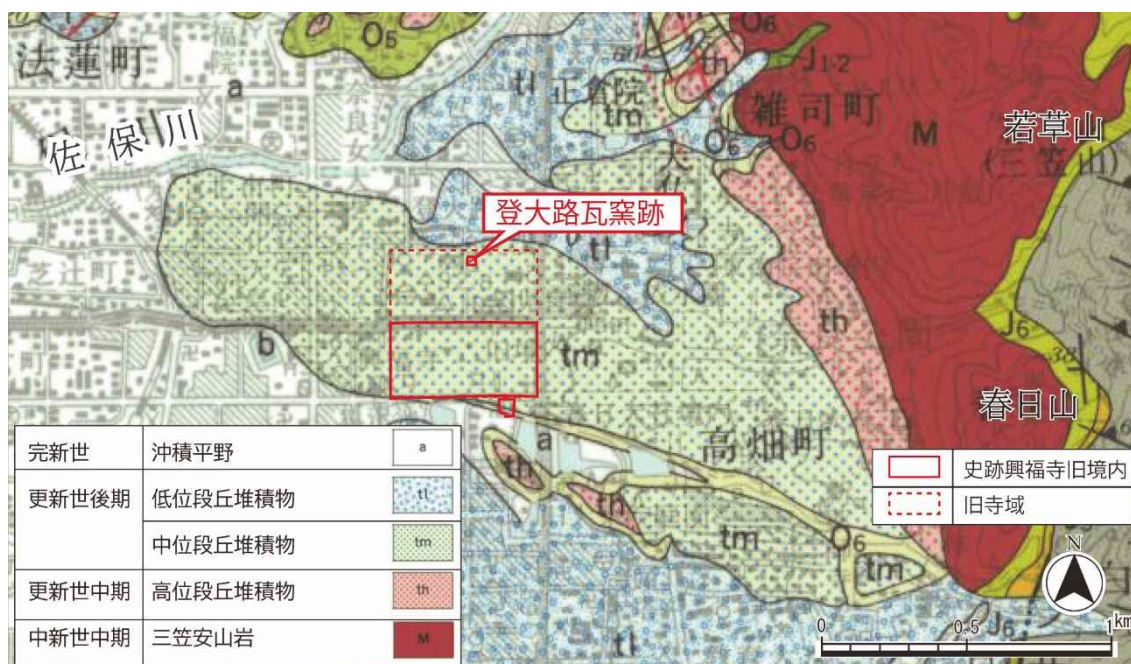


図2-4 登大路瓦窯跡周辺の地質(地質調査所(2000)に一部加筆)



図2-5 登大路瓦窯跡周辺標高図(国土地理院のデジタル地形標高図より作成)

2-2-3 植生、景観

登大路瓦窯跡に近接する奈良公園には古い社寺や歴史的な建造物が残り、それらは豊かな緑の中に点在している。多くの植物が生息しており、その中には巨樹や名木が多く、かなり珍しい植物もある。ここで古くから神の使いとして守られてきたシカは、天然記念物であるとともに、奈良公園の代表的な景観の一部でもある。シカはまた植物相に大きな影響を及ぼし、特異な生態系をもたらしている。特別天然記念物である春日山原始林や天然記念物である春日大社境内ナギ樹林などの希有な植生はこの地域の景観を構成する要素でもある。

猿沢池以南一帯は歴史的な町並みが残るエリアだが、特に緑の多い景観とはいえない。計画地のすぐ北側、店舗や宿泊施設と住宅地が混在する二条線付近以北も同様だが、登大路の沿道や中央分離帯、また公共施設のエントランス等には樹木が植えられているため、都市域にありながら緑豊かな景観が広がっている。登大路瓦窯跡は奈良公園一帯を構成する緑地景観と住宅地や店舗が密集する市街地景観の境界に位置している。

なお、奈良公園バスターミナル整備の事前発掘調査(「奈良県立橿原考古学研究所調査報告第122冊」)に伴う花粉分析等によると、奈良時代の植生環境は、興福寺境内のある台地周辺は既に人の手が入っており、アカマツ林が優占する明るく開けた草地が広がっていたようである。アカマツ(マツ属)以外にはモミ属、スギ属等の針葉樹、コナラ属コナラ亜属の落葉広葉樹、コナラ属アカガシ亜属の常緑広葉樹等が確認されており、境内周辺にこれら樹木がある程度まとまりをもって分布していたとみられている。



Image Landsat/Copernicus
©2023 Google

図2-6 上空からみた登大路瓦窯跡周辺（Google Earthに加筆）

2-3 歴史的環境

2-3-1 周辺の歴史的環境

<古代>

計画地の周辺には古代からの遺跡が集積している。古代の遺跡としては史跡興福寺旧境内をはじめとしてその東に史跡春日大社境内、北東に史跡東大寺旧境内・東大寺旧境内、南に元興寺跡、南東に史跡頭塔などがある。和銅元年(708)の平城遷都の際、興福寺をはじめ薬師寺・元興寺・大安寺などの多くの寺社が飛鳥から平城へ移された。元興寺は飛鳥寺(法興寺)に始まる寺院で、養老2年(718)に飛鳥から平城京左京四条・五条七坊の地に移されている。東大寺は大和国の国分寺及び全国の総国分寺である金光明寺から始まり、旧境内地において大仏の鑄造を始め天平勝宝元年(748)に完成、同4年(752)に開眼供養が行われた。また寺名を東大寺に改称した時期は大仏の鑄造を始めた頃と言われているが異説ある。史跡頭塔は『東大寺要録』によれば、神護景雲元年(767)に東大寺別当の良弁の命により同寺の僧である実忠が造営した土塔である。春日大社は神護早雲2年(768)藤原氏により創建され、同氏の氏神を祀っている。

興福寺の南東方向の地において奈良時代の瓦窯に伴う灰原や窯壁片等を検出した荒池瓦窯跡は『東大寺山堺四至図』の山階寺東松林廿七町の南西隅にある「瓦屋」に比定されている。荒池瓦窯は梅谷瓦窯(京都府木津川市)に続いて興福寺創建期の瓦を焼いたとされている窯跡である。また『興福寺流記』の「天平記」に花園内の猿沢池の西に「瓦屋一区」とあるが、これに該当する遺構は見つかっていない。

史跡大安寺旧境内(奈良県奈良市・図外)の杉山瓦窯はいくつかの瓦窯が造られた瓦窯群で8世紀末前後を中心に操業していたとされているが、窯体(隔壁)出土土器より4号窯のみ12世紀中頃以降の構築とみられる。この4号窯の灰原で出土した軒平瓦と同範品が興福寺からも出土している。『造興福寺記』には永承元年(1046)に焼失した金堂の再建に必要な瓦を製作する瓦屋を確保するための宣旨が記載され、その対象の一つに「大安寺一所」の瓦屋が挙げられており、これが杉山瓦窯ではないかと考えられている。後に金堂再建瓦の製作は免除されているが、興福寺内の別の建物に瓦を供給していた可能性は否定できない。

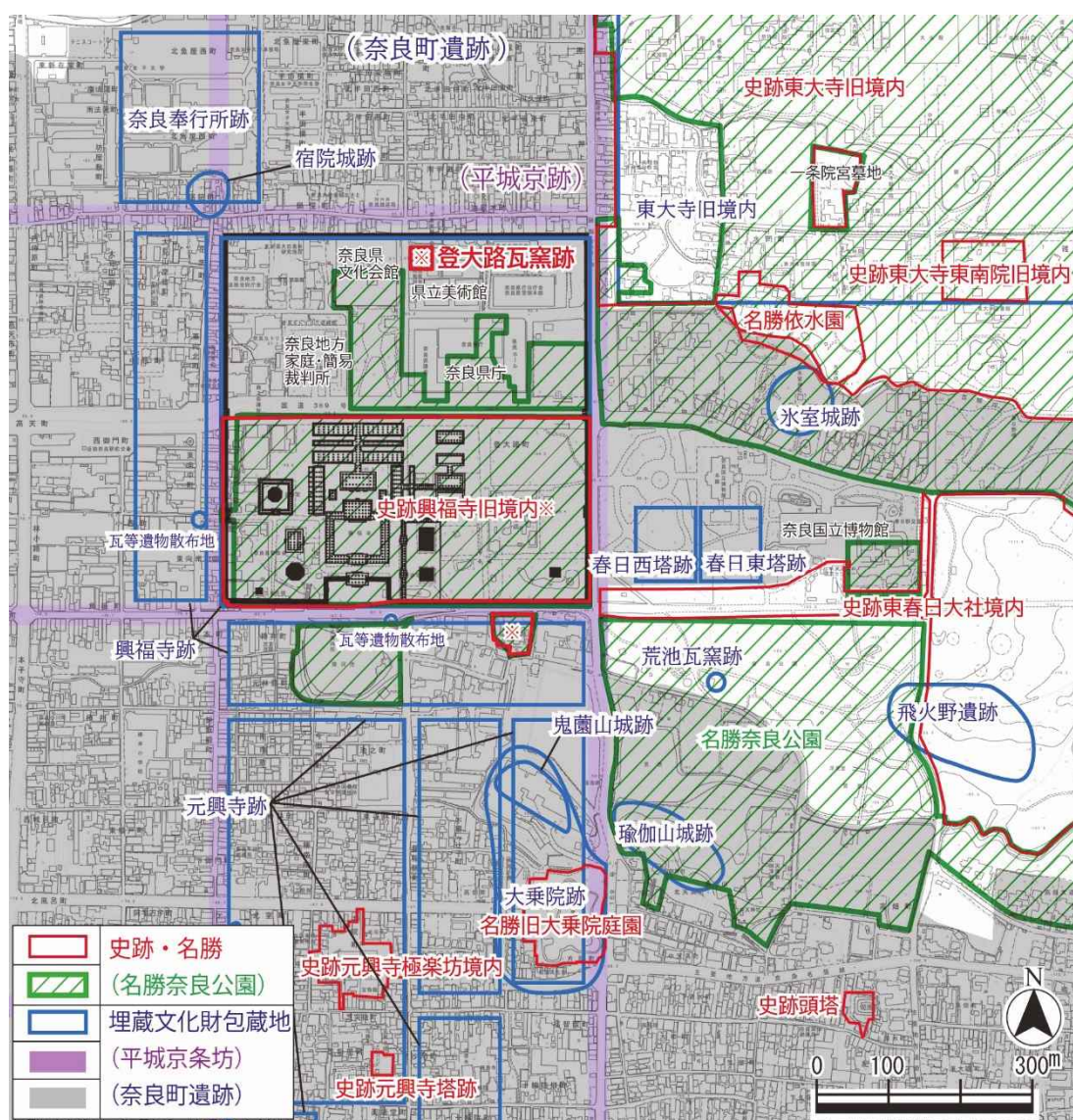


図2-7 登大路瓦窯跡周辺の遺跡(名勝含む)

<中世>

延暦13年(794)の平安遷都の際、多くの寺社は平城京に残されたが、総国分寺として特別な扱いを受けた東大寺と藤原氏の氏寺として厚く保護された興福寺は奈良の地で高い勢力を保持し続けた。東大寺は斉衡2年(855)の地震によって大仏の頭部が落ちる惨事に見舞われたが、官寺として修理され貞観3年(861)には復興供養の法会が盛大に執り行われた。藤原氏の氏寺・氏神である興福寺と春日大社は荘園の寄進や朝廷の保護を受けて領地を拡大し更に勢力を伸ばしていた。この頃には、寺地の北半部に興福寺の子院であった一乗院跡、旧大乘院跡がつくられ当時藤原氏をはじめとした平安京の貴族たちは物見遊山を兼ねて奈良へ寺社詣に赴くことが多く、彼らは奈良を「南都(または「南京」)」と呼ぶようになる。

平安末期の奈良は寺社の発展に伴い寺人・神人といった寺社の雑務に携わる人々が増加した。周辺には彼らの居住地が数多く作られ、郷と呼ばれる「まち」を形成し、興福寺や春日大社等周辺の郷は後の奈良町のもととなっていった。また永久4年(1116)に興福寺の東方において藤原忠実により春日西塔跡が、その更に東方に隣接して春日東塔跡が保延6年(1140)に鳥羽上皇により建立されている。

政治の実権を平氏が握ると興福寺や東大寺はそれに反感を強め、治承4年(1180)に源平の争乱(治承・寿永の乱)が起こると平氏に反撃を行った。平清盛はそれを受けて息子重衡に命じ、南都勢力の中心であった両寺を焼き討ちにした。両寺および周囲の民家等は甚大な被害を受けたが、翌養和元年(1181)には復興事業が始まり、朝廷や公家、武家の支援を得て無事復興を成し遂げた。なお大乘院は興福寺の南方、元興寺の寺地の禅定院に移転し、現在はその庭園部が保存継承されて名勝旧大乘院庭園となっている。奈良の郷も復興が進む中で以前より人や物資が集まり、更に多数の小郷も形成されていった。興福寺南方の郷や東大寺七郷には商工業者が多く、商工業の発展に伴い新たな郷も作られていった。また14世紀には一乗院では北市、大乘院では南市が開かれ14世紀には両市が立って栄え、応永21(1414)には中市も開かれ3つの市が繁栄を競った。

鎌倉・室町時代では、筒井氏と越智氏の対立の中、文安元年(1444)に当時大乘院寺地であった鬼蘭山に越智方大乘院前門跡と安位寺経覚と古市胤仙により鬼蘭山城跡(奈良城)が築城された。その後廃城になった鬼蘭山城跡に代わって、文明11年(1479)に東隣の瑜伽山に古市方の城として瑜伽山城跡(西方院山城)が築城された。興福寺の北西に隣接する宿院城跡は松永久秀と筒井順慶らの争いの中永禄9年(1566)に久秀により築城された。戦国末期はこのような武士の支配や争乱の影響によって寺社の権勢は弱まり、一方町民は自治組織を形成し商工業の発展に努めるようになる。

<近世>

慶長8年(1603)前後の屋地子帳改めを経て諸郷の境界が定まり、町と称され奈良町100町が成立。奈良町や周辺の「奈良回り八か村」と呼ばれる村は、幕府領として興福寺の北西に隣接する奈良奉行所跡(慶長18年(1613)設置)の支配下に置かれた。それ以外は周辺の藩の領地、興福寺・春日大社等の社寺領、その他多くの旗本知行地などに分属していった。

2-3-2 興福寺の歴史

興福寺は、藤原鎌足の妻・鏡王女が鎌足の造立した釈迦三尊像を安置する為に、山背国宇治郡山科にて天智8年(669)に山階寺を建てた事に始まる。壬申の乱ののち飛鳥に移され厩坂寺となり、平城遷都に際して平城京左京三条七坊の地に移され、興福寺の寺号を冠する事となったという。当時の寺域は左京三条七坊の16町(坪)と南側の花園4町、西側の菓園4町を合わせた24町からなり、『興福寺流記』の「延暦記」には「東限京極路、西限大路、南限元興寺北小路、北大路」と記述されている。

奈良時代における興福寺の伽藍配置は中央に中金堂、その両側に西金堂、東金堂を配した三金堂形式である。伽藍中枢部は中金堂院と呼ばれ、南大門北側の中門と中金堂を回廊で結んでいる。中金堂院の北に講堂、中金堂と講堂の間に鐘楼と経蔵が東西で並び、講堂北側に僧坊が配置される。東金堂とその南の五重塔は回廊で囲われ、一帯は東金堂院と呼ばれた。そのほか東金堂院の北側には食堂を中心とした食堂院、西金堂の北側には北円堂(円堂院円堂)を回廊で囲った北円堂院(円堂院)が置かれた。なお北円堂は養老5年(721)に藤原不比等のために、西金堂は天平6年(734)に橘夫人三千代のために造られたとされている。

平安時代には西金堂の南側に南円堂が造られ、これにより主要伽藍が完成した。この頃には境内地内外において数多くの子院が建立された。主要伽藍の北には一乗院とその東隣に大乘院が創立され、皇族や藤原摂関家の門跡寺院となった。興福寺は藤原氏の庇護のもと勢力を拡大する。保延元年(1135)には春日若宮社を創祀し翌年に若宮祭を始めるなど春日大社との一体化を進め、神威を掲げて大和一円の寺を末寺化していった。よって東大寺・多武峰を除く大和の大部分は興福寺領となり、大和武士を加えた僧兵団を従え、大和の行政権を握った。治承4年(1180)の平重衡による南都の焼き討ちにより堂34棟や塔3基、寺外の多くの子院等が焼失したものの、朝廷からの財政支援によりほぼ元通りの姿を取り戻した。この頃大乘院は興福寺南方に移転。また興福寺周辺一帯は「まち」が形成され南都の中心となっていた。

鎌倉幕府成立後、将軍源頼朝は奈良に守護を置かず、興福寺が大和の守護の役割を握りその地位を固めていった。また室町時代には寺内外で100を超える子院を持っていたとされている。応仁の乱後はかつての威勢を失い、戦国期には武士の支配を受けて寺社の権勢は弱まり、宗教活動への専念が求められるようになるが、江戸時代になると幕府より奈良町の一部を含めて広大な朱印地を与えられ、引き続き広大な寺域を有し、奈良の文化の中枢を担った。享保2年(1717)正月、東金堂や北円堂の他10施設を除いて全焼する火事に見舞われると、再建は進まず、西国三十三所第九番札所として庶民の信仰を集めていた南円堂がようやく寛政9年(1797)に立柱・入仏に至ったのみで中心堂宇である中金堂は文政2年(1797)に町家の寄進により規模を縮小した仮堂として建立されるのみに留まった。

興福寺は創建以降幾度も火災に見舞われ、特に平安時代には7度もの火災に遭うも、その都度藤原氏の支援を受けて復興されてきた。しかし江戸時代の罹災においてはそれ以前のような復興は叶わず、明治を迎えることとなった。

新政府より明治元年(1868)に神仏分離令(神仏判然令)が出され、興福寺僧侶・堂司等は春日大社に奉仕し、興福寺は廃寺同然となる。その後の社寺領上知令により一部主要伽藍等も国に没収された。明治14年(1881)に復号・再興が許可され中金堂や東室等が興福寺に返還された。その後昭和14年(1939)の「宗教団税法」の制定等により翌15年(1940)に東大寺と共に県立奈良公園区域から境内が解除され、同26年(1951)に興福寺に返還された。

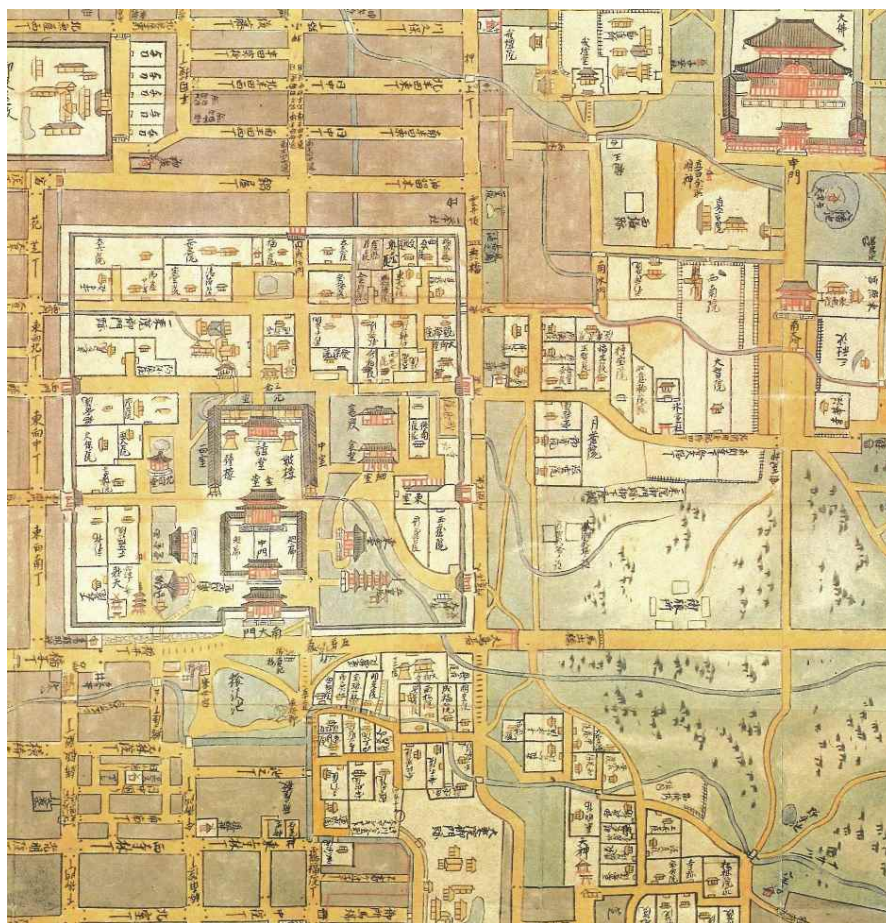


図2-8 江戸時代の興福寺境内：興福寺寺内は明治初期まで築地が巡り、築地外にも境内地が広がっていた（「奈良町絵図」(部分)宝永6(1706)～享保2年(1717)天理図書館保井文庫蔵)

2-3-3 計画地周辺の土地利用の変遷と調査で確認された主要遺構等

計画地は興福寺中心伽藍の北側、北門近くに位置しており、明治時代初期までは子院の宝徳院や大持院が置かれていた場所に相当する。

奈良時代の土地利用

興福寺旧境内は、南半部が興福寺地や奈良公園として往時の土地利用や地割りをほぼ引きついでいるのに対して、計画地が所在する北半部は明治期以降官公庁等が置かれるなど、開発・改変が著しい地である。旧境内北半部の発掘調査は多くなされているが、開発に伴う

ものがほとんどである。これまでに行われた調査からは、古代は北半部では活発な土地利用が行われておらず、空閑地や荒蕪地が広がっていたようである。このような中、境内北端の計画地には瓦窯が築かれ、興福寺等に瓦を供給していた。

平安時代以降の子院の形成

しかし平安時代になると一乗院や大乘院、慈尊院、大持院、観禅院といった興福寺の子院が次々と営まれるようになった。調査では子院に関連する建物跡やそれらを区画する築地や門、庭の石列や池等が各所で確認されている。

興福寺子院に関する調査のうち、昭和38年(1963)に実施された県庁舎建替に伴う一乗院跡(現在の奈良地方・家庭・簡易裁判所敷地)の調査(県文化財保存事務所調査)では、かつての火災で焼失する前の宸殿や庭園の遣水状の溝が検出された。また、当該地は僧房等主要伽藍の北側に接しており、下層遺構の土壌から平安時代の興福寺火災後の遺物を投棄した

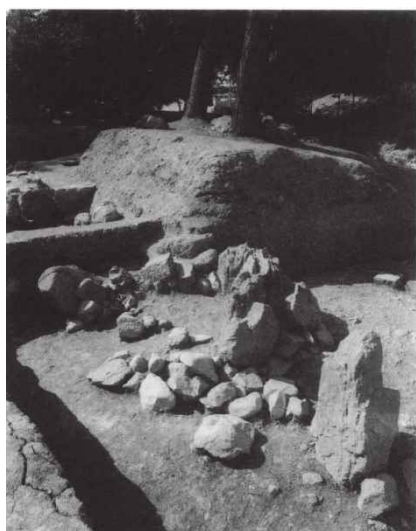


図2-9 一乗院宸殿北側園池の島と立石
_(『奈良文化財研究所 紀要2002』)



図2-10 県指定 興福寺旧境内出土将棋駒・
習書木簡・題箋軸_(奈良県 HP より)

とみられる大量の土器が出土した。このうち施釉陶器類は奈良時代の施釉陶器の組成や技法、使用を知る上で貴重なものとして重要文化財に指定されている。また平成5年(1993)の吉祥院跡(県文化会館周辺)の調査(檀考研992095)と平成25年(2013)の勧善院跡の調査(檀考研013031)では、将棋の駒が出土している。前者は天喜6年(1058)の木簡と共に出土した日本最古の将棋駒出土例であり、後者は承徳2年(1098)と記された巻物の軸と共に出土した中将棋に用いる「酔象」駒で、これまで鎌倉時代で流行したとされた駒が平安時代から用いられていたことが明らかとなった。これらは将棋の変遷上貴重な資料として一括で県の文化財に指定されている。1993年の駐車場建設に伴う調査(檀考研993134)では12～13世紀を中心とする土壌や井戸から大量の土師器類が検出され、土師器類一括出土の中でも最大のもので注目されている。これら土師器類は儀式に伴い一括投棄または廃棄されたとみられており、当時の儀式や祭祀との関連が窺われる。これらを含めた各所の調査や史資料から、北半部は中世以降に境内の整備が格段に進み、明治時代に入るまで主に子院を中心と

する土地利用がなされていたことが知れる。

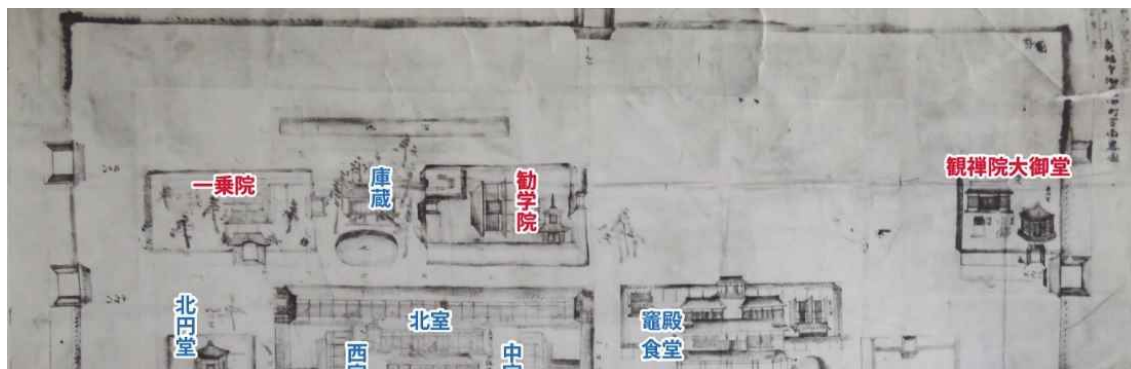


図2-11 中世の築地内北半部にみられる子院(赤字が子院)
(「興福寺伽藍四町方面略図」(部分) 13世紀中頃 氷室神社蔵)

明治時代以降の土地利用

明治14年(1871)の社寺領上知令により旧境内北部はいち早く興福寺と切り離された。旧一乗院門跡は奈良県の県庁舎として官用され、その後堺県に合併されると県庁は堺県奈良出張所と改称され興福寺旧金堂へ移り、一乗院の宸殿は明治9年(1866)より裁判所庁舎として使用された。宸殿は明治14年(1871)に大阪府と合併した後も裁判所として使用され、昭和37年(1962)に庁舎の老朽化・県庁付近一帯の整備計画に伴い唐招提寺に移築されるまで利用されていた。

堺県奈良出張所は大阪府と合併した際に奈良郡役所となり、普門院跡(現在の奈良県庁敷地西側)に庁舎を新設した。明治20年(1877)に大阪府から独立、奈良県が再設置されると、一度興福寺食堂跡に建てられた擬洋風建築「寧楽書院」を県庁舎とし、同27年(1892)に県書記官官舎跡地(勸学院跡・吉祥院跡、現在の奈良県文化会館及び南側前庭)を敷地として翌年県庁舎が完成した。この庁舎は昭和40年に現在地に県庁舎が建設されるまで使われた。

勸禅院跡(現在の奈良公園バスターミナル)には、明治13年(1870)に興福寺東室にあった堺県師範学校分局奈良学校(翌年に大阪府立奈良師範学校と改称)が移転された。一時興福寺東室に校地を戻し、大阪府立大阪師範学校との合併を経て、明治21年(1878)に奈良県尋常師範学校として分離創立し勸禅院跡地に再度移転、校舎を建設した。その後昭和24年(1881)には奈良学芸大学が発足し、同33年に高畑町に移転するまで観禅院跡は長らく学校用地として利用される。なお大正期の図面をみると観禅院跡には大御堂や東円堂の建物跡の土壇遺構が残存していたようであるが、その後削平されたとみられる。

奈良県庁舎が東側の奈良学芸大学跡地に改築されるに伴い、新庁舎前に相当広い空き地として駐車場を建設するという方針の下に、東側県庁隣接地に昭和42年(1967)に登大路駐車場が開設された。

なお計画地は昭和40年代まで奈良県税務署用地、南側の美術館部分はカトリック奈良教会(S3年からS43)であった。(計画地周辺の昭和40年代の整備については次項で記載)

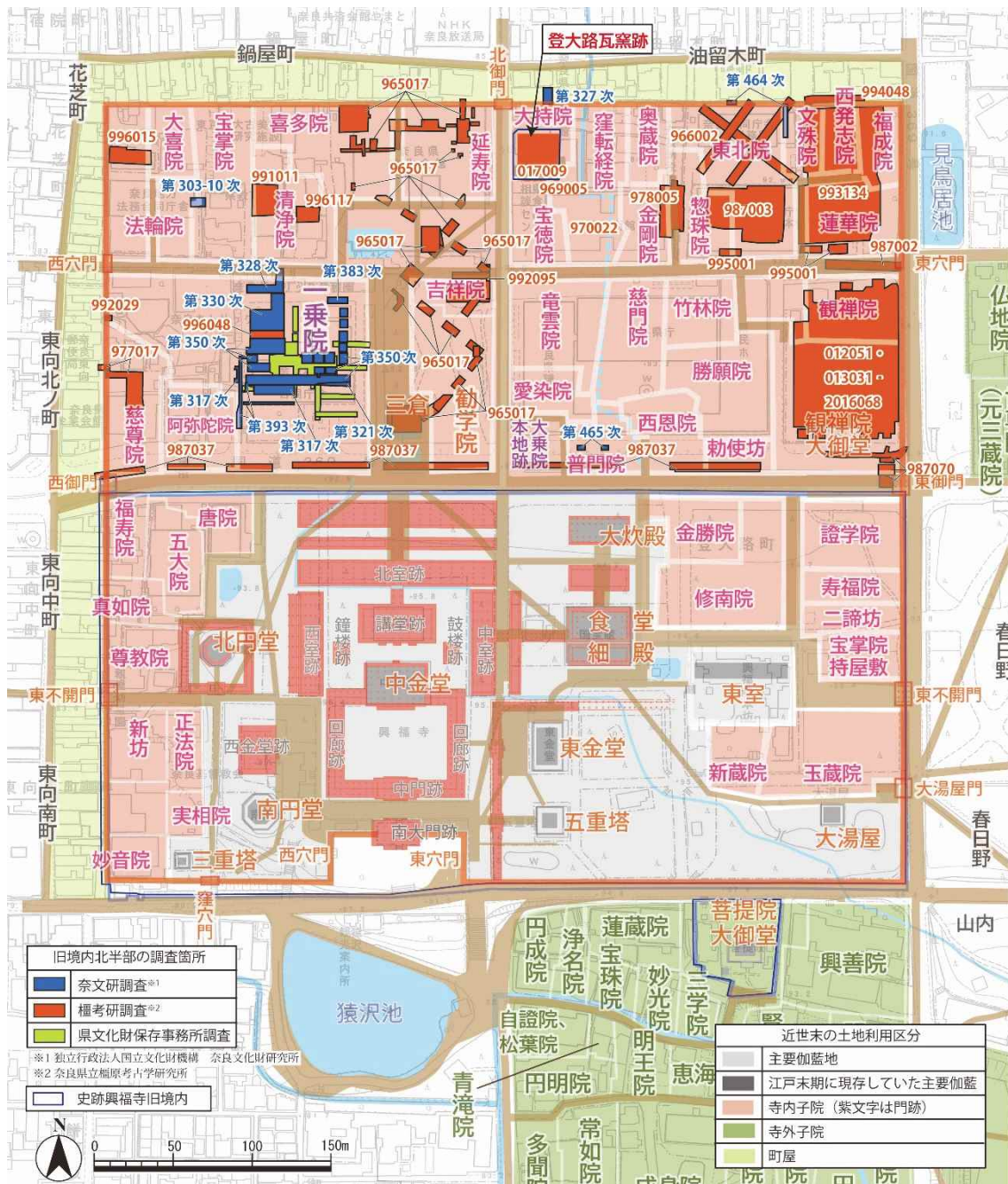


図2-13 近世末の興福寺境内と、旧境内北半部の発掘調査位置図
 (図の範囲は築地内及び築地外境内地の一部)

表2-1 旧境内地北半部の子院に関する調査一覧

調査番号	調査名	遺構の概要	遺物の概要	備考	文献
962007	奈良県庁附近整備地区内遺構調査	礎石、塀、溝	瓦		(終了報告)
県文化財保存事務所調査	旧一乗院遺構発掘調査	礎石建物（前宸殿）、雨落溝、基壇（前身遺構）、庭園	土器、施釉陶器（二彩・三彩・緑釉）、陶硯、瓦、銭貨、金属製品、ガラス製品、石製品		*1
965017	三倉・喜多院推定地文化観光会館建設地等（旧県庁舎跡）	礎石建物、溝	瓦、将棋駒		(終了報告)
970022	興福寺旧境内	溝、ピット	土器		*2
977017	興福寺旧境内	礎石建物、掘立柱塀、井戸、土坑、基壇状遺構、石垣	土器、陶磁器、瓦、銭貨	慈尊院	*3
978005	興福寺旧境内	溝、掘立柱塀、土坑、礎石建物	土器、墨書土器、陶器、瓦、銭貨		*4
987002	興福寺旧境内(惣珠院東)	溝、井戸	土器	観禅院	*6
987003	興福寺旧境内(惣珠院)	掘立柱建物（門）、掘立柱塀、井戸、土坑、道路側溝、池、石敷遺構	土器、墨書土器、土馬、瓦	惣珠院・東北院家	*6
987037	興福寺旧境内（西門・一乗院・寿福院・勅使坊）	礎石建物、基壇、溝、築地塀、柱穴列、暗渠、池	土器、瓦、木簡	西門/一乗院南面築地塀	*6
987070	興福寺旧境内	池	—	観禅院	*6
991011	興福寺清浄院跡	築地塀、溝、井戸、土坑	土器、墨書土器、陶磁器、瓦、銭貨、金属製品	荒神祓闕連墨書土器	*7
992029	興福寺旧境内	築地塀、石組溝	土器、瓦		*8
992095	興福寺旧境内	井戸	土器、瓦、木簡、木製品	吉祥院/将棋駒	*8
993134	興福寺旧境内	溝、井戸、土坑、土器廃棄坑	土器、墨書土器、陶磁器、瓦、木簡、木製品、銭貨、金属製品	柿経	*17
994046	興福寺旧境内果園推定地	土坑	土器、緑釉陶器		*9
994048	興福寺旧境内	石組溝、ピット（建物、柵）	土器、瓦		*9
995001	興福寺旧境内	柱穴列、ピット	土器、瓦		*10
996015	興福寺旧境内	井戸、溝、土坑、小ピット	土木、瓦		*11
996048	興福寺旧境内(一乗院跡)	池	土器、瓦		*11
996117	興福寺旧境内	溝、土坑、ピット	土器、陶磁器、瓦		*11
997017	興福寺果園・園地	溝、井戸、土坑、池状遺構	土器、陶磁器、瓦		*12
997026	興福寺旧境内	溝、土坑、池	土器、白磁、瓦	試掘	*12
997040	名勝奈良公園(興福寺旧境内)	柱穴列、溝、井戸、土坑	土器、瓦、石製品	福生院	*12
997057	興福寺旧境内(果園・園地)	柱穴列、溝、井戸、土坑、羽釜埋納土坑	土器、灰釉陶器、陶器、瓦		*12
293-6次	左京三条六坊(興福寺西域)の調査	溝、井戸、土坑	土器、瓦、鹿角製品	東六坊坊間東小路	*13
303-10次	興福寺宝掌院跡の調査	井戸	土器、瓦、銭貨		*14
317次	一乗院の調査	礎石建物、溝、土坑、石敷	土器、瓦、金属製品、石製品		*15
321次	一乗院の調査	溝、土坑、護岸施設、暗渠	土器、施釉陶器（二彩・三彩・緑釉）、瓦、銅滓		*15
327次	興福寺旧境内の調査	柱穴列、溝	土器、陶磁器、瓦、銭貨、金属製品	大持院	*16
328次	興福寺一乗院跡の調査	溝、土坑、整地土	土器、瓦、金属製品、ガラス製品	試掘	*16
330次	興福寺一乗院跡の調査	掘立柱建物、池、井戸、土坑、暗渠	土器、瓦、木製品、金属製品、石製品		*16
350次	興福寺一乗院跡の調査	池、井戸、柱穴、大規模土坑、泉水状遺構、寝殿遺構、雨落溝、殿上遺構、溝	土器、瓦、木製品、金属製品、鑄造関連遺物、瓦磚類		*18
383次	興福寺一乗院跡の調査	土坑	土器、瓦		*19

調査番号	調査名	遺構の概要	遺物の概要	備考	文献
393次	興福寺一乗院跡の調査	溝、石列	土器、瓦		*20
464次	興福寺旧境内の調査	溝、土坑	土器、瓦		*21
012051	名勝奈良公園・興福寺跡	土坑	土器、瓦、将棋駒		*22
13031	名勝奈良公園・興福寺跡	井戸、土坑	土器、瓦、土製品、木簡、木製品、石製品、銭貨、金属製品、将棋駒		*22
2016068	興福寺跡・名勝奈良公園の調査	井戸、土坑	井戸枳材、土師器皿、瓦器腕、瓦器皿、瓦、土師器、宋銭（政和通寶）		*23

（『奈良県立橿原考古学研究所調査報告書第122冊』（2017）を元に加筆修正）

《参考文献》

- *1 『重要文化財 旧一乗院宸殿・殿上及び玄関移築工事報告書』 奈良県文化財保存事務所 1964
- *2 『奈良カトリック教会跡の発掘調査』 奈良県 1970
- *3 『奈良県遺跡調査概報 1977年度』 奈良県教委 1978
- *4 『奈良県遺跡調査概報 1978年度』 奈良県教委 1979
- *5 『奈良市埋蔵文化財調査報告書 昭和59年度』 奈良市教委 1985
- *6 『奈良県遺跡調査概報 1987年度』（第2分冊）橿考研 1990
- *7 『奈良県遺跡調査概報 1991年度』（第1分冊）橿考研 1992
- *8 『奈良県遺跡調査概報 1992年度』（第1分冊）橿考研 1993
- *9 『奈良県遺跡調査概報 1994年度』（第1分冊）橿考研 1995
- *10 『奈良県遺跡調査概報 1995年度』（第1分冊）橿考研 1996
- *11 『奈良県遺跡調査概報 1996年度』（第1分冊）橿考研 1997
- *12 『奈良県遺跡調査概報 1997年度』（第1分冊）橿考研 1998
- *13 『奈良国立文化財研究所年報 1999-Ⅲ』 奈文研 1999
- *14 『奈良国立文化財研究所年報 2000-Ⅲ』 奈文研 2000
- *15 『研究所紀要 2001』 奈文研 2001
- *16 『奈良文化財研究所紀要 2002』 奈文研 2002
- *17 『興福寺旧境内一県分庁舎建設に伴う調査一』（奈良県文化財調査報告書第78集） 橿考研 2003
- *18 『奈良文化財研究所紀要 2003』 奈文研 2003
- *19 『奈良文化財研究所紀要 2005』 奈文研 2005
- *20 『奈良文化財研究所紀要 2006』 奈文研 2006
- *21 『奈良文化財研究所紀要 2011』 奈文研 2011
- *22 『奈良県立橿原考古学研究所調査報告書第122冊』 橿考研 2017
- *23 『奈良県遺跡調査概報 2016年度』（第2分冊） 橿考研 2018

2-3-4 昭和40年代における興福寺旧境内北半部の整備

昭和33～34年(1958～1959)に奈良学芸大学・附属小学校の移転し、その跡地に県庁舎が移転改築することとなり、これを契機に県庁周辺整備が進められた。

昭和40年(1965)3月に県庁舎が竣工し、続くように奈良地方裁判所等の官庁関連施設、県立美術館・文化会館をはじめとした文化施設の整備に着手する。美術館のすぐ北側の土地には、奈良県婦人会館、県民生活科学センター、日本赤十字社が建設された(下図参照)。周辺交通では、県庁前の道路は幅員10mと狭く交通渋滞が顕著であったため

43mに拡張され、奈良－油阪間が路面走行区間であった近鉄電車の地下化移設も行われた。このうち奈良県庁と奈良県立美術館、文化会館は当時建設省近畿地方建設局の片山光生の設計（文化会館は基本設計）によるもので、若草山への眺望など共通したデザイン配慮がみられる。県庁舎は平成11年(1999)には旧建設省の「公共建築百選」に、令和5年(2023)にはDOCOMOMO Japanから「国内の優れたモダニズム建築」280選の一つに選ばれた。この時期に集中的に整備された施設は約50年を経て、新たな機能の付加のために増改築するもの、社会情勢の変化にあわせて機能の再配置や移転・撤去するものなどもみられようになった。

計画地は元奈良税務署用地であり、昭和44年(1969)の婦人会館・県民科学センターの建設が決定し、その事前発掘調査によって登大路瓦窯跡が検出された。これを受けて両施設の建物設計を変更し、遺構上を避ける形で建設される事となり、瓦窯跡は保存された。約50年を経過して現在は新たな機能の付加等の必要性から、美術館及び隣接する文化会館の一体的整備を目指して、県民生活科学センターと奈良県婦人会館、日本赤十字社の建物の移転等を行っている。

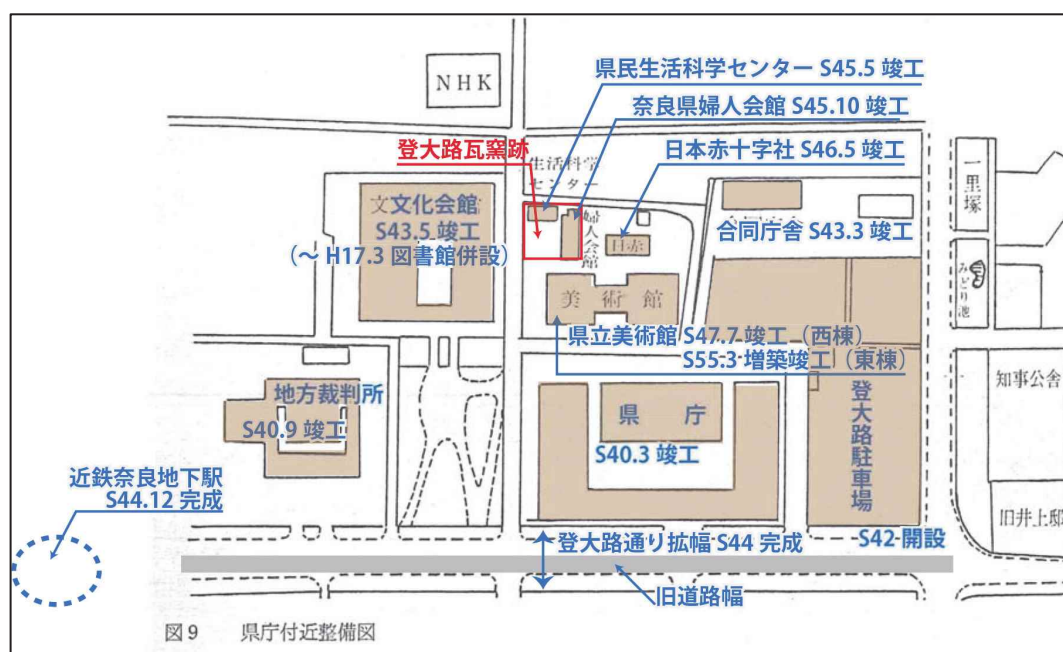


図2-14 昭和40年代県庁周辺整備図（『奈良公園史』掲載図に着色・加筆）

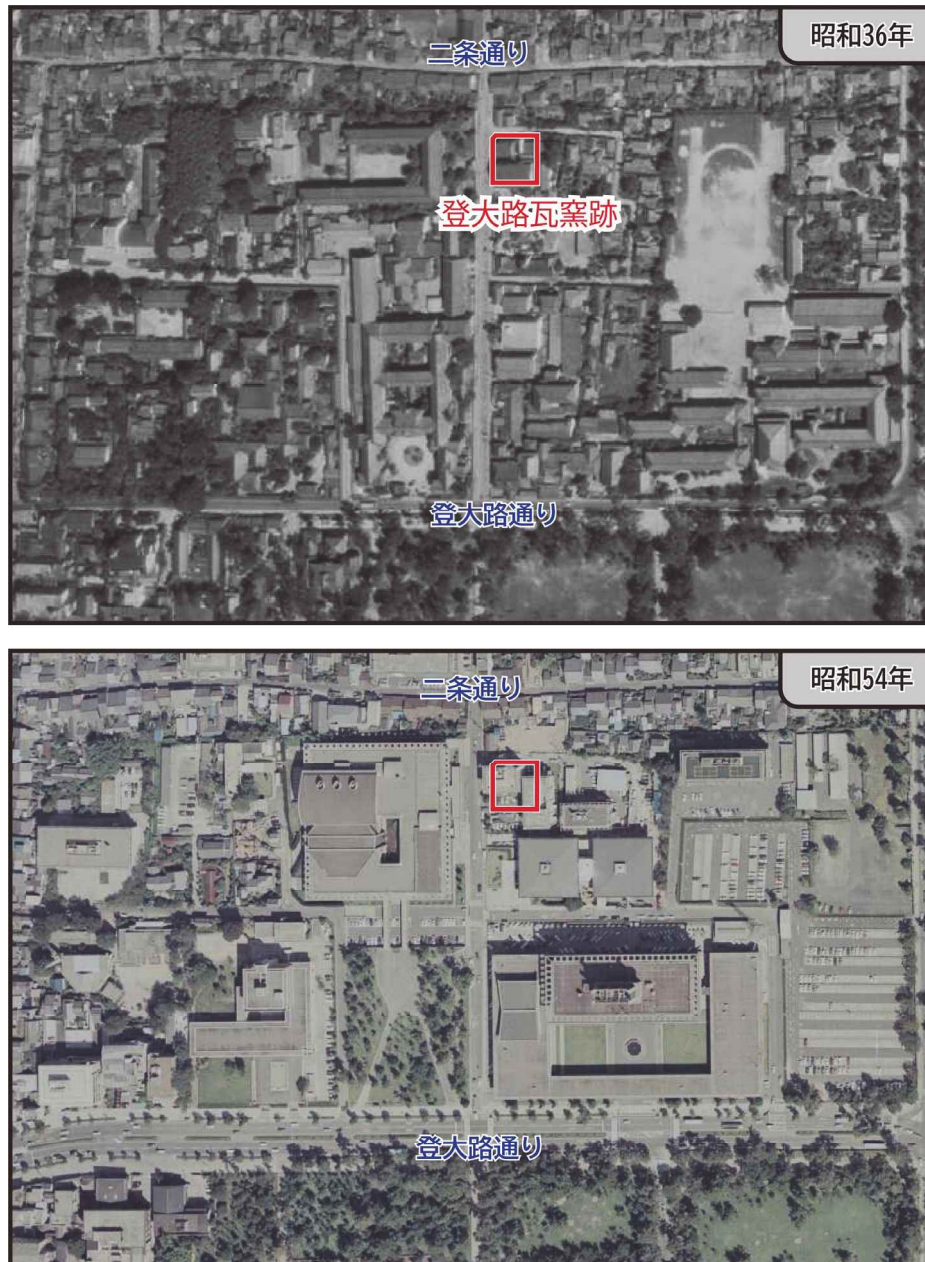


図2-15 航空写真にみる昭和40年代前後の登大路瓦窯跡(計画地)周辺の比較
(国土地理院ウェブサイトMKK613-C3-133、CKK793-C3-23に一部加筆)

2-4 社会的環境

2-4-1 道路・交通

史跡興福寺旧境内は、広域幹線道である国道369号（登大路通り）、169号と接している。さらに南側には市道三条線（三条通り）が通る。国道369号と三条通りは並行して奈良市中心部を東西に走り大阪方面へと繋がり、さらに国道369号は興福寺北東（県庁東交差点）で北へ折れ京都方面へと連絡している。国道169号は同交差点を起点として奈良盆地の東山

裾を南北に走り、南は明日香・吉野を経由して和歌山へ至る道である。

国道 369 号は史跡興福寺旧境内の北側を通る国道 369 号は、かつての興福寺境内道路を拡幅整備されたもので旧境内を分断する道であるが、現在では近鉄奈良駅と奈良公園方面を結ぶ重要な路線となっている。国道 369 号は興福寺北参道の入口と接しているが、ここから南へ入れば興福寺中心伽藍へ、国道 369 号を横断してさらに北へ延びる南北道路(市道北部第 361 号線)を 100m ほど進むと登大路瓦窯跡へ至る。

また、近鉄奈良駅の南西約 1km 地点には JR 奈良駅があり、これら交通拠点や市内主要箇所を路線バスや「ぐるっとバス」が巡っている。

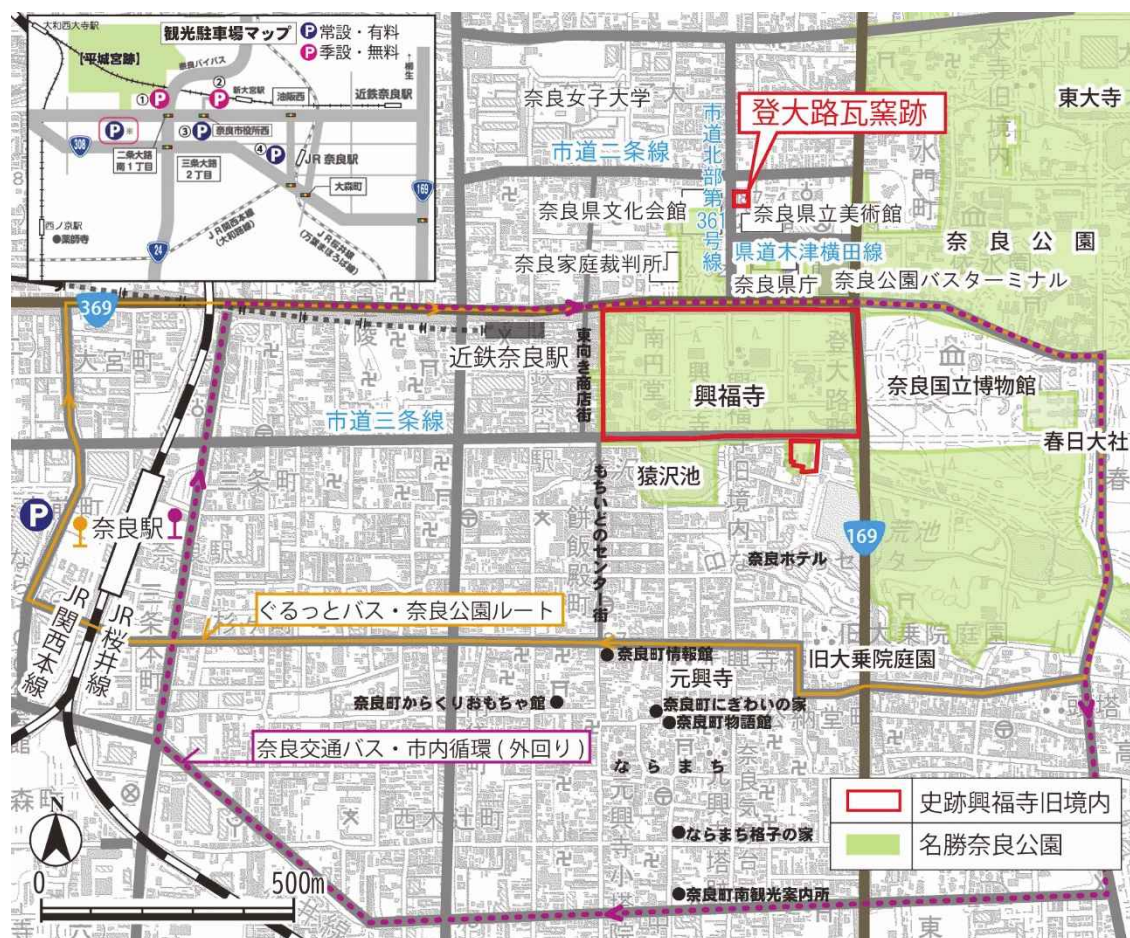


図2-16 登大路瓦窯跡周辺の道路・交通網及び施設分布図

(図中右上の観光駐車場マップは<https://www.nara-access-navi.com/>より、一部加筆)

2-4-2 観光

平城宮跡を中心として興福寺、春日大社、東大寺、元興寺、薬師寺、唐招提寺、春日山原始林は文化遺産「古都奈良の文化財」として世界遺産に登録されている。計画地は、これらをはじめとした約1300年の歴史を紡ぐ社寺、歴史的建造物、自然、町並みが集中する中心地と隣接している。

興福寺の南にあり、興福寺が仏教行事（放生会）を行う舞台でもある猿沢池は、この池から興福寺中心伽藍への景観が絵図や古写真にも残る等、奈良の代表的な景観であり続けており、近年はライトアップされるなど、様々なイベントにも活用される場所となっている。また猿沢池や興福寺境内を西限として、東の若草山や春日山へ向かう660haの広大な地域は奈良公園として親しまれ、世界遺産となっている社寺に加え、氷室神社や手向山八幡宮、正倉院などの貴重な歴史的文化遺産とこれらを取りまく豊かな緑が調和し、野生の鹿の遊ぶ世界にも類を見ない公園として、国内外から多くの観光客が訪れる。

猿沢池や興福寺境内から南側一帯は南都の諸寺の門前から発達した「ならまち」エリアであり、歴史的な町並みが保存され、古民家を活用したカフェや雑貨店等が立ち並んでいる。見学や休憩に利用できる、奈良町の伝統的な町屋を再現した施設（ならまち格子の家）もある。興福寺境内のすぐ東側の東向き商店街は、かつて興福寺に背を向けないように通りの西側にのみ建物が建てられてすべての建物が東を向いていたことに由来する。現在は近鉄奈良駅に直結する利便性から、老舗や土産物屋、飲食店が並ぶ奈良を代表する商店街となっている。興福寺子院であった大乗院跡には奈良ホテルが建っており、明治42年（1909）の創業以来、近畿における迎賓館の役割を担い多くの著名人が宿泊してきた。ホテルの南側に残された旧大乗院庭園は国の名勝に指定され、公開されるとともに隣接する名勝大乗院庭園文化館は大乗院の歴史資料の展示コーナーや休憩コーナー、貸室などもある。計画地に近接する、旧二条通りに面して立地する奈良女子大学は、明治41年（1908）に国内で2番目に設置された女子高等師範学校を前身とする。当時から残る旧本館や正門は国の重要文化財に指定され、奈良の景観に溶け込む優れた近代建築として観光資源にもなっている。周辺には奈良きたまちの町並みや商店街が広がっている。

来訪者への各種案内を行う観光案内所は、近鉄奈良駅ビルの総合観光案内所や、奈良公園周辺では東大寺駐車場前の夢風ひろば内と東大寺ミュージアム前にある奈良県観光インフォメーションセンター（奈良県）で外国語案内可能なスタッフによる県内各所の案内を行っている、またJR奈良駅前にはJR奈良駅旧駅舎（昭和9年建築）を利用した観光案内総合案内所や、三条通りの奈良市立中部公民館1階には奈良市観光センター・ナラニクル（奈良市）で観光案内や荷物預かり等を行っている。



図2-17 奈良公園マップ（奈良県奈良公園事務所HPより）

2-4-3 関連計画・法規制

1) 関連計画

<史跡興福寺旧境内保存活用計画>

令和4年(2022)3月に策定された史跡興福寺旧境内の保存管理・活用・整備の方向性等を示したもので、この中で令和4年3月に追加指定された登大路瓦窯跡の保存管理の方法を以下のように定めているほか、隣接する史跡周辺部についても望ましい保存管理方法について言及している。(当該部分の執筆は奈良県担当)

ア) 保存管理の考え方(方針)

史跡興福寺境内地として一体的に保存管理を行うとともに、本地区を指定する契機となった瓦生産にかかわる遺構の保存を図る。今後の当該地での行為は、その瓦窯跡遺構の価値の顕在化を目的とする保存活用施設に利用する行為に限定される。

指定地は、奈良市登大路町10番地1のうち、国土座標 $X=-145740.000\text{m}$ を南限、 $Y=-15370.000$ を東限とする範囲である。ただし、指定地内にも遺構の遺存状況や発掘調査の実施状況による差異がある。また、同敷地内で指定地外となっている部分についても管理上は指定地と密接な関係にある。

イ) 保存管理の方法

上記のような実情に基づいて、当該地(登大路町10番1)を4区分し、N1～N4区とする。このうち史跡指定地に含まれるN1～N3区については、地下遺構の確実な保存を前提とし、瓦窯跡遺構の存在を顕在化させ、整備・活用を目的とする場合に限り、現状変更が認められる。現状を変更するには事前に現状変更等許可申請書を文化庁長官宛てに提出し、許可を得る必要がある。

また史跡に隣接するN4区については、周知の埋蔵文化財包蔵地に含まれており、開発行為に際しては奈良県文化財担当部局と事前協議のうえ、文化財保護法に基づく発掘届(発掘通知)を提出する必要がある。

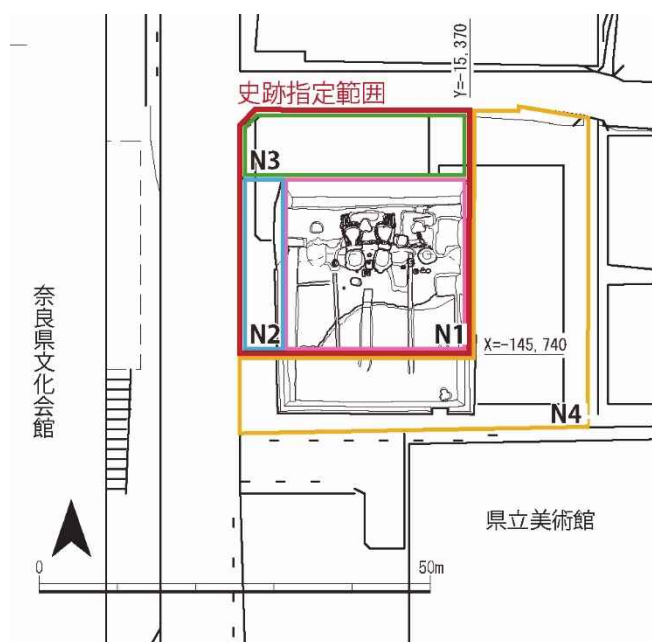


図2-18 北地区(登大路瓦窯跡)細地区区分図

史跡の本質的価値を構成する諸要素の保存管理

N1区(北地区指定地内の南東部)

○奈良時代後半に操業を開始した瓦窯跡3基が確認され、地下に保存されている区域である。この区域では瓦窯跡の十分な保全を今後の保存・管理の基本方針とする。

N2区(北地区指定地内の西辺部)

2) 主な法規制

計画地は文化財保護法に基づく史跡指定地をはじめとして、都市計画法や建築基準法、景観法等様々な法令・計画による指定がなされている。また計画地は世界遺産「興福寺」の資産範囲の北側にあつて、世界遺産の「緩衝地帯」（都市計画法等に基づく）にも含まれている。

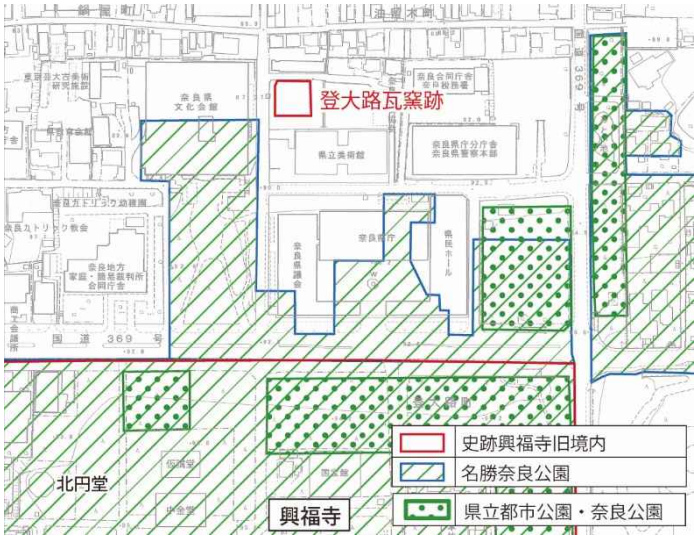
表2-2 計画地にかかる主な法的規制等

関係法令	指定等名称・区域	主な規制内容	許可等権限者
文化財保護法	史跡興福寺旧境内	現状変更等の行為	文化庁長官の許可
	周知の埋蔵文化財包蔵地：興福寺跡	土木工事等の発掘届出・通知	奈良県知事への届出・通知
都市計画法	都市計画区域/市街化調整区域	建築物等開発行為 計画地は容積率200%	奈良県知事の許可
都市計画法・奈良市風致地区条例	春日山風致地区：第5種風致地区※	建築物等の新築・改築・増築・移転、色彩の変更 宅地の造成、木竹の伐採、土石類の採取、土石・廃棄物等の堆積	奈良市長の許可
都市計画法 建築基準法	準防火地域	延面積500㎡以下の2階建て以下の建築物：木造は外壁等の耐火構造、延焼の恐れのある部分の防火壁の設置、非木造は防火壁の設置	奈良市長の許可
景観法 なら・まほろば景観まちづくり条例	景観区域：歴史的な風土景観区域	建築物等の形態意匠、高さ、規模、意匠の制限等 大規模建築物等の行為	奈良市長への届出
奈良市屋外広告物条例	禁止地域	（適用除外：文化財標識等法令に基づくもの、公共団体等による公共的目的をもつもの、一定の規模以下の自己の土地の管理上のもの、宗教的行事・年中行事のために設置するもの、一定の規模以下の文化財の案内道標・案内板）	奈良市長の許可

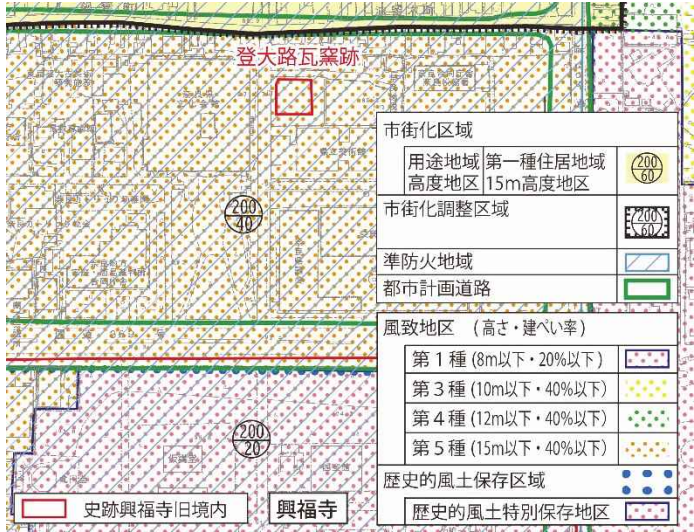
※第5種風致地区における許可等の主な基準

高さ	建ぺい率	壁面後退距離		緑地率	切土または盛土の法面の高さ
		道路側	隣地側		
15m以下	40%以下	2m以上	1m以上	20%以上	4 m以下

文化財保護法、都市公園法
・奈良県立都市公園条例



都市計画法・建築基準法・奈良市
風致地区条例、古都保存法※
※古都保存法＝古都における歴史的風土の保存に関する特別措置法



景観法、
なら・まほろば景観まちづくり条例

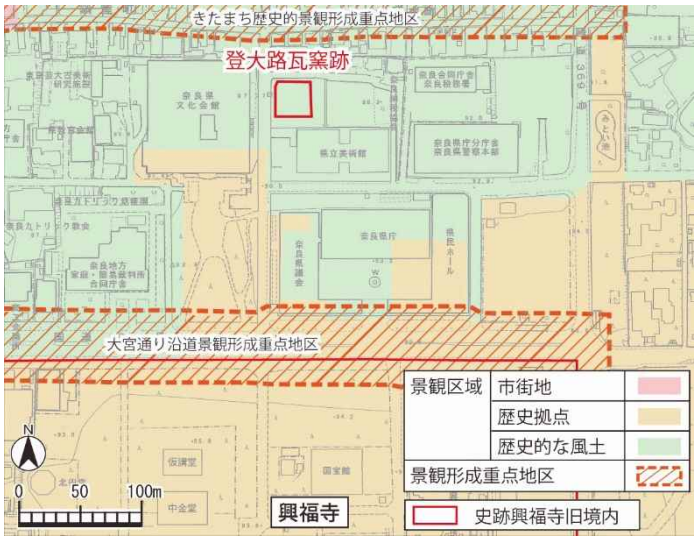


図2-20 計画地及び周辺法規制状況図

第3章 計画地の概要及び現状と課題

3-1 史跡指定の状況

<史跡「興福寺旧境内」当初指定>

指 定 日：昭和42年(1967)5月10日

告 示：文化財保護委員会告示第二十一号

所 在 地：奈良市高畑町、登大路町地内

<追加指定>

指 定 日：令和4年3月15日

告 示：文化財保護委員会告示第二十一号

所 在 地：奈良市登大路町10番1のうち実測907.78㎡（全体の指定範囲はP6図参照）

指 定 説 明：興福寺は、奈良盆地東縁の台地上に立地し、奈良時代に創建され現在も法灯を継ぐ寺院である。和銅3年(710)の平城遷都に伴い、藤原氏の^{うじでら}氏寺として平城京外京の平城京左京三条七坊の地に主要伽藍が建立された。『造興福寺記』、『興福寺流記』などの文献史料には、治承4年(1180)の南都焼き討ちをはじめ、享保2年(1717)までに兵火や天災により7度被災し、伽藍中心部の堂宇のほとんどが灰燼に帰したとある。

興福寺旧境内における発掘調査は、昭和30年(1955)の奈良国立文化財研究所(現・独立行政法人国立文化財機構奈良文化財研究所)による^{じきどう}食堂の発掘調査以来、奈良県立^{かしはら}橿原考古学研究所、奈良県文化財保存事務所等によって継続的に実施されている。平成10年度(1998)から実施された^{ちゅうこんどういん}中金堂院や南大門等の発掘調査によると、度重なる被災にもかかわらず、創建当初の位置でほぼ忠実に再建が繰り返されていたことが判明している。これらの主要伽藍が所在する興福寺旧境内の南半は、歴史的価値の高い仏教寺院として昭和42年に史跡に指定された。

一方、これらの主要堂宇の北側には、史料や絵図等により平安時代から近世にかけて複数の子院が存在していたことが知られ、発掘調査では中世から近世の礎石建物や^{ほつたてばしら}掘建柱建物、掘立柱塼、築地塼のほか、池や大型の土器廃棄土坑等が検出されている。また、この興福寺旧境内北半では奈良時代から鎌倉時代に操業した^{かわらがま}瓦窯も見つかっている。昭和44年奈良県教育委員会が実施した調査では、平安時代末期～鎌倉時代初頭と推定される瓦窯10基を検出した。この瓦窯は平成29年度に、奈良県文化会館・美術館及び周辺整備に伴って改めて調査が実施され、12基の瓦窯の存在が判明するとともに、瓦窯の操業時期が、8世紀後半～10世紀初頭(第1期)、11世紀後半(第2期)、12世紀後半(第3期)の3つに区分できることが明らかとなった。今回追加指定するのは、これらのうちの第1期に位置づけられる3基の窯である。

この3基はいずれも奈良時代後半に構築された平窯である。平窯は前庭部、焚口、燃焼室、焼成室に区分でき、焚口から焼成室までの全長は約4メートル、燃焼室と焼成室の横幅は約2メートルの規模をもつ。上部は削平されているものの、3基のうち2基は焼成室

が高さ約1メートルほど遺存している。焼成室は燃焼室よりも一段高くなっており、焼成室には瓦片を横積みして構築した分焰^{ぶんえんしょう}牀を6～7本備えている。この構造は古代においても時期的に古く位置づけられる平窯^{へいば}の特徴である。瓦窯内部^{はいばら}や灰原から出土した軒瓦は、これまでに知られている興福寺旧境内出土の8～9世紀の軒瓦と一致する例が大半を占め、堂宇の整備、再建等に伴い瓦生産を担った瓦窯であることが分かる。

興福寺所用瓦を生産した瓦窯には、史跡奈良山瓦窯跡^{ならやまかわらがまあと}の梅谷瓦窯跡^{うめだに}(京都府木津川市)、名勝奈良公園内に所在する荒池瓦窯跡^{あらいけ}(奈良市)が知られ、いずれも創建時に瓦生産を担ったと考えられている。第1期の瓦窯は前記の2つの瓦窯群に技術的系譜をもちつつ、主要伽藍完成後に操業を開始し、生産を続けた瓦窯で、古代の瓦需給体制の実態を理解する上で極めて重要である。

今回、遺存状況が比較的良好であり、条件の整った瓦窯を追加指定し、保護の万全を図るものである

(『月刊文化財』令和4年2月701号 文化庁監修 第一法規より)

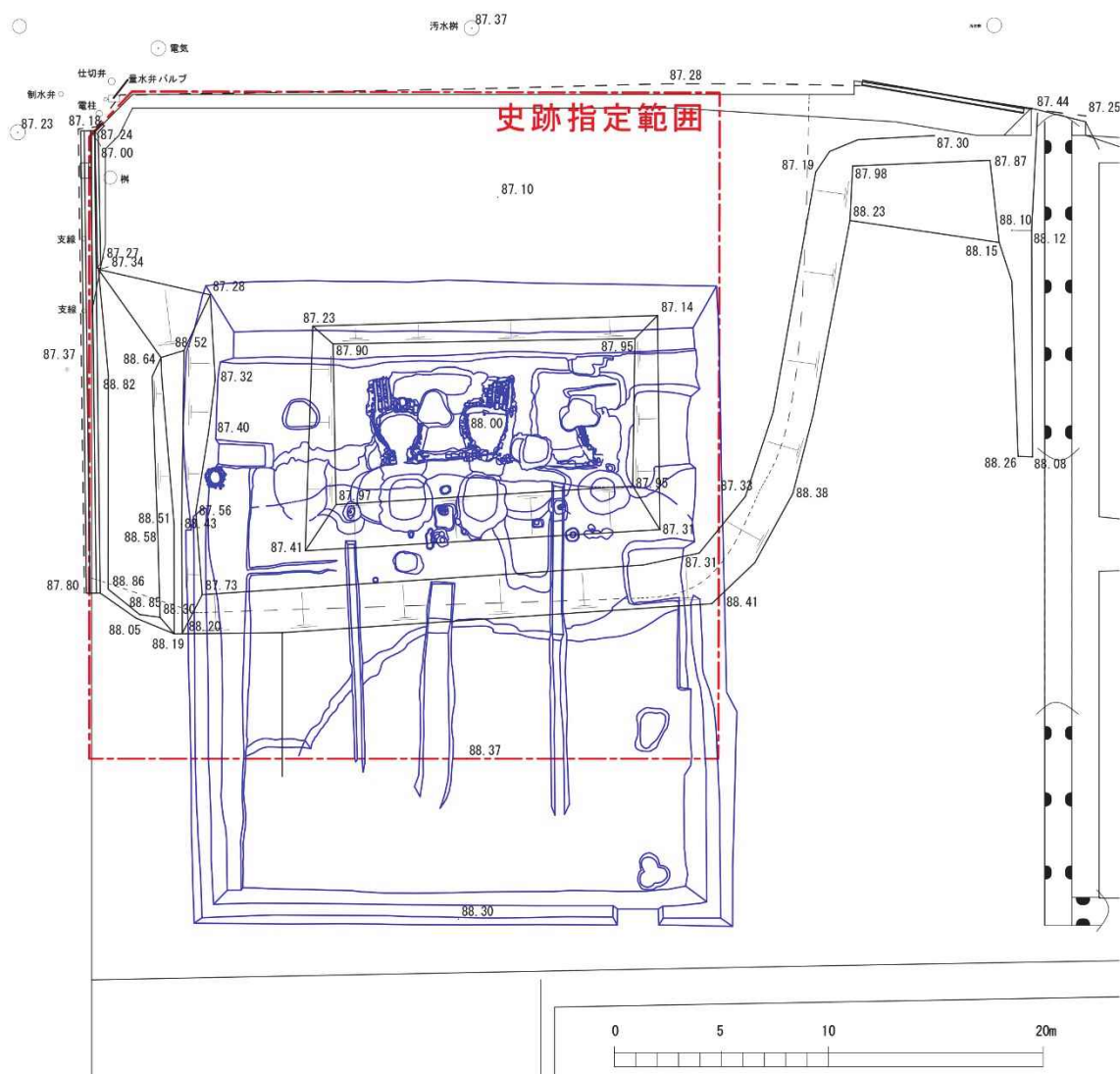


図3-1 史跡指定範囲図(「史跡興福寺旧境内」のうち登大路瓦窯跡指定地部分)

3-2 登大路瓦窯跡の概要⁽¹⁾

3-2-1 位置と調査経過

登大路瓦窯跡は奈良市登大路町10-1・10-6にあり、奈良県立美術館の北西の一面に位置する。明治初期まで興福寺の境内地(築地内)に含まれ、旧境内北側のほぼ中央部にあたる。

昭和44年度(1969)に奈良県が実施した奈良県婦人会館及び奈良県消費生活センター(当時は県民生活科学センター)の建設に伴う発掘調査において、10基の瓦窯跡が検出された(檀考研969005調査⁽²⁾)。その後、確認された遺跡の重要性から、整備予定の建物は遺構の位置を避けて建設された。

平成29年度(2017)には文化会館・美術館及び周辺整備事業に伴う調査を実施した事で瓦窯の構造や複数段階にわたる操業の変遷、操業終了後の土地利用が明らかとなった(檀考研017009調査⁽³⁾)。平成29年度の調査では最下層の第4遺構面は完掘せず、調査後は遺構上面を不織布と砂、土嚢で保護し埋め戻されており、現在も良好な状態で保たれている。

3-2-2 遺構の概要

現在計画地は平坦地であるが、かつては南向きの斜面地で、この地形を利用して瓦窯群が造営されたと考えられている。検出遺構は全4時期(第1～4遺構面)からなり、第2～4遺構面において全12基の瓦窯が確認された(第2遺構面：A・B・D・G、第3遺構面：K・(H)・C・J・L、第4遺構面：E・F・I)。

《3期にわたる瓦窯跡》

瓦窯跡が確認された3期の各遺構面は瓦窯の操業時期によって第1期(第4遺構面)、第2期(第3遺構面)、第3期(第2遺構面)と3時期に区分している。調査で確認された各時代の瓦窯は全て有畦式平窯に分類される。ロストル式平窯とも呼ばれる有畦式平窯は、焚口、燃烧室、焼成室で構成され、焼成室に分焰牀(畦状の高まり)を複数設けることが特徴である。

瓦窯の構造は、焚口に向かって狭くなる馬蹄型の形状をなし、燃烧室は高さ0.6～1mで、壁面は1m程に瓦を積み上げている。焼成室の分焰牀は平瓦と土を交互に10～90cm程積み上げ、畦本数は6～7本の時と4本程度の時からなるものに分かれ、古いものは畦数が多い。天井部はいずれも近世の削平により既に破壊された状態であるが、一部の瓦窯の燃烧部内の落込みから、粘土に瓦と土を貼り付けた厚さ20～30cmのものが覆われていたと推定される。焚口部の壁面は自然石を横架し、その上に横穴式石室の羨道部のように天井石を一枚据えたものが一部残存している。また一部の瓦窯には焼成面が複数認められ、窯の床面や側壁面に造り替えた痕跡が確認されている。

瓦窯の南側では瓦窯の覆屋に伴う柱穴列や、瓦窯周辺の排水のための溝(第3期)が、瓦窯

⁽¹⁾ 3-2で掲載している遺構図及び遺構写真は奈良県檀原考古学研究所提供

⁽²⁾ 奈良県教育委員会 1970『都祁村吐山池ノ谷1号墳 奈良市登大路町の瓦窯発掘調査概報』

⁽³⁾ 奈良県教育委員会 2019『奈良県遺跡調査概報 2018年度(第二分冊)』

前面からは南向きの谷状地形などが確認された。谷状地形の上面には灰原が形成されていた。

以上の状況から瓦窯はそれぞれ東西方向に3～4基で列をなして同時に操業し、また第1期から第3期にかけて北から南へと変遷したと見られている。操業時期は第1期は出土遺物や瓦窯の構造より8世紀後半(奈良時代後半)、第2期は瓦窯の燃焼室や前庭部の出土遺物より11世紀後半、第3期は各窯や灰原からの出土遺物から12世紀後半と推定されている。窯は補修や大規模な改修によって複数回使用されており、奈良時代後半の操業に始まり、平安時代における興福寺の焼亡と再建、子院成立などによる大量の瓦を供給するために長期的かつ継続的に操業されていた瓦窯であることが明らかとなった。

《第1期3基の瓦窯跡》

保存・史跡指定の対象となっているのは第1期の3基の窯(E・F・I)であり、令和4年度(2022)3月15日に史跡興福寺旧境内に追加指定された。上述のように3基は奈良時代後半に構築された平窯である。前庭部、焚口、燃焼室、焼成室に区分でき、焚口から焼成室までの全長は約4m、燃焼室と焼成室の横幅は約2mの規模を持つ。上部は削平されているが窯E・Fの2基は遺構の残り具合が比較的良好である。

【窯E】

焼成面は燃焼室の床面断ち割りにより計8面確認されている。焼成面の分焰牀は推定計7本であり、そのうち東側4本は攪乱を受け南端のみ残存している。また分焰牀の幅が第2・3遺構面の瓦窯に比べて狭い点が特徴的である。焼成室と燃焼室の間には明確な階(平窯において焼成室と燃焼室の間に設けられた段差)が存在しており、燃焼室は床面からほぼ直立の角度で奥壁が立ち上がっていて、燃焼室の平面形態は逆台形を呈している。側壁を構築する瓦は平瓦や丸瓦の短辺を内側に向けて積み重ねられているものが多く、瓦の面はあまり揃っていない。焚口は支柱石が残存しており、また南側では南北2.7m×東西2.5m×深さ0.7mの土坑状の前庭部が検出された。第4焼成面(最下面)まで検出を進めたところ、これより下層は焚口の支柱石の底面が焼成面床面よりも高くなる事が分かった。よって現在残存している焚口・燃焼室の東西側壁は、少なくとも第4焼成面での操業以降に改築されたものである。

【窯F】

焼成面は計6面確認されており、操業を行うたびに燃焼室の床面が嵩上げされている。一方燃焼室の壁面の下部の石は据え変えられておらず、焚口の石についても改築の痕跡は見つかっていない。よって少なくとも6回の操業が行われていたが大規模な改築は行わず燃焼室の床面を少しずつ高くして焼成室との高低差を小さくしつつ、当時の窯体を継続して利用していたと見られている。焼成室の分焰牀の本数は計6本でそのうち東側の3本が残存。奥壁も一部残存していた。窯E同様、焼成室と燃焼室の間には明確な階を持ち、第1焼成面(最終操業時)での燃焼室南端と焼成室床面北端の高低差は0.94mである。燃焼室の東西

側壁面は下部に石を据え置き、上部は土と瓦積みで構築している。瓦は平瓦で、長辺を内側に比較的面を揃え積み重ねている。焚口は支柱石とその上部に鳥居状に架かる天井石が残存しており、南側には南北3.1m×東西2.4m、残存する深さ0.55mの土坑状の前庭部が検出された。また燃焼室内部は焼土の混ざった砂質シルトが0.05～0.1m程度の厚さで層状に堆積しているが、焚口外側は各層0.15～0.4mの厚さで瓦や焼土混じりのシルト層が堆積しており、窯の内側と外側で埋土・堆積状態が異なっている事が確認されている。

【窯I】

東半分と北端は婦人会館の建設により攪乱を受けていた。焼成面は計7面検出。西側壁は焚口付近で下部に石を置き、それ以外は平瓦を積み上げて構築されている。瓦は長辺を内側に向けているものが多い。焚口では支柱石の抜き取り痕が検出され、南側は南北2.1m×東西2.4m、深さ0.88mの土坑状の前庭部が確認された。

《子院関係》

最上層の第1遺構面は、瓦窯操業終了後の鎌倉時代後期に興福寺子院造営及び境内北半部整備の為、最大約1mの厚さで土造成された遺構面である。計画地南寄りの場所から宝徳院の北辺築地基礎の石積み遺構が検出された。石積みの北側からは宝徳院と大持院の間を東西に走る道路跡と南端からは石積みに沿って幅1.2m深さ0.5mの側溝跡が検出された。これらは計画地及びその周辺が興福寺の寺地であった明治時代初期まで使用されたと考えられている。

3-2-3 主な遺物

《瓦窯跡関連》

各瓦窯で複数の焼成面が検出されており、焼成面間の堆積層から瓦や土器などが検出した。また瓦窯の壁体や分焰牀には、興福寺創建時の所用軒平瓦である6671型式や平安時代前期(9世紀)の型式とされるⅡ平B2型式などの軒平瓦が使用されている。そのほか焚口南側の谷状地形(灰原)からも多数の瓦が出土した。瓦以外では、史跡の対象となった窯E・F・Iでは焼成面間より「て」の字状口縁の土師器が出土したほか、南側の前庭部の底面で確認された瓦窯操業以前の整地層からは奈良時代後半の土器類が出土している。

《子院関係》

陶磁器、瓦、土師器などが出土した。出土した瓦のうち軒丸瓦は巴文が大多数を占め、棧瓦も検出されている。土器類の型式をふまえると石積み遺構と道路遺構は江戸時代まで使用されていた可能性が高い。また石積み遺構のベースである造成土からは鎌倉時代の土師器や瓦器が出土した。

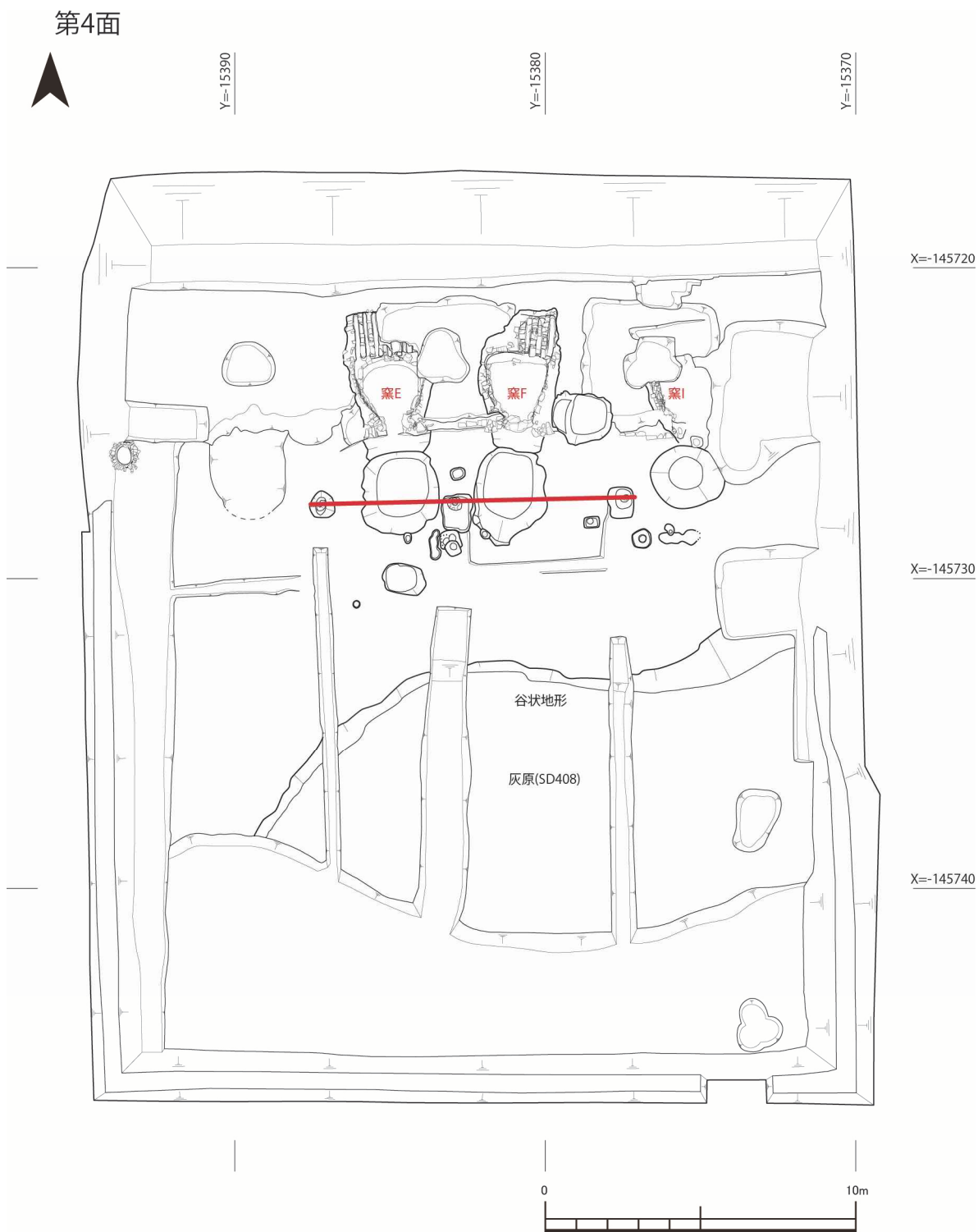


図3-2 第4遺構面平面図(S=1/200)



図3-3 第4遺構面オルソ写真(S=1/200)

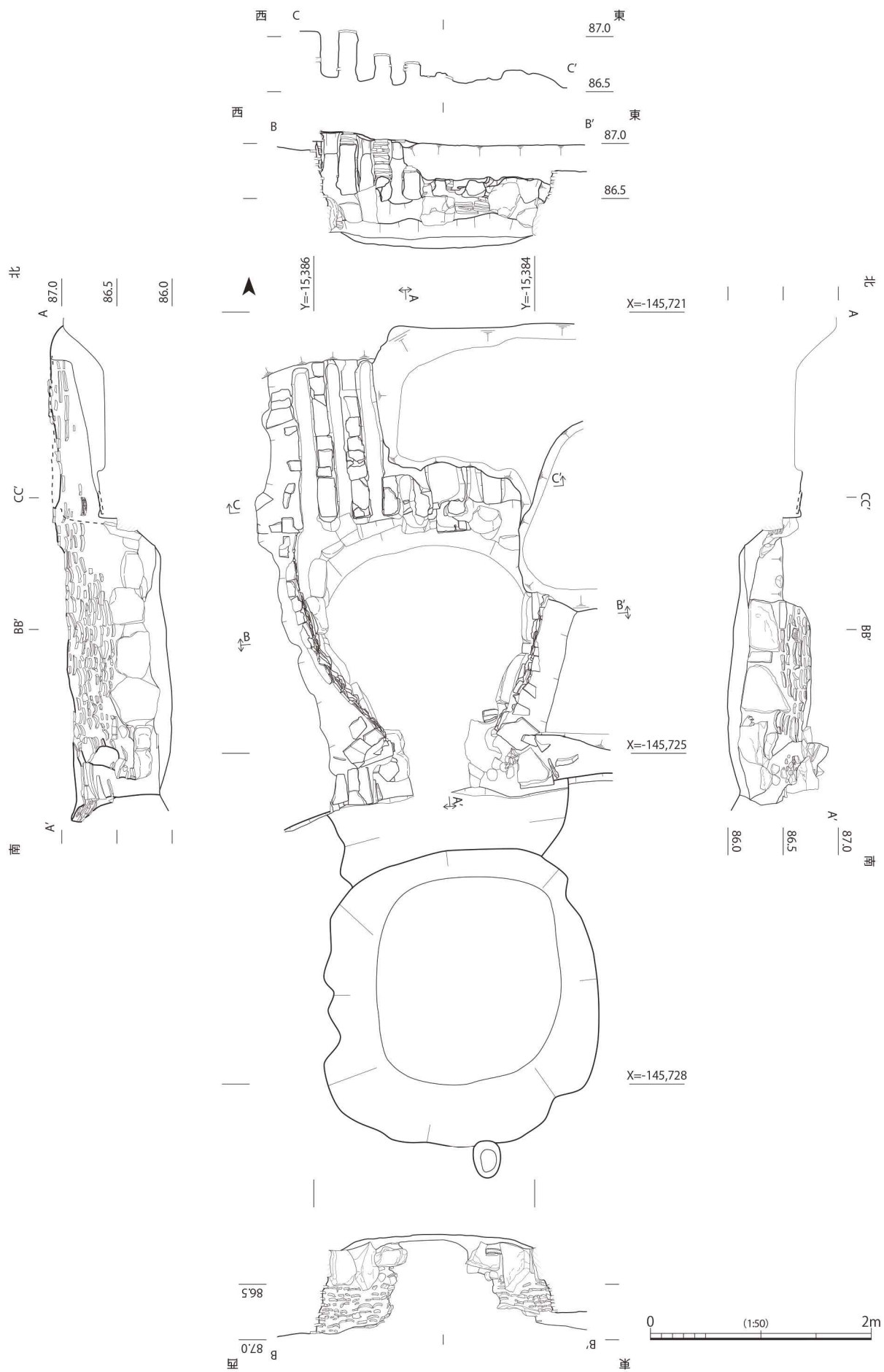


图3-4 窠E平面·立面图(S=1/50)

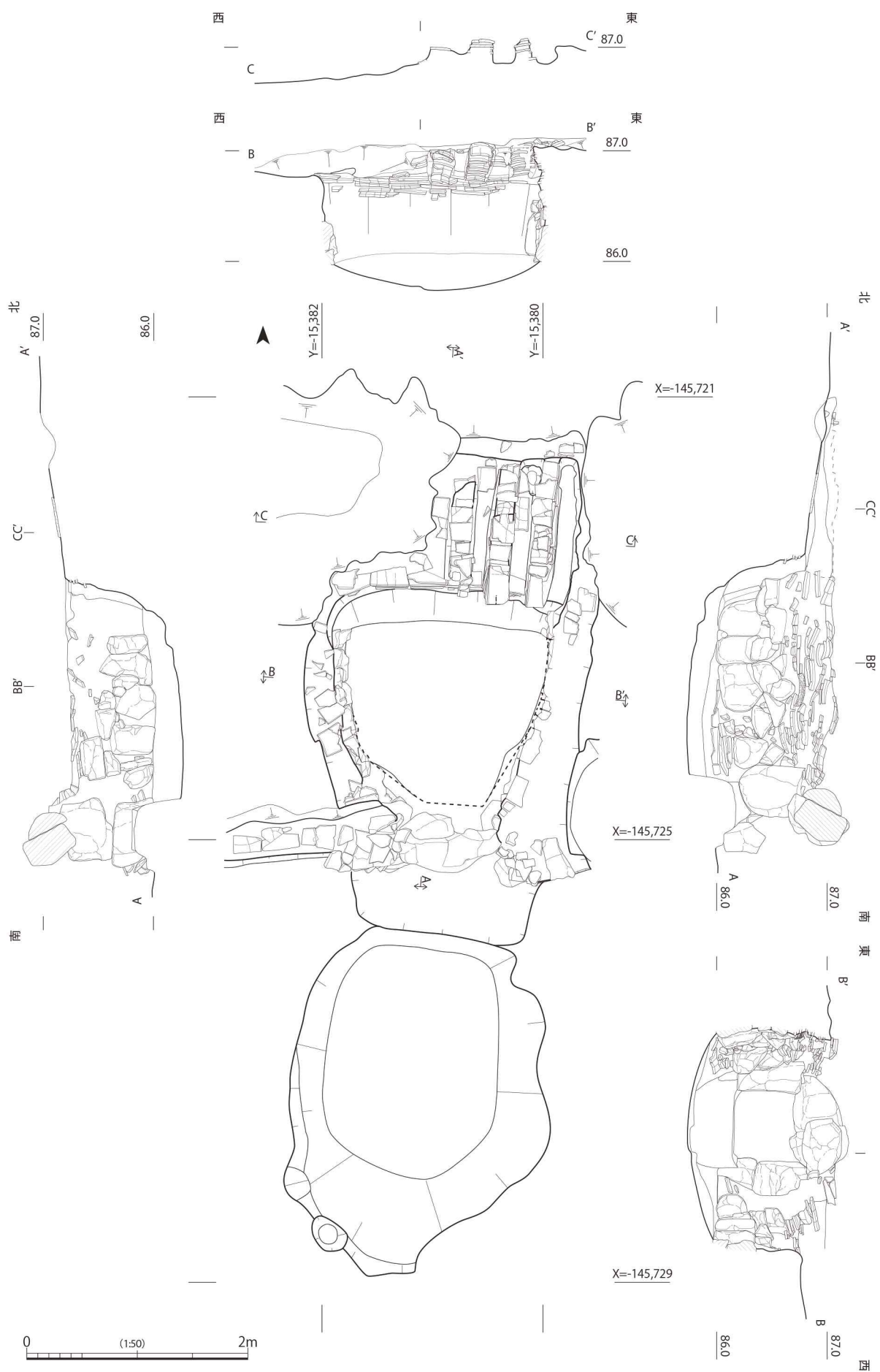


图3-5 窠F平面·立面图(S=1/50)

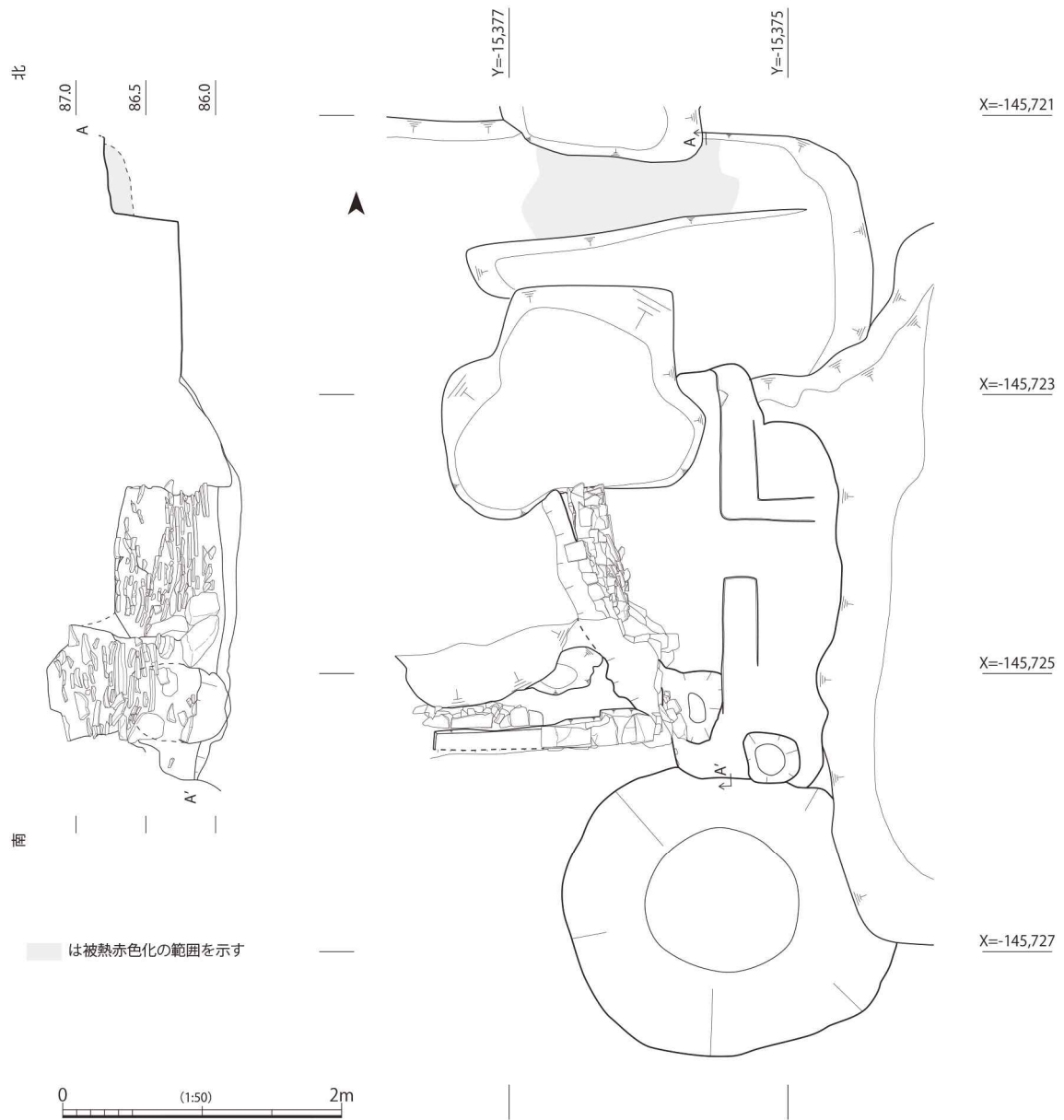


図3-6 窯E平面・立面図(S=1/50)



図3-7 窯E写真(南から)



図3-8 窯F写真(南から)

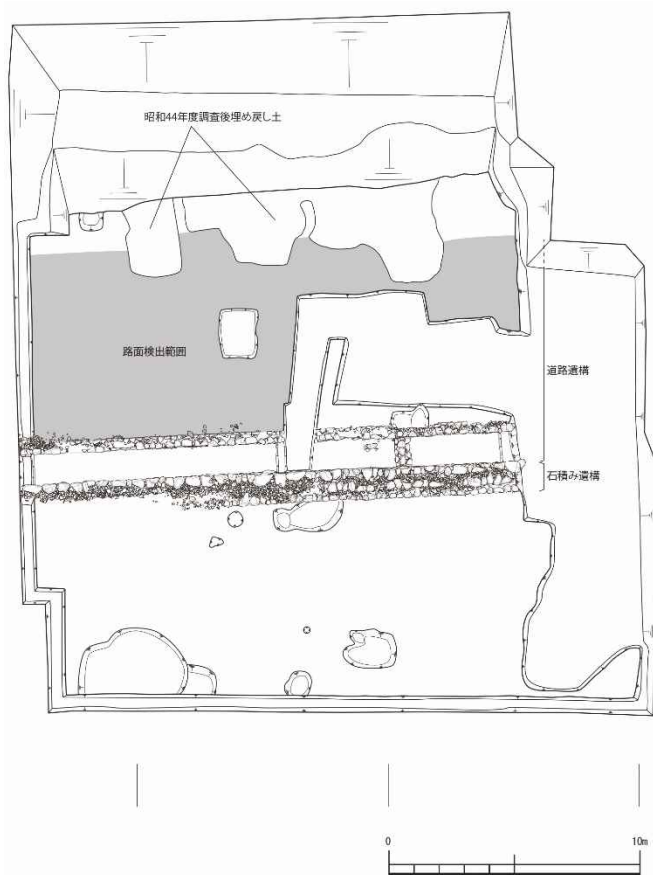


図3-9 第1遺構面（子院関連）（13世紀後半以降）

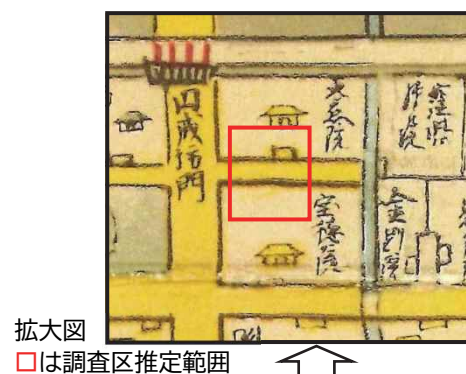


図3-10 『奈良町絵図』（天理図書館蔵）にみる計画地の位置

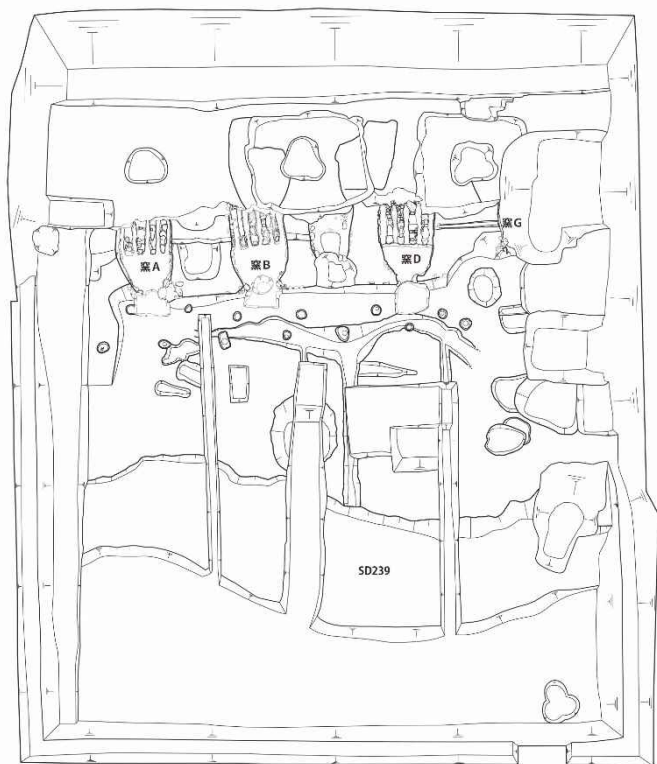
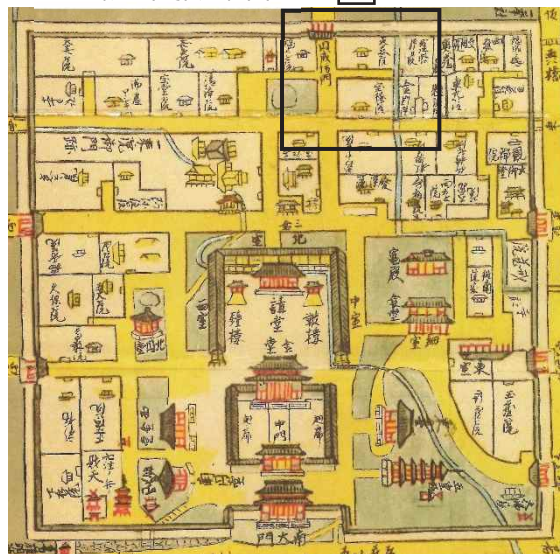


図3-11 第2遺構面（12世紀後半頃）

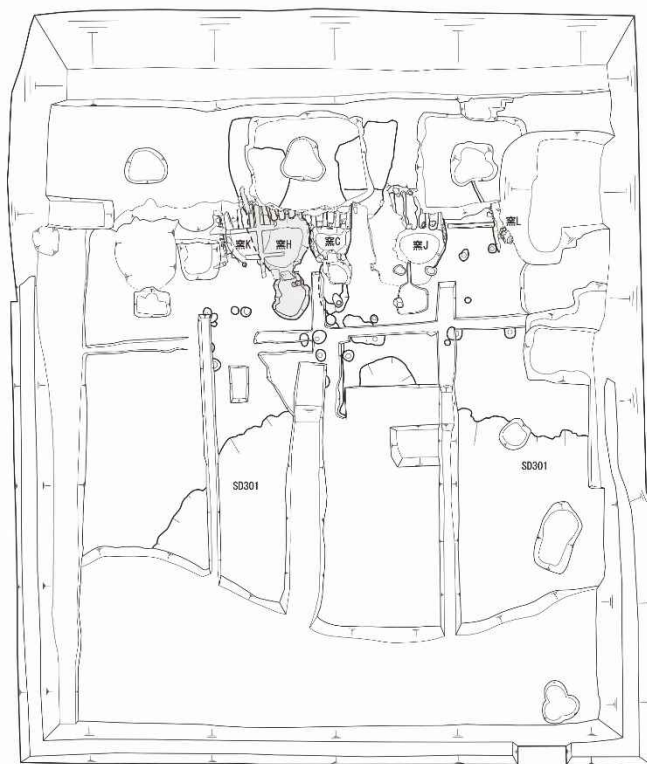


図3-12 第3遺構面（11世紀後半頃）

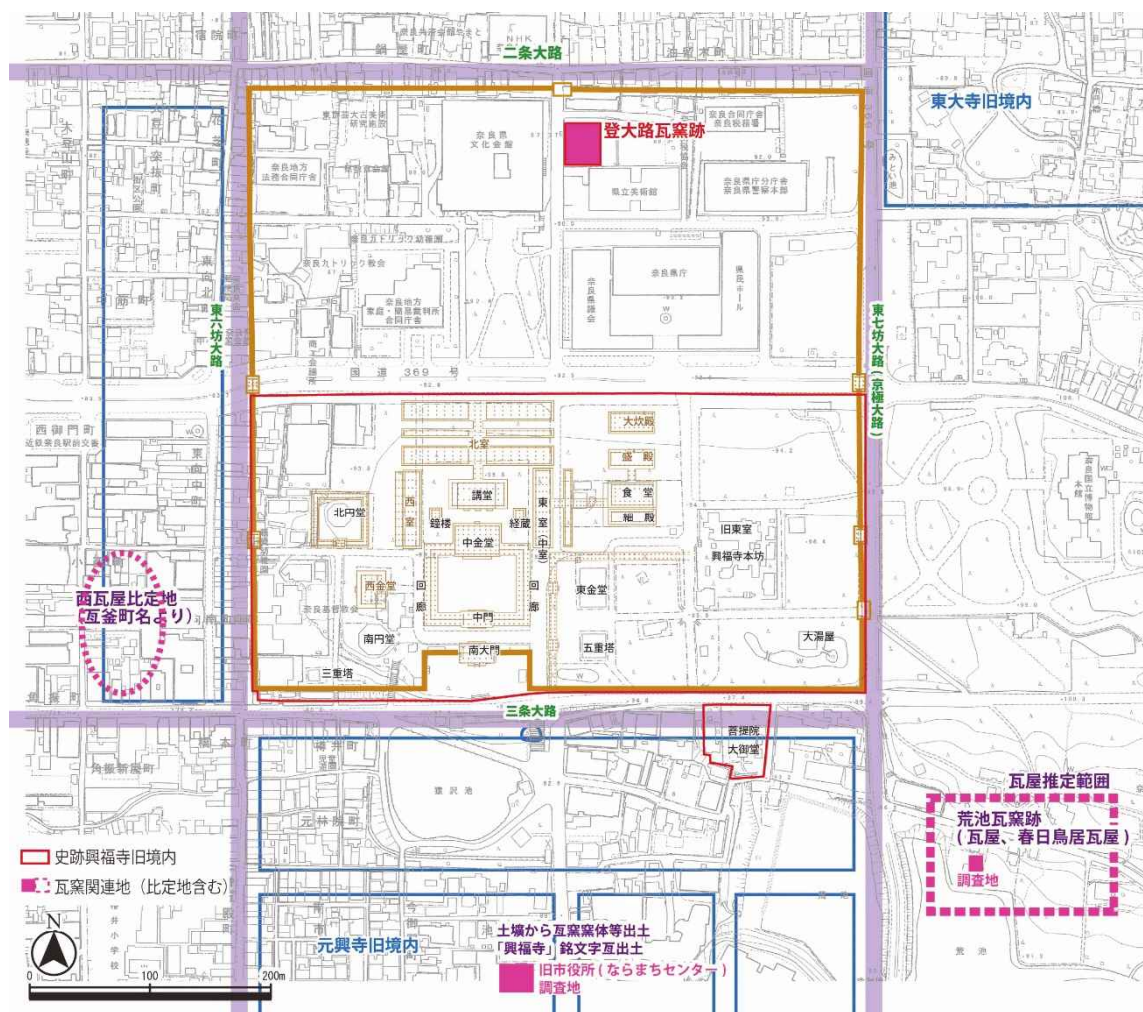
3-2-4 周辺瓦窯跡との関係

登大路瓦窯跡以外に周知されている興福寺関連瓦窯としては、興福寺の創建瓦を生産した梅谷瓦窯跡(史跡奈良山瓦窯)や、奈良時代の「東大寺山堺四至図」にある「瓦屋」に当たるとみられる荒池瓦窯跡(国名勝奈良公園内)がある。

そのほか、興福寺の瓦屋として関連のある瓦窯跡としては、遺構は未確認だが『興福寺流記』には猿沢池の西に「西瓦屋」があるとされている。昭和61年度の旧奈良市役所跡の調査では、土壌から溶着した瓦や窯体片が多く出土し、周辺に瓦窯の存在が示唆されている。また、『造興福寺記』に焼失した興福寺金堂の再建で必要な瓦を製作する瓦屋として候補になった「大安寺一所」には史跡大安寺旧境内の杉山瓦窯跡(大安寺瓦屋)が比定されている。

表3-1 登大路瓦窯跡関連瓦窯

名称	時代	調査	文献等
梅谷瓦窯	○創建期	昭和60年度、平成5年度、平成6年度	
荒池瓦窯	○創建期 ○鎌倉時代 …永承元年(1046年)の火災後	平成23年度	・正倉院所蔵「東大寺山堺四至図」【瓦屋】 ・『造興福寺記』【鳥居瓦屋】
西瓦屋(比定地)	○奈良時代	(未調査) ※堀池春峰「造東大寺司瓦屋と興福寺瓦釜址」より：所在地を貞享4年『奈良曝』の「瓦釜町(略)いにしへは此町-瓦をやきし也」とある地を比定。同地で「奈良時代興福寺の古瓦が出土」とあり。	・『興福寺流記』【猿沢池 西瓦屋】
(瓦窯遺物出土地) (興福寺関連か)	8世紀か	昭和61年度 (旧市役所跡、現在のならまちセンター) (興福寺銘文字瓦、土壌から8世紀の土器とともに溶着した瓦や窯体片等多数出土)	
大安寺瓦屋 (杉山瓦窯跡)	奈良末期～平安	平成5～7年(灰原出土の軒平瓦と同範品が興福寺等で出土)	『造興福寺記』【大安寺一所】



3-3 史跡の公開活用のための諸条件の把握

3-3-1 周辺の動線状況

1) バス・乗用車の動線

奈良市中心市街地の公共交通を中心とした交通システムを構築するため、「奈良市中心市街地公共交通活性化協議会」が平成22年3月に設置され、行政・交通事業者等関係組織の協力で、様々な移動手段の構築や公共交通利用促進による観光渋滞の緩和等の施策を実施している。

<観光バス>

- ・奈良県では観光バスの奈良公園内への流入抑制のため奈良公園バスターミナルの整備を行い、奈良公園及び平城宮跡歴史公園を来訪するバスは、奈良公園入口に位置する奈良公園バスターミナルをバスの乗降場として、平城宮跡南にある「奈良めぐり平城宮跡前駐車場」を待機場所とするものである。
- ・バスターミナル供用後の周辺の観光拠点の周遊状況の調査（R1.5/3～5）では、徒歩で春日大社、東大寺をはじめ、興福寺、ならまちなどを周遊先にあげており、滞在時間の増加が期待されている。
- ・今後は奈良公園バスターミナルから若草山麓方面への「ぐるっとバス」の接続などによる、奈良公園バスターミナルの交通結節点としての乗り換えの利便性の向上等を目指している。

<マイカー>

- ・奈良公園を含む奈良中心市街地へのマイカー流入の抑制のため「パーク&ライド」を推奨している。春・秋の観光シーズには無料のP&R駐車場の開設や無料レンタサイクルサービルのを行っている駐車場もある。これまでのパーク&ライドによって奈良公園方面への交通量の流入抑制効果がみられる。



図3-15 ぐるっとバスルート図

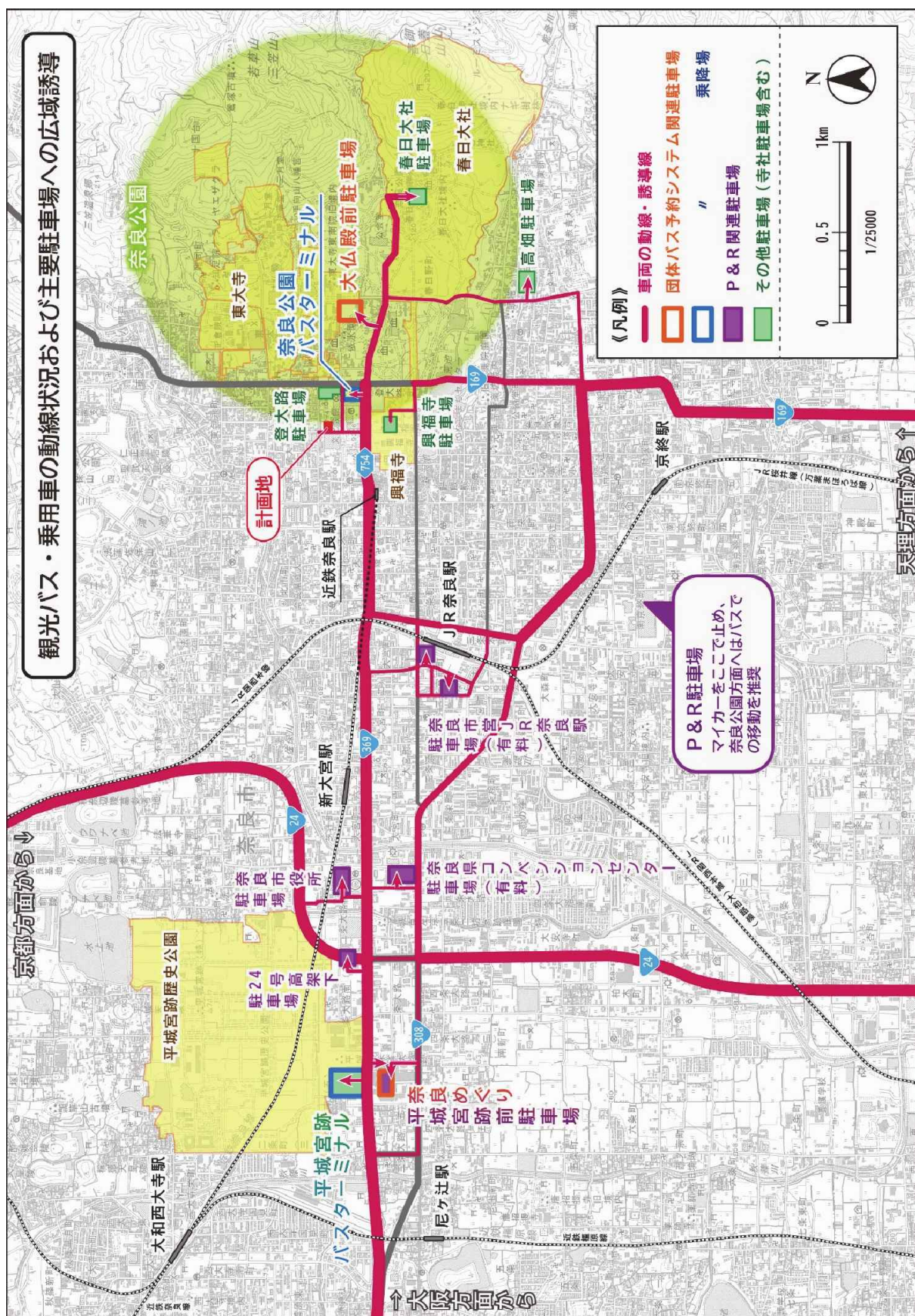


図3-16 奈良中心市街地の広域動線、観光バス乗降・待機所、パーク＆ライド駐車場等の状況

2) 周辺施設からの計画地への動線

<興福寺との動線>

- ・興福寺から計画地への動線は、登大路通りに面した興福寺の北参道口にある奈良県庁西交差点を奈良県文化会館前庭方向に渡り、県立美術館への誘導板に沿って前庭内園路を通って計画地・美術館方面に向かうことになる。
- ・興福寺北参道入口付近（奈良県庁西交差点南東）には、美術館方面への誘導・情報板が設置されている。なお、美術館周辺には興福寺等周辺施設の案内板は無い。

<その他周辺施設から計画地への動線>

- ・近鉄奈良駅から奈良公園・東大寺方面に向かう人の多くは、登大路通りの南側を通っており、登大路通り沿いに点々と設置されている周辺案内板で県立美術館等周辺施設の位置を知ることができる。
- ・近年整備された奈良公園バスターミナルでバスを降りた観光客は、地下道を渡り大仏殿前交差点方向へ向かうルートが主動線となっているが、バスターミナル北側から東の吉城園方面に向かう人の流れも多くなっている。
- ・なお奈良公園バスターミナルの北側の道は県立美術館に通じる道であるが、バスターミナル前に設置されている観光案内サイン（指示標識）には美術館等の案内表示は無い。

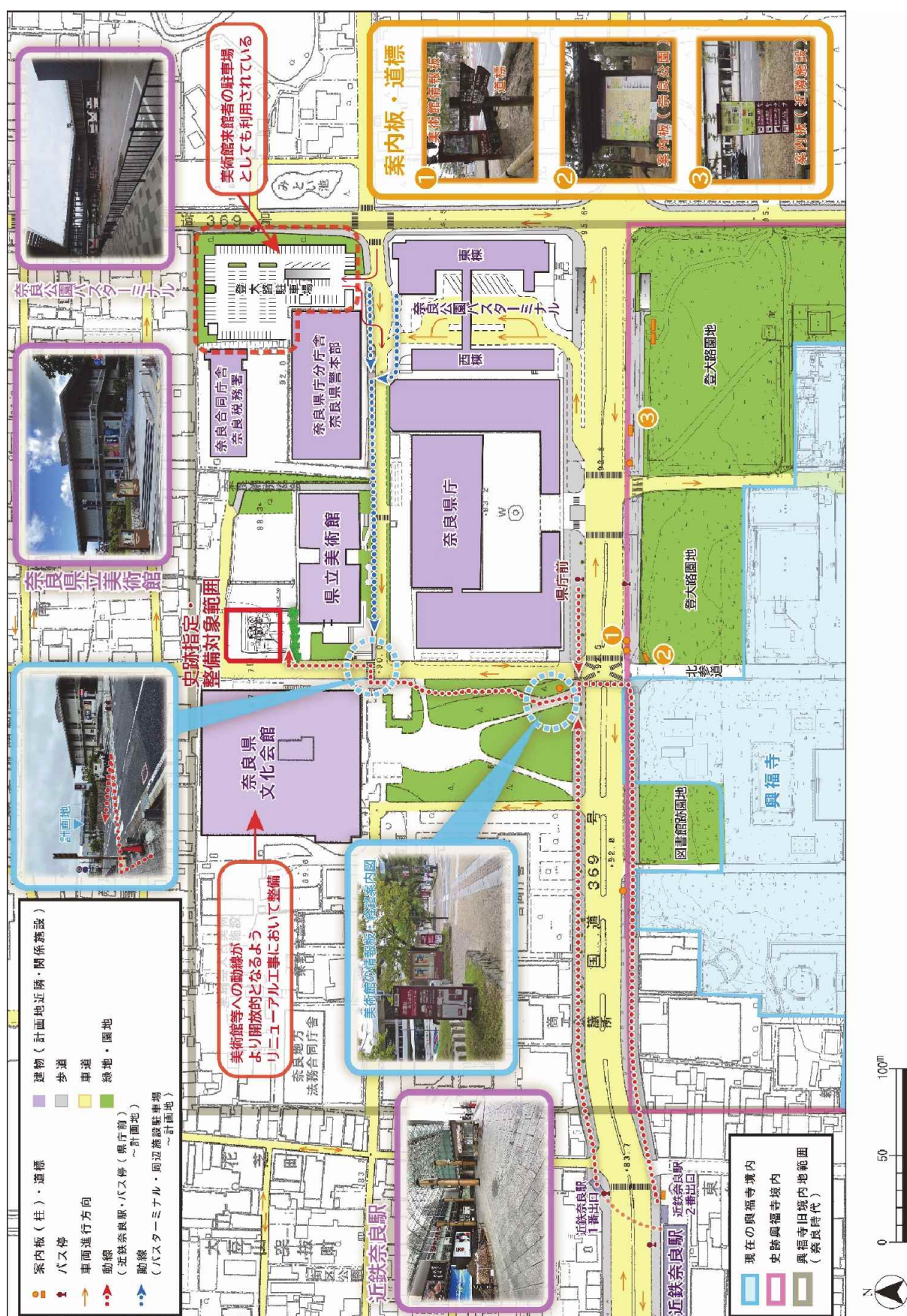


図3-17 周辺施設分布状況図

3-3-2 周辺施設分布状況及び周辺整備状況

登大路瓦窯跡周辺は奈良県庁をはじめとして県立美術館、県文化会館、裁判所など公共施設が集積する場所となっている。

○奈良県立美術館・奈良県文化会館（奈良県の中核的文化施設が東西に並ぶ）

- ・奈良県立美術館：奈良県における文化観光拠点施設のひとつ。開館から50年以上が経過していることから、老朽化等が課題となっており、今後再整備に向けての検討を予定している。
- ・奈良県文化会館：リニューアル工事のため、令和5年4月1日から休館。
令和9年度中に再オープン予定。音楽系を軸とした多彩な舞台芸術の殿堂として再整備する方針のもと、小ホール・練習室等を新設。
前庭や美術館等と連携し、にぎわいを演出していく予定である。
- ・文化会館前庭：文化会館とあわせて昭和43年に整備され、名勝奈良公園に含まれる。マツの疎林・芝生の緑地や広場・園路からなる。広場内園路は文化会館や美術館方面へのアクセスルートとして設定されている。

○奈良県庁：旧境内（興福寺北側）の大規模施設。

- ・屋上広場：眺望スポットとして屋上広場を公開（年末年始を除く）している。隣接する奈良公園バスターミナルとともに奈良公園等への展望スポットとなっている。西方の奈良市街・平城宮跡等も眺望できる。
- ・県庁前広場：県庁改築の際に前面に広がりのある空間を配置し、春日山等眺望ポイントともなっている。

○奈良公園バスターミナル

- ・奈良公園周辺の渋滞対策への対応として整備された団体バス乗降場で、平成30年(2019)4月供用開始した。
- ・ターミナル機能、ガイドランス機能、おもてなし機能をもつ。
- ・隣接する奈良県庁との連携した屋上庭園（興福寺五重塔～東大寺大仏殿・春日山への眺望）を設置している。

○興福寺

- ・奈良時代以来の興福寺旧境内を継承する宗教空間・奈良を代表する観光地、景観ポイント（五重塔は令和12年度までは修理工事で眺望できず）である。同じ史跡である登大路瓦窯跡と密接な関わりをもち、一体的な利用が望まれる。
- ・「天平の文化空間の再構成」を整備テーマに、平成10年以降継続的に失われた伽藍の再建や基壇の復元等整備を実施しており、平成30年度には中金堂が再建された。今後は伽藍整備や管理施設、サイン等を整備予定している。

○奈良公園登大路園地

- ・興福寺境内と連続する旧境内の一部を芝生広場を中心とする園地として整備している。奈良公園入口にあたり、来園者の憩い空間、シカとのふれあいスポットとなっている。

○奈良公園関連施設整備等

・奈良県『奈良県基本戦力』に位置づけられている、魅力ある観光地づくりのための「奈良公園中枢地プロジェクト（文化ゾーンの魅力向上と公園内の環境整備）」の一環として、上記の奈良公園バスターミナル整備や公園内の環境整備等が進められている。

- 県庁東交差点～東大寺大仏殿前交差点間の歩道整備
- JR奈良駅・近鉄奈良駅からの主要動線に案内サイン、Free Wi-Fi整備
- 公園及び周辺へのホテル誘致

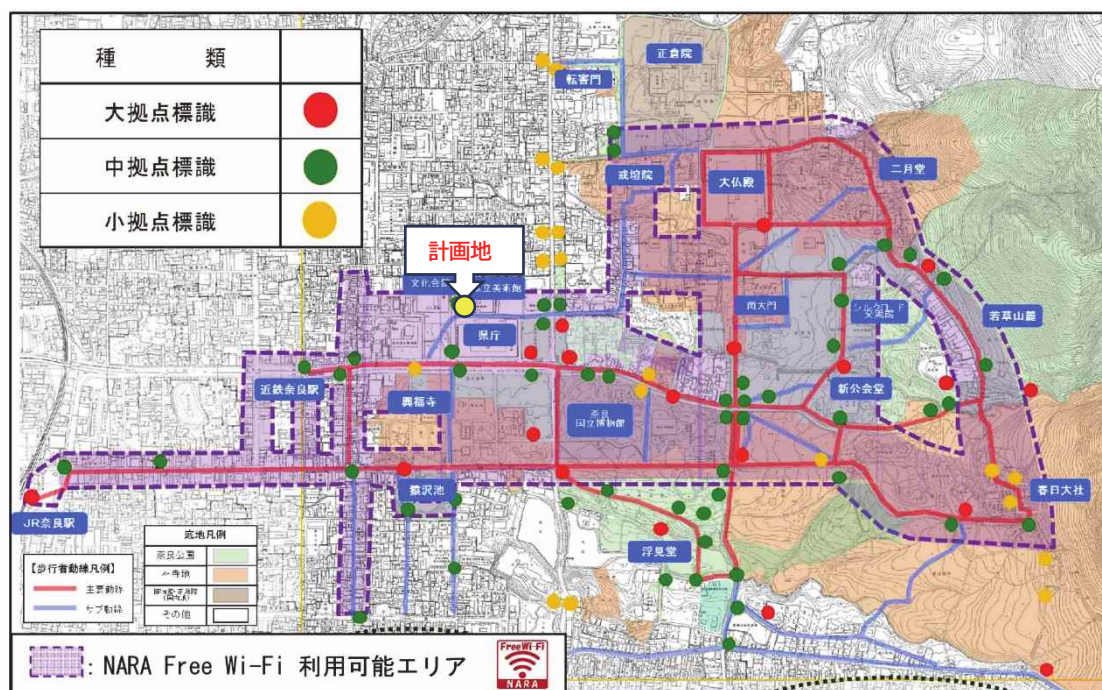


図3-19 NARA Free Wi-Fiエリアとサイン設置箇所（奈良県HPより）（一部加筆）



図3-20 整備されたサイン写真（奈良県HPより）

図3-21 屋上展望所写真
（手前県庁、奥が奈良公園バスターミナル）

3-3-3 計画地及び美術館隣接地の概要

1) 土地利用状況等

- ・計画地（史跡指定地）は、周囲を道路で囲まれた東西約100m、南北約85mの長方形の敷地の北西角地にあり、約30m四方（史跡指定面積907.78㎡）のほぼ方形の区画である。計画地（史跡指定地）は奈良県文化財保存課が管轄しており、計画地南側の県立美術館及び東側の美術館再整備予定地は文化振興課が管轄している。
- ・計画地を含む美術館北側は、奈良県婦人会館・奈良県消費生活センター（建設当初は県民生活科学センター）等の県施設用地として利用されていたが、県文化会館・美術館の一体的な整備を行うために移転・撤去され、現在は空地として維持されている。また東端部は旧来からの緑地となっている。北側空地の中央部には、近世の絵図にもみられる水路が北方向に流れている。

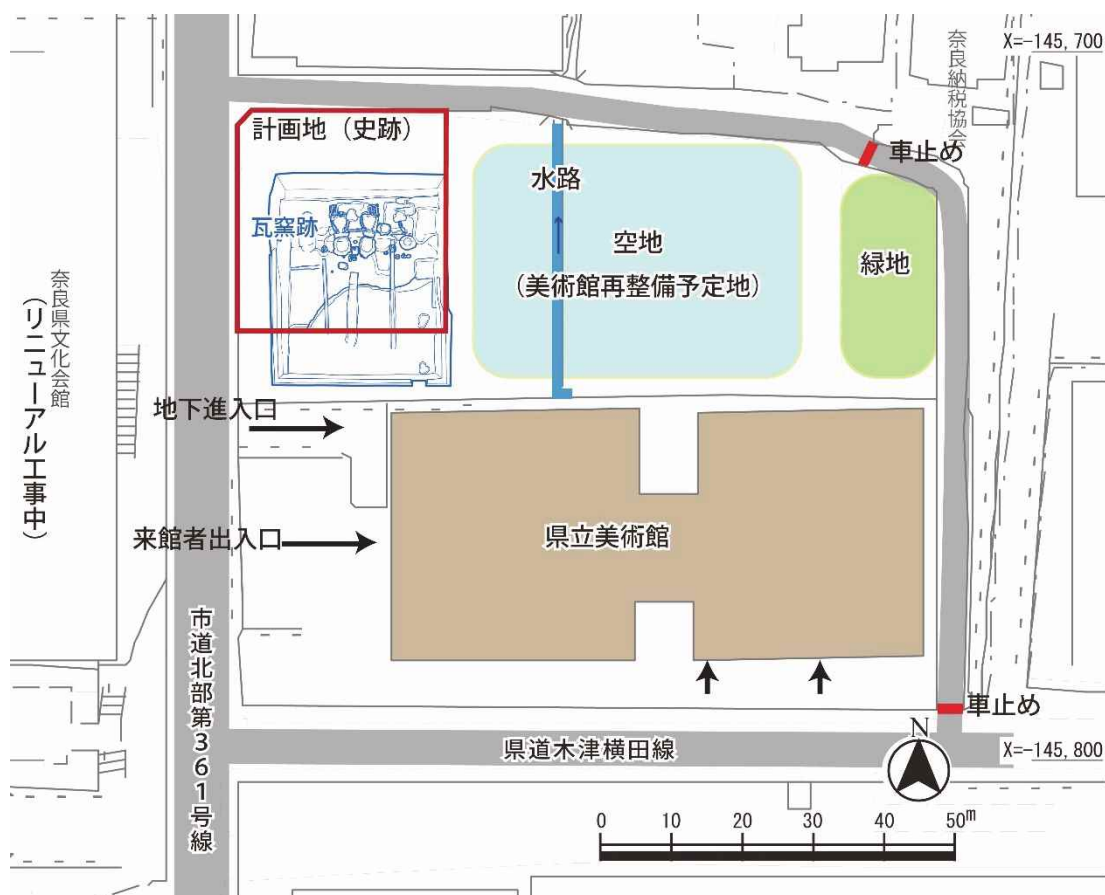


図3-22 計画地及び美術館隣接地の土地利用状況

2)計画地と美術館施設の接続状況

- ・美術館の入口は建物の西側にあり、入口前広場は道路より一段高くなっており、敷地の南西から階段または斜路を通して入口へ向かう。入口前広場からは北側の計画地方面を見下ろすことができるが、入口広場北側のかつての敷地境界部に列植された樹木で遺跡方面の見通しが妨げられている。
- ・現在は計画地と美術館は直接接続しておらず、美術館敷地の西側道路に一度出て、道路沿いの狭い歩道を通り行き来することとなる。
- ・利活用の面からも、史跡と美術館の有効利用のために美術館と計画地間の円滑な動線を検討する必要がある。



図3-24 美術館前の横断歩道から計画地までの動線



図3-25 美術館入口前広場から見る計画地方向写真(正面奥)



図3-26 美術館出入口付近から見た計画地

3)美術館概要

ア)概要

美術の振興を図り、県民文化の向上に資するため、昭和48年（1973）3月、風俗史研究家・日本画家の吉川観方（よしかわ かんぼう）氏が収集した江戸時代の日本画、浮世絵、各種工芸品などの寄贈を機に開館した。その後、由良コレクション、大橋コレクションなどがまとまって寄贈。また富本憲吉（とみもと けんきち）の近代陶芸のほか、奈良にゆかりの深い作家などの作品も随時収集し、現在の所蔵品は鎌倉時代から現代に至るまでの絵画、工芸、彫刻、書跡、風俗資料など4,100点を超えている。

種々の展覧会を開催しており、館蔵品を中心とする展覧会ではボランティアによる解説なども行っている。

《参考：奈良県HP、奈良県ビジュアルズビューロー》



図3-27 美術館外観写真

イ)沿革

昭和48年(1973)の開館以来、寄贈品の増加等もあり増築改修等を経て現在に至っている。

表3-2 美術館沿革

昭和44年12月	県立美術館(仮称)の建設が決定。
昭和47年07月	美術館建物(西棟)竣工
昭和48年03月	奈良県立美術館竣工式が行われ開館記念「富本憲吉展」を開催
昭和53年11月	美術館増築工事着手。
昭和55年03月	増築竣工
平成05年03月	美術館改修工事完了

ウ)利用案内

開館時間：9：00～17：00(入館は16:30まで)

休館日：月曜日、年末年始、展示替期間中

観覧料：

表3-3 展示観覧料

企画展 ※特別展は別途	個人(円)	団体(円) ※20人以上
一般	400	300
大学・高校生	250	200
中・小学生	150	100

※無料：企画展→障がい者手帳所持・介護者、外国人観光客・ガイド、65歳以上、教職員に引率された県内小・中・高校生、土曜日は小・中・高校生
特別展→障がい者手帳所持・介護者、外国人観光客・ガイド

工)建築概要

表3-4 建築概要

設計	片山光生
構造・規模	SRC構造、地上2階・地下1階
敷地面積	当初(昭和47年7月竣工、昭和48年3月3日開館) 3,220.18㎡
建物面積	1,089.11㎡
敷地面積	昭和53年由良哲次博士(美術評論家)のコレクション寄贈を機に規模を増築・拡大 昭和55年3月完成 5,470㎡
建物面積	2,301㎡

『奈良公園史』より

オ)館内図

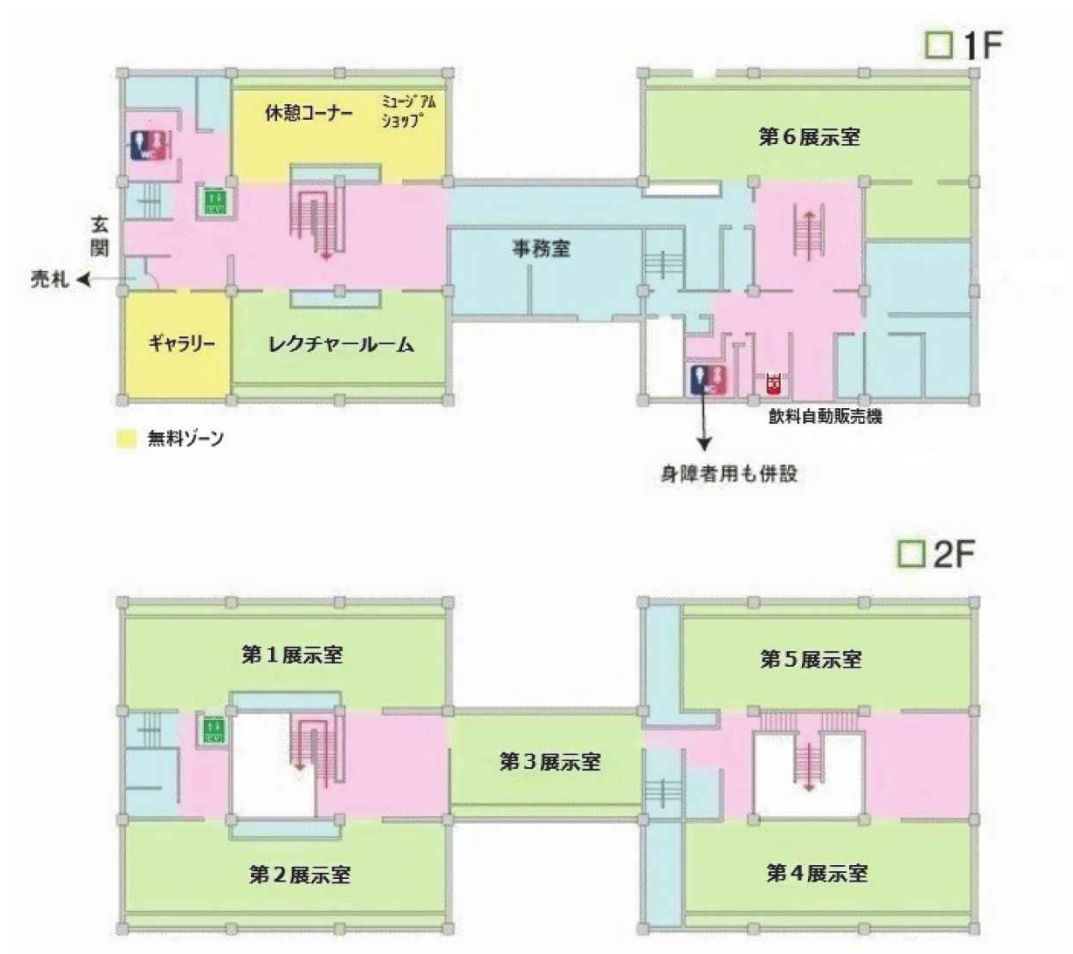


図3-28 美術館概略平面図 (奈良県HPより)

《参考：奈良県HP、奈良県ビジュアルビューロー、『奈良公園史』》

4) 計画地の地形、遺構保存状況

<地形等>

- ・ 計画地は約300m四方の方形をなしており、美術館の西北にあたる。婦人会館等奈良県関連の施設が撤去された跡地で、発掘調査後は遺構は埋め戻しされている。
- ・ 史跡指定地のほぼ中央北寄りで確認された瓦窯跡3基(窯E・F・I)の直上は、保存と将来の整備を念頭に周辺より厚く盛土され、方墳状の形状をなしている。指定地内の更に南側は車道と同じ高さに上がっており、西側はアスファルト舗装、東側は砂利敷きとなっている。指定地の南～東側は、旧広く砂利で覆われている。方墳状の盛土面が標高約88m程度、その裾部が87.2m程度、周辺平坦部は88～87m程度で全体に北向きに緩やかに傾斜している。
- ・ 計画地に隣接する西側の道路面の標高は美術館南西で標高90m、計画地西側で97.4mと2m程の比高がある。
- ・ 計画地の西側15m地点を南北に流れる水路がある。これは奈良時代の絵図からも確認できる水路であり、水は南から北へ流れ、一部が暗渠となっている。
- ・ <遺構との関係>
- ・ 調査で検出された遺構は遺構面上を不織布で覆った後に砂・土嚢で保護しており、保護層の厚さは約1mである。

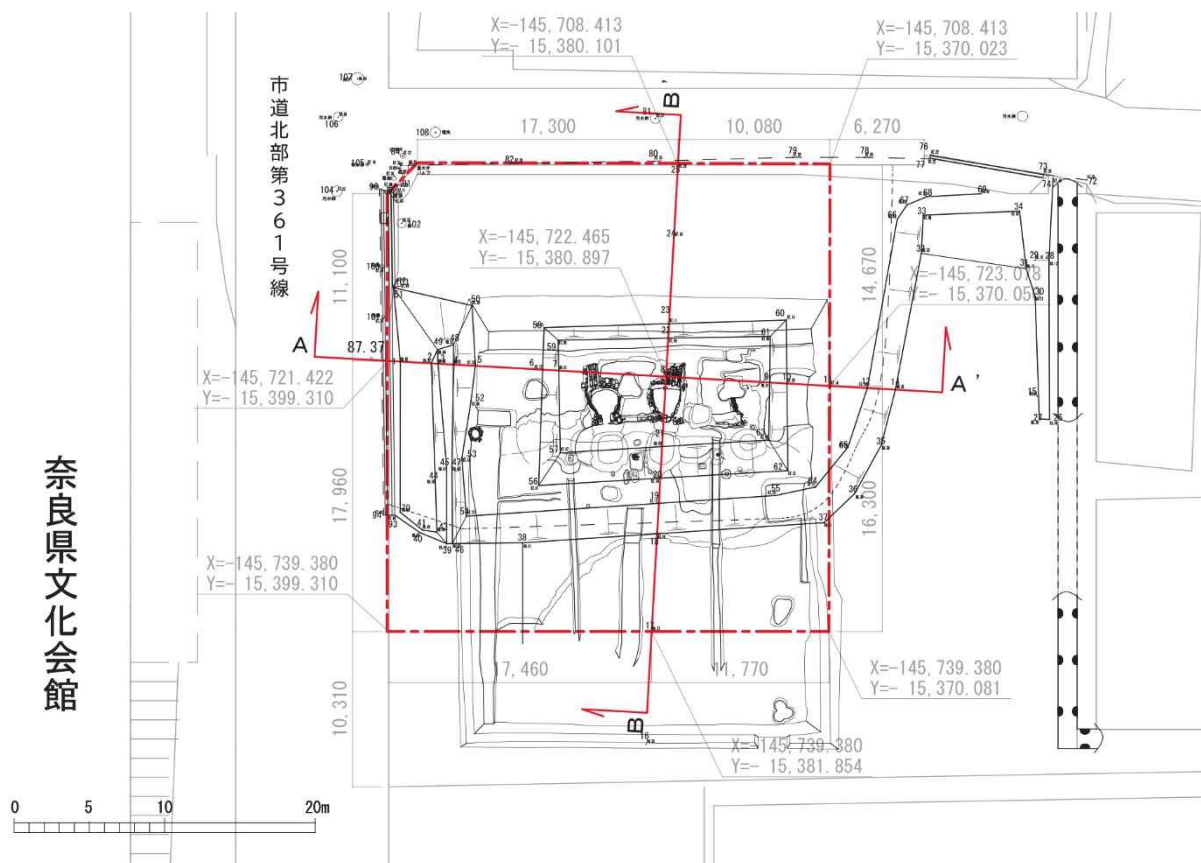
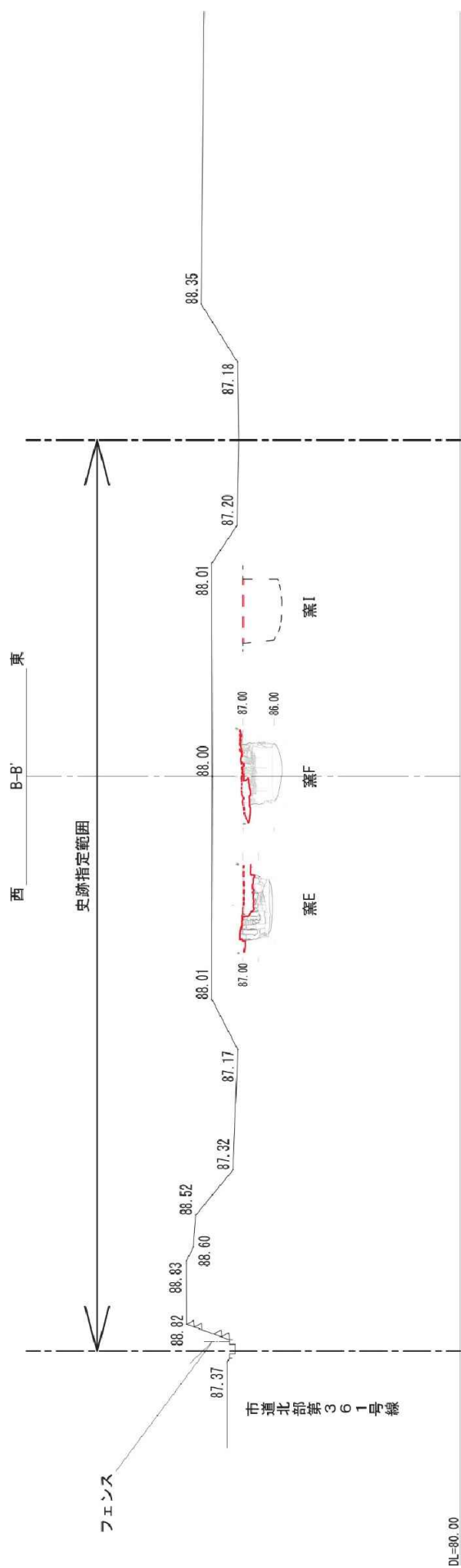
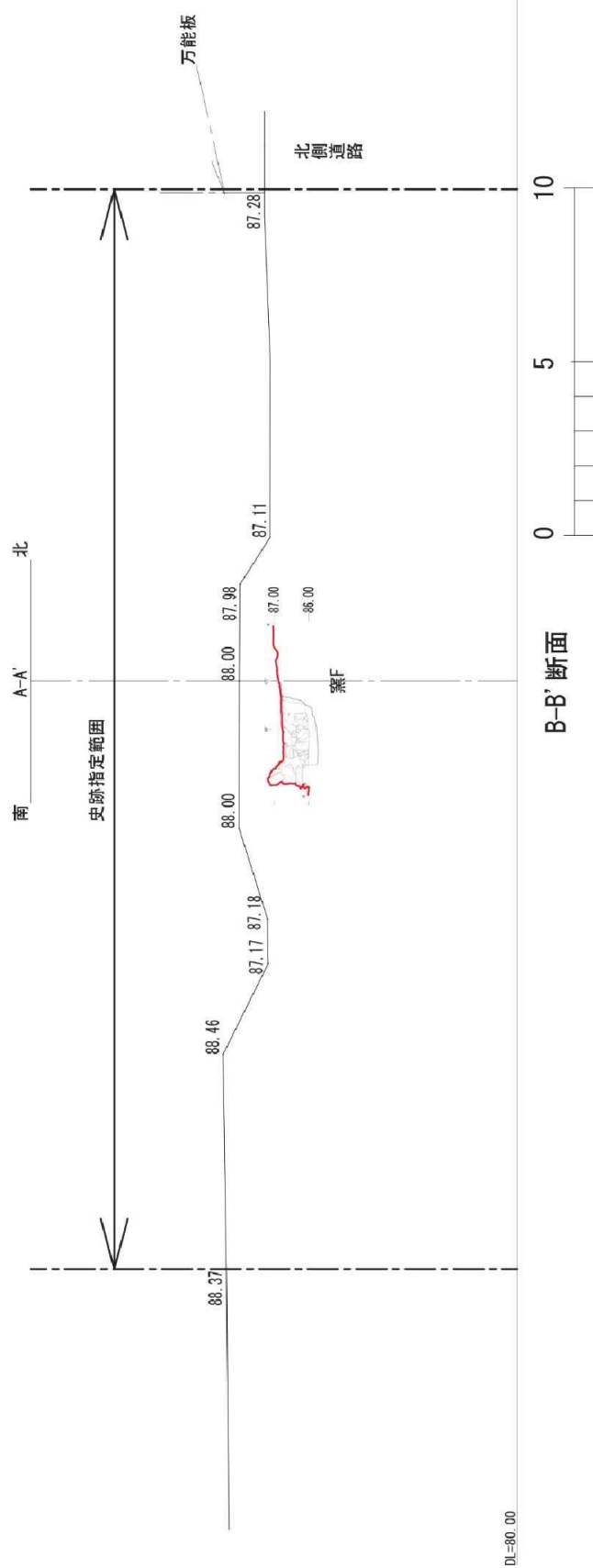


図3-29 計画地の地形及び断面位置図



A-A' 断面



B-B' 断面

図3-30 断面図

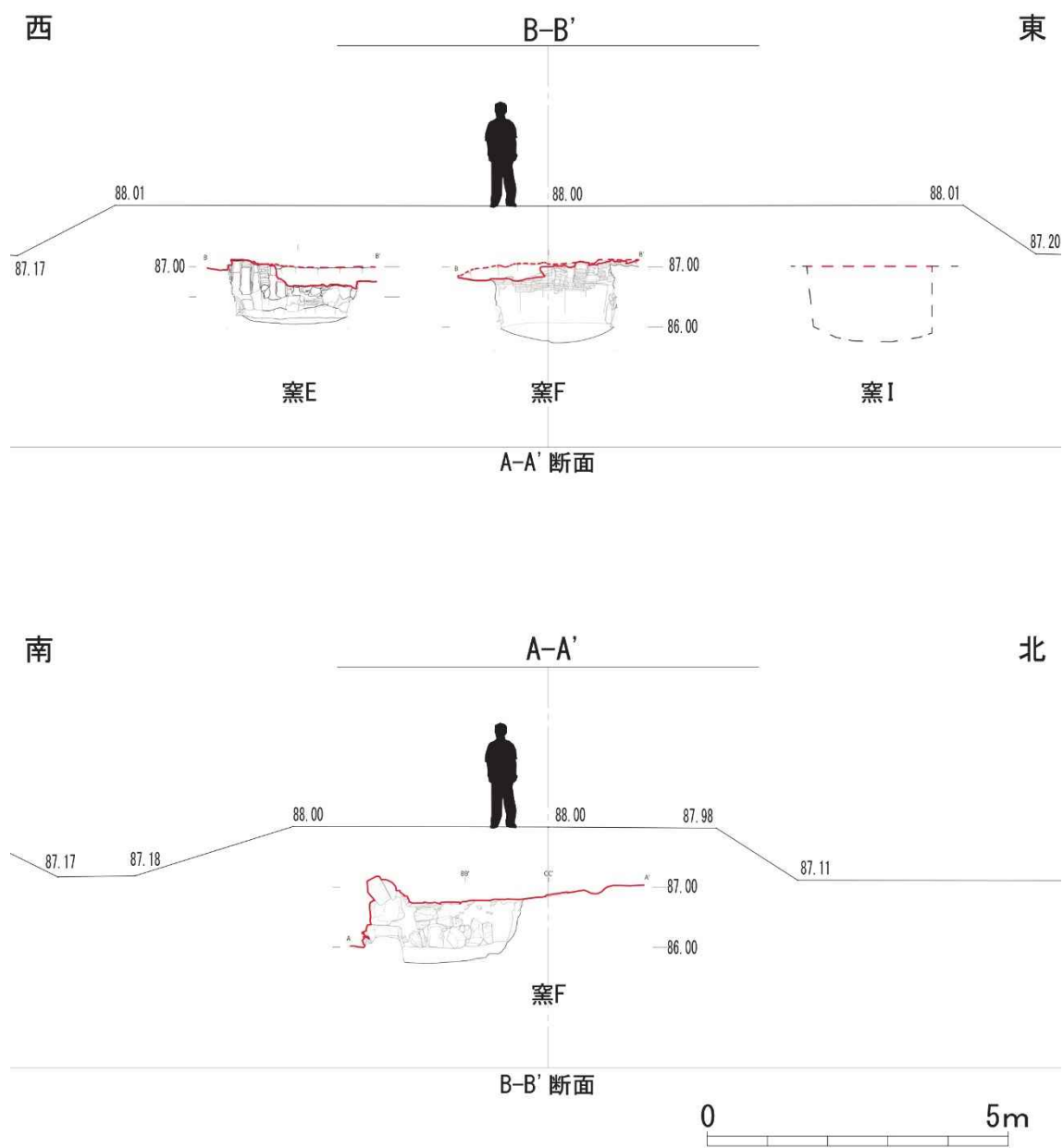


図3-31 現地表面と遺構面との関係図

第4章 基本方針

4-1 基本理念

登大路瓦窯跡は昭和44年(1969)に、県民生活科学センター及び婦人会館建設予定地内の調査で明らかになった遺跡で、調査では平安時代末期～鎌倉時代初期と推定される瓦窯10基を確認した。その後平成29年度(2017)の文化会館・美術館および周辺整備事業にともなう調査で操業時期が3期にわたる瓦窯(12基検出)であること、また最上層からは明治時代初期まで存立していた子院跡の遺構も確認された。このうち遺存状況が比較的良好な最初期の瓦窯跡である奈良時代後半に構築された3基の瓦窯(E・F・I窯)が興福寺旧境内として令和4年(2022)に追加指定された。

登大路瓦窯の遺跡としての価値をまとめると以下ようになる。

- 興福寺旧境内北半部での奈良時代の面的な土地利用のあり方が判明した最初の遺跡であり、『興福寺流記』等史料にみえない点でも興福寺の歴史を補完する重要な遺跡である。
- 瓦窯は8世紀後半(奈良時代後半)の操業から12世紀後半(平安時代末)まで長期的に利用されてきたこと、その後は瓦窯に代わって子院が営まれており、遺構の変遷(重層的遺構)の様子が明らかになった。特に都が置かれた奈良時代の様子を伝える史跡指定の対象となった奈良時代の瓦窯跡が良好に残存する。
- 創建期の瓦を生産した梅谷瓦窯跡(史跡奈良山瓦窯跡)、荒池瓦窯跡に続き、主要伽藍完成後に操業を開始し、中世まで操業を続けた瓦窯で、興福寺における瓦供給体制の実態を解明する上で貴重な遺跡である。

これら遺跡の価値を踏まえた上で、整備に向けての配慮事項をまとめると以下ようになる。

立地を活かした整備

- 奈良公園、寺社等が近在し、特に美術館・文化会館とは隣接していることから、奈良公園の玄関口としてふさわしい、公園全体の文化の展示力向上につながる整備。

遺跡の特徴を活かした整備

- 地下に埋蔵された現在の土地利用の原点である奈良時代瓦窯跡の顕在化と、奈良時代以降の土地利用が理解できるような整備。
- 寺院境内の中の生産遺跡：生産(瓦窯)と消費地(伽藍)が一連の地にあることの顕在化。興福寺旧境内であることの顕在化。
- 生産遺跡であることを活かした整備：どのように生産していたかを視覚的・体感的または体験的に理解できるような整備。窯の構造、どのように製作・製造・製品化していた

のかの工程が理解できるような整備。

- 史跡興福寺旧境内としての整備：有機的動線等ネットワークによる史跡間の連携や、協働による活用等の検討
- 興福寺の境内整備に呼応した整備：興福寺の整備テーマである「天平の文化空間の再構成」に連動した、天平期（奈良時代）の遺構の顕在化
- 天平美術の宝庫である興福寺の旧境内で操業された瓦窯跡であり、そこで生産された「瓦」は天平時代の「美」の象徴の一つでもある。遺跡は美術館隣接地に立地することから、「美」という共通の要素を活かした整備。

以上の配慮事項等から整備の基本理念を以下のように設定する

整備の基本理念

- ◎現在進行中の興福寺境内整備のテーマである「天平の文化空間の再構成」に連動した、「現在の土地利用の原点である、奈良時代の瓦窯跡の可視化」
- ◎奈良公園全体の文化の展示力向上につながる文化空間の創出

登大路瓦窯跡整備による

**奈良の美術発祥の地-天平の美を象徴する瓦の生産
地-の顕在化による奈良時代に思いを馳せる文化空間
の創出**

4-2 整備方針

先にあげた整備の基本理念を整備に具体化するための基本方針を以下のように設定する。

○生産遺跡としての顕在化と、残存する奈良時代の瓦窯跡の時を超えた臨場感ある展示

- ・遺構の配置や形状、残存状況等が理解できるような整備を行う。特に瓦窯跡という立体的遺構の特徴が理解できるよう、露出展示や復元展示などスケール感がわかりやすい手法の導入を検討する。
- ・奈良時代以降も重層的に利用された遺構の状況が理解できるような整備（遺構表示や解説板等）を行う

○「瓦」と興福寺の関係や、「瓦の美やデザイン」に着目した整備

- ・瓦窯の生産工程と製品の用途が理解できるよう、瓦製作工程を解説する施設（製作工程模型や各種解説板、AR等による解説等）の整備を行う。
- ・登大路瓦窯跡と興福寺間の動線の設定や、相互の遺跡解説など、興福寺との連携活用を図る。
- ・史跡標識や史跡説明板等の設置等による旧境内の周知を図る。
- ・標識や園路などの施設に、「瓦」をイメージしたデザインを用いることも検討する。

○美術館等との連携・協働による展示・解説および活用

- ・計画地での整備施設（遺構見学施設、休養施設等）のデザインや配置、緑地の設計にあたっては、今後予定する美術館の再整備計画に留意し、美術館と連動・調和した空間形成を図る。
- ・来訪者や、きたまち等周辺地域住民活動の場や憩いの場として活用できるような広場や休憩施設等の整備を図る。

○周辺施設と調和した空間の形成

- ・広義の奈良公園に含まれており、「奈良公園植栽計画」のクロマツ疎林ゾーンとして位置づけられている文化会館前広場と調和・連続した空間の形成に配慮する。

第5章 整備基本計画

5-1 全体計画

5-1-1 エリア区分とエリアの概要

登大路瓦窯跡の史跡指定範囲を整備対象地として、遺構の分布状況等から、史跡指定の対象遺構である奈良時代の瓦窯跡を中心とするエリアと、その周辺の2つのエリアに区分する。

<遺構の整備範囲：遺構展示エリア>

【概要】

- ・瓦窯遺構を中心に、これまでの調査で奈良時代以降の遺構のうち史跡の対象となった奈良時代の3基の瓦窯跡を中心するエリア。
- ・調査後埋め戻され、瓦窯遺構上には約1mの保護盛土がある。

<遺構整備周辺域：公開活用エリア>

【概要】

- ・未調査箇所や開発等により遺構が残存しないエリア。西側にある未調査地までは瓦窯跡等遺構は広がらないものと想定されている。
- ・西側・北側は道路に面し、東側及び南側は美術館再整備予定地に接する。現在は空地。

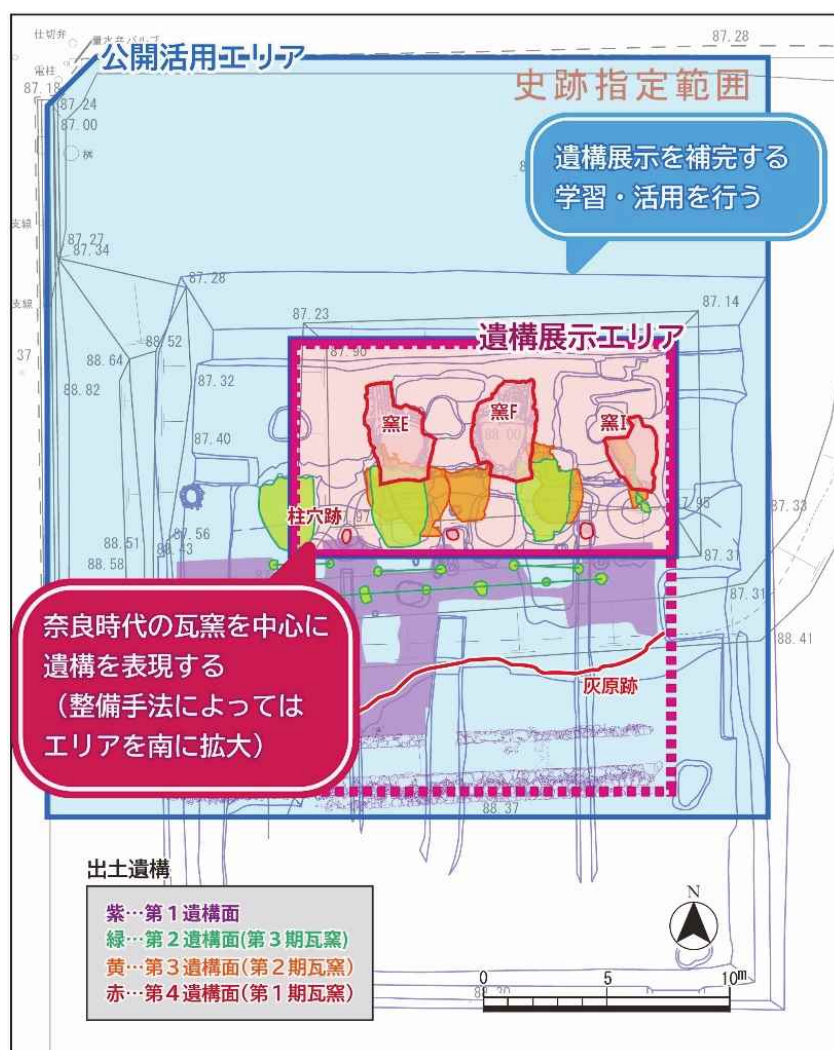


図5-1 エリア区分図

5-1-2 遺構の表現に応じた全体整備イメージとエリア別整備概要

計画地は約 30m四方（史跡指定面積 907.78 m²）とコンパクトな規模である。また現状では計画地を構成する要素は地下遺構以外はほとんどが空地の状態、地上部においては既存施設の規制が無いため様々な整備パターンが想定されることとなる。よって、前提となる条件を先に整理して、条件に応じた全体の整備イメージをここでまず示すものとする。

整備の前提条件

整備の基本理念にある「瓦の生産地の顕在化」、整備方針にある「奈良時代の瓦窯跡の臨場感ある展示」を実現するために、

- 可能な遺構については「遺構の露出展示・または遺構複製展示」「復元展示」といった可視化できる整備を行う。
 - 「露出展示・遺構複製展示」「復元展示」に際しては、遺構の保存や展示施設の保存管理上から、展示物上に上屋（覆屋・遺構展示施設）を設置する。
- ことを整備の前提として検討する。

覆屋・遺構展示施設については、今後の調査・検討に応じて、規模や仕様等を決定する。

以下に上屋の配置の一つの案と、上屋設置に基づく周辺の施設配置イメージと、エリアごとの整備方針、整備項目を示す。

なお、次節以降では、覆屋を設置しない遺構の表現に伴う整備内容についても必要に応じて記載する。



図5-2 全体計画図

5-2 動線計画

周辺からのアクセスは、歩行者（公共交通機関や車でのアクセス含む）、自転車での利用を想定し、付近のアクセスルートの交点等に誘導サインの設置を図る。

計画地内は遺構整備施設の見学を中心とし、学習・集い・憩い・散策など目的にあわせた自由動線とする。

<計画地への動線>

- ・計画地への動線は、近鉄奈良駅及び興福寺方面、奈良公園バスターミナル・登大路駐車場方面、登大路通りバス停といった主に南側の各方面からの動線が想定される。
- ・これら周辺交通起点や主要施設からのアクセスルートを考慮すると、計画地の出入口は西側の市道北部第361号線（以下「市道」という）に面した南西側をエントランスとして設定する。
- ・計画地南側方面からのアクセスルートは、近鉄奈良駅・奈良県文化会館方面からは奈良県立美術館南西の市道の横断歩道を渡り市道東側の歩道を北行して計画地に向かうルートを設定する。県立美術館や奈良公園バスターミナル方面からは、先の横断歩道が取り付く県立美術館西側歩道に回り、同様に市道東側歩道を北行して計画地に入るルートを設定する。
- ・横断歩道付近の適所に計画地の案内サインを設置するなど、計画地への円滑な誘導を図る。
- ・市道の歩道の路面表示（白線）が消えて見えづらくなっているため、引き直しを関係機関に要望する。

<計画地内の動線>

- ・計画地内は基本的に自由動線とするが、車イスで円滑に通行できる園路を設定する。
- ・園路は遺構展示エリアを周回でき、かつ周囲の公開活用エリアを結ぶ動線とする。



図5-3 計画地周辺からの動線設定図（令和6年2月時点）



図5-4 計画地動線図

5-3 遺構の保存と表現に関する計画

5-3-1 遺構の保存計画

遺構（地下遺構）はこれまでの調査で検出された瓦窯関連遺構、及び史跡西側の未調査区域では子院にかかわる遺構（中世以降～明治初の遺構）が想定される。これら遺構については、整備に際して適切な保護層や保存措置を講じて遺構の保存の万全を図るものとする。

<造成や遺構の表現に際しての保存措置>

- ・遺構上で造成や各種施設の設置を行う場合は、遺構面から30cm以上の保護層を設けるものとする。
- ・現状では遺構はすべて地下遺構であるが、遺構の残存状況の良い窯Fの露出展示を検討している。各種調査により露出展示が可能と判断された場合は、遺構を露出することによる劣化抑制策を十分検討する。
- ・なお、未調査地の西側で重要遺構が確認された場合は、遺構の顕在化の意義が大きいものは適切な保存措置の上、遺構の展示策を検討する。

<植栽行為に際しての保存措置>.

- ・現在計画地は空地となっており既存木は無いが、修景や緑陰のために新たな植栽を行う場合は、原則として地下遺構が浅い地点は避けるものとする。
- ・西側の未調査箇所は地表面下 30cm 程には子院関連の上層遺構が遺存するとみられることから、西側には高木等根系が遺構面に達する恐れがあるものは植栽せず、地被類等とする。

5-3-2 遺構の表現

5-1の全体計画では、整備理念や整備方針に基づき、遺構の表現を絞った案を示した。ここでは全体計画で示した遺構の表現法も含めて、想定しうる手法を示すものとする。

<既調査地における遺構の表現の対象となる遺構>

- ・計画地内のこれまでの調査範囲からは、興福寺の子院遺構（第1層）の下層から3期にわたる瓦窯跡（第2～第4層）が確認されている。奈良時代から継続的に利用されてきたことを示す遺構は重要であるが、各層の遺構は重なるように検出されているため、現地ですべて表現するとかえって煩雑でわかりにくいことから、遺構の表現を行うのは史跡指定の対象となった奈良時代の3基（窯E・窯F・窯I）の瓦窯とする。その他の遺構については解説板等で補足解説する。
- ・顕在化の方法として、奈良時代の3基の瓦窯遺構は、それぞれの遺構の残存状況等に応じて、臨場感をもって可視化できる手法や瓦窯の構造や形状、遺構の現状等が理解できるような手法、または解説施設等を用いる。

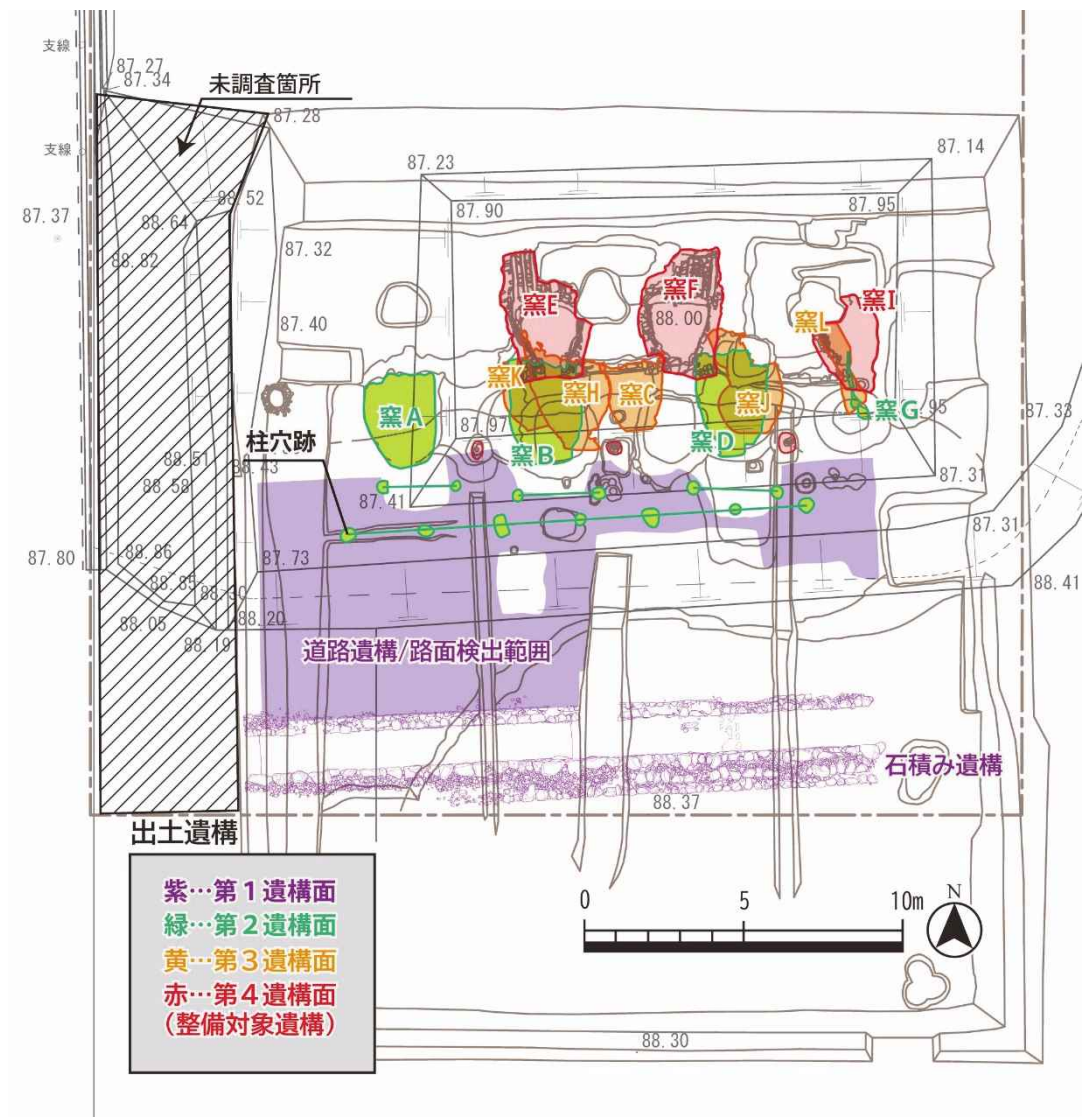


図5-5 遺構の重複状況と未調査地

<西側未調査地>

- ・西側の未調査地部分までは瓦窯の遺構は広がらないものと想定されている。瓦窯以降の土地利用では、計画地は子院の大持院敷地端部にあたり、計画地の南側で検出された築地等の遺構も想定される。興福寺旧境内では子院関連の遺構を顕在化した施設は現時点では無いことから、子院に関連する重要遺構が検出された場合は、適切な整備手法で顕在化を検討する。



図5-6 計画地の南側で検出された子院遺構（左が子院大持院の北側築地基礎、中央部が道路側溝）

（奈良県立橿原考古学研究所 2019『奈良県遺跡調査概報2018年度』）

<遺構の表現手法について>

- ・奈良時代の窯跡は可視化出来る整備を行う。
- ・整備手法により、遺構の状態または作業時の状態を表現・展示する手法が想定される。
- ・露出展示については、遺構を露出することによる劣化の可能性から 1 基のみ（遺構が理解しやすいように、残存状況がよいもの）を展示の対象とする（下表窯 F）。

表 5-1 想定される遺構等の表現手法等

対象遺構		遺構の残存状況・特記事項	想定される整備手法
整備の中心となる奈良時代後期の瓦窯	窯 E	比較的良好に残存。8 回の作業で現存す焼成室側壁・焚口は第 4 焼成面での作業に伴い改築されている。	平面表示 復元展示 外観復元
	窯 F	3 基の中では焚口の天井石を含め良好に残存する。 6 回の作業で、この間大規模な改築はなされていない。	平面表示 遺構露出展示※・遺構複製展示 復元展示 外観復元
	窯 I	東半分と北端は削平され、西面等の一部が残存する。	平面表示 外観復元
同時期の地形	自然地形	遺構ではないが、窯跡南側にあった谷状地形。斜面部は灰原として利用されていた。	平面表示
その他の時代の遺構		奈良時代の遺構（最下層）検出のため一部完掘されている。（既調査地部分）	（奈良時代の遺構と重複し、同時に現地で表示すると煩雑でわかりにくいいため、解説板やソフトによる解説等とする）

各遺構毎で想定される整備手法を示したが、材料や表現方法等によって様々な内容が想定される。以下に、主な表示方法の手法内容、遺構の保存上、理解度、維持管理、経済性等の点から比較を行う。

表5-2 想定される遺構の表現手法の比較表

番号	平面表示※		露出展示※	復元展示(推定外観復元含む)		遺構複製展示
	①	②		④	⑤	
手法内容	遺構の平面的規模、形状を表現	遺構の内容が可視化できる手法で平面的に表現	発掘調査で検出された状況をそのまま露出して覆屋内で展示	外観復元	内部復元 一部外観復元	露出展示に代わる手法 発掘時の姿を複製展示
材料、覆屋	舗装材等	胸板(遺構写真焼き付け)	《覆屋内容等》 建築物：A開放型覆屋、B壁等一部あり、C温度度が管理された室内 工作物：露出展示遺構上に透過性覆屋を架けて、屋外で展示	FRP等 覆屋あり FRP、GRC、土系舗装材等	FRP等 覆屋あり	FRP等 覆屋あり
想定される対象遺構	重層する遺構(奈良時代後期瓦葺関連遺構以外のもの)	窯E・F(残存状況から)	窯E・F(残存状況から)	窯E・F・I	窯E・F(残存状況から)	窯E・F(残存状況から)
遺構保存	③	③	△	◎	○	○
	十分な保護層上部で行う場合は遺構面に影響は無い 直上写真撮影のために遺構面を再度露出する必要がある	遺構面の保存処理が必要 密閉型覆屋以外は、ある程度の風雨や太陽光線(紫外線)は防げるが、密閉型以外には外気(温湿度)の影響を受ける 密閉型でも地下水位の影響を受ける	遺構の姿が臨場感をもって理解できる 遺構の欠損等があるため、部位や全体の解説が必要	十分な保護層上部で行う場合は遺構面に影響は無い	十分な保護層上部で行う場合は遺構面に影響は無い 模型製作に必要な十分なデータが必要(遺構面露出・写真撮影等)	十分な保護層上部で行う場合は遺構面に影響は無い
遺構のわかりやすさ・表現の精度	△	○	◎	○	◎	○
経済性	◎	○	△	○	△	△
維持管理	◎	◎	△	○	○	○
	点検・清掃	点検・清掃	点検・清掃、建物及び設備管理施設 乾燥・塩類・地衣類及び蘚苔類対策 温湿度管理の場合はランニングコスト発生	点検・清掃 FRPは経年退色、表面風化等対策 GRCは水垢等対策	点検・清掃 FRPは経年退色、表面風化等対策	点検・清掃 FRPは経年退色、表面風化等対策

景観性：覆屋を設置する場合は、視認性や周辺環境との調和に配慮する必要がある

整備手法別他事例

平面表示

①

舗装材



②

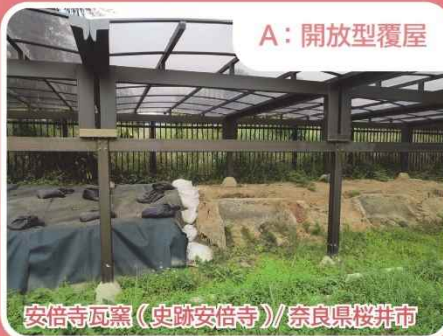
遺構写真焼き付け



③

露出展示

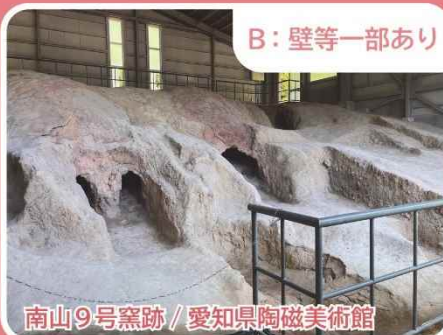
A: 開放型覆屋



B: 壁等一部あり



B: 壁等一部あり



C: 温湿度管理された室内



写真: 出島HPより

図5-7 整備手法別他事例1

整備手法別他事例

復元展示



⑥ 遺構複製展示



図5-8 整備手法別他事例2

<導入を検討する整備手法>

遺構の表現を行う窯跡は3基あり、それぞれ残存状況が異なる。この残存状況に加えて、各遺構の位置関係（遺構間の距離等）や整備方針等も考慮して、遺構の整備の組合せを以下の3つ（A～C案）に整理した。遺構は全て同じ手法でなく、異なる手法を取ることでより遺跡を理解できるような組合せとした。

表 5-3 遺構の表現手法の組み合わせ検討

遺構	遺構の状況等から想定される遺構の表現手法（A～C案）
窯E	○臨場感ある遺構を展示・表現できるのは、遺構の残存状況が最も良い窯Fとなる。遺構の展示（露出または複製）は保存管理のため覆屋の設置を前提とする。 ⇒A案：窯Fの遺構の露出展示、B案：遺構複製展示
窯F	○窯Eと窯Fは焼成室の壁端間で約2mと近接しており、両者間を施設等で遮ることなく一つの空間（屋内または屋外）で、一体的に展示することが望ましい。 ⇒A・B案：窯E・Fの一体的な覆屋または小規模個別覆屋内展示 ○窯Fの遺構の露出展示（または遺構複製展示）に対して、近接する窯Eは作業時の姿を展示すると、現状と作業時（かつての姿）の比較ができ理解が深まる。 ⇒A・B案：窯Eの復元展示 ※A案とB案の違いは、窯Fの露出展示（A案）、遺構複製提示（B案） ○風景の再現という視点からは、現代的覆屋等の無い屋外展示も想定される。その場合は露天展示に耐えられる素材、手法となる。窯Fは臨場感のある遺構の表現として、立体的ではないが写真陶板焼成による表示（平面表示）が考えられる。平面的な表示の窯Fに対して、窯Eは瓦窯であることが一目で理解できるような立体的な表現とする。 ⇒C案：窯Fの写真陶板焼成（平面表示）、窯Eの外観復元（立体表示）
窯I	○遺構は隣接する窯Fの焼成室の壁端間で約3.5mと窯E・F間より距離がある。西面等の一部が残存するのみで、遺構展示や復元展示の対象とならない（情報不足）。 ○窯跡は立体的な遺構であり、平面表示では情報が伝えきれないため外観を立体的に表示する。 ⇒A・B・C案：外観復元（立体表示）
各瓦窯共通：前庭部と柱穴列	○各瓦窯の焚口の前（南側）で確認されている前庭部は平面的な遺構であり、掘立柱建物の柱穴列は上屋構造等が現存遺構からは不明であるため、遺構の位置、形状等が理解できるように可能な範囲で平面表示する。 ⇒A・B・C案：平面表示

次表でA・B・C各案の評価（メリット、デメリット）を示す。

表5-4 奈良時代の瓦窯遺構の表現の組合せ

組合せ例	窯 残存状況等 整備のテーマ	窯E 比較的良好、窯は改築されている	窯F オリジナルの遺構が良好に残存	窯I 北側、東側は削平	評価（メリット、デメリット）
組合せ① (A案)	遺構も、感懐隣接も状況展示の姿を臨	復元展示（内部復元）	露出展示	立体表示（外形復元）	◎露出展示によって遺構の価値を直に見ることができる ◎露出展示と復元展示を同時に行うことによって、現在の遺構の状況と操業時の瓦窯の内容・構造が理解できる。 △整備費が大・維持管理費用が大
組合せ② (B案)	姿遺を構を同時業に業展示の	復元展示（内部復元）	遺構複製展示	立体表示（外形復元）	◎遺構複製展示と復元展示によって、現在の遺構の状況と操業時の瓦窯の内容・構造が理解できる。 △整備費が大 △全て模型である（実物ではない）
組合せ③ (C案)	無空間窯往と遺構の時、風景現代は、的が、空間、建築、物、等、ある	立体表示（外形復元）	平面表示（遺構写真陶板焼成）	立体表示（外形復元）	◎遺構写真によって調査時の遺構の残存状況が理解できる ◎（解説板等以外）は、構造物がほとんどなく、周辺環境との調和がとりやすい。 ◎広場の利用が可能。（風致地区における緑被率に換算） ◎維持管理小 △遺構が目につきにくい △遺構の表示だけでは、瓦窯の構造は理解できない（補足解説が必要）
共通		それぞれ焚口の前で検出された前庭部・柱穴列は平面表示			

- ・組合せ①の露出展示に際しては遺構保存のための覆屋の設置が必要となる。覆屋の設置範囲は露出展示の対象となる窯Fの上部の範囲（解説機能等も兼ねる）とする場合などが想定される。
- ・組合せ②は覆屋を設置（個々または一括覆屋）する場合と、設置しない場合が想定される。覆屋を設置しない場合は、GRC等耐候性に優れた素材を用いることになり、色彩や凹凸の微妙な表現は難しい。

各案の遺構の表現のイメージをまとめると以下ようになる。

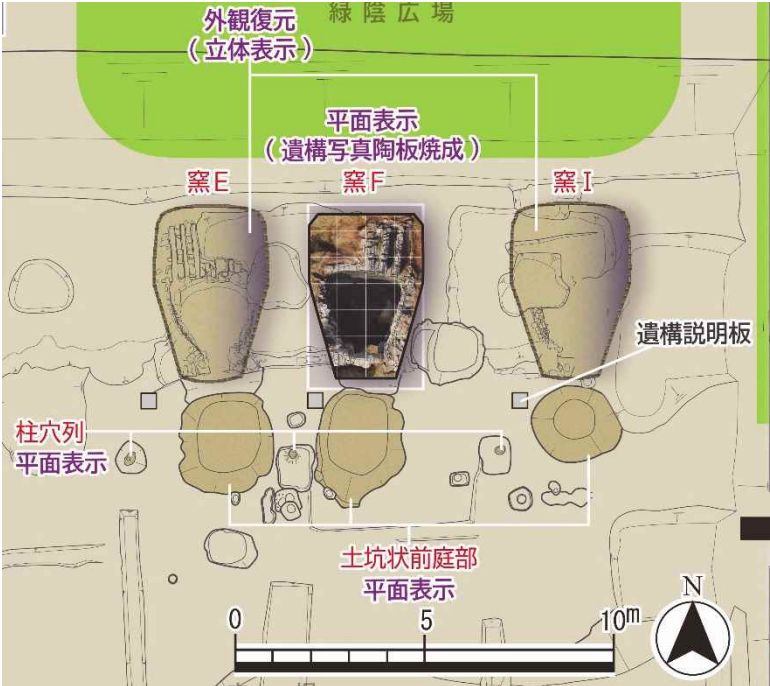
遺構の表現イメージ	概要
	【A案、B案の遺構の表現】 瓦窯の遺構現状と往時の姿を相互補完的に整備する。 図では窯E・Fを囲む覆屋（遺構展示施設）を表現しているが、展示手法によって個別の覆屋や、覆屋の構造も密閉型や解放型などが想定される。なお、露出展示しないB案についても覆屋を設置する案としている。 ○窯E：復元展示 ○窯F：露出展示(A案)又は遺構複製展示(B案) ○窯I：外観復元(立体表示) ○各窯前庭部・柱穴列：平面表示
	【C案の遺構の表現】 往時の風景を想起できる手法として、現代的覆屋等を設置しない広がりのある空間の中で遺構の表現を行う。 ○窯E・窯I：外観復元(立体表示) ○窯F：平面表示・遺構写真陶板焼成 ○各窯前庭部・柱穴列：平面表示

図5-9 奈良時代の瓦窯遺構の表現の組合せイメージ

5-4 地形造成に関する計画

5-4-1 地盤整備

敷地の造成にあたっては、基本的には現在の緩やかに北西方向に傾斜する地形（3%程度）にあわせて造成レベルを設定する。整備レベルは隣接する西側及び北側の道路、及び史跡と接する美術館再整備予定地の南側・西側の土地に摺り付くように整備する。

<遺構展示エリア周辺の造成>

- ・遺構展示エリアでは、A案・B案では遺構覆屋や模型保存を兼ねた遺構展示施設（覆屋）を検討している。遺構展示施設は遺構の位置から遺構保護のための保護盛土や展示施設の基礎等を含めて、遺構の最高所（標高 87.20m）から約 90cm の盛土層を設定し、覆屋の設計 GL は標高 88.10m程度とする。遺構展示施設部分は平坦な地形とするため、覆屋北側で生じる比高レベルは他と同様に 3%程度で造成し、北端部は北側道路（標高 87.3m）に擦り付ける形の法面とする。

<園路勾配>

- ・園路は車イスによる円滑な通行が可能な勾配（縦断勾配 5%以下、横断勾配 1%以下※を基本）とする。（※国土交通省「都市公園の移動等円滑化整備ガイドライン」）

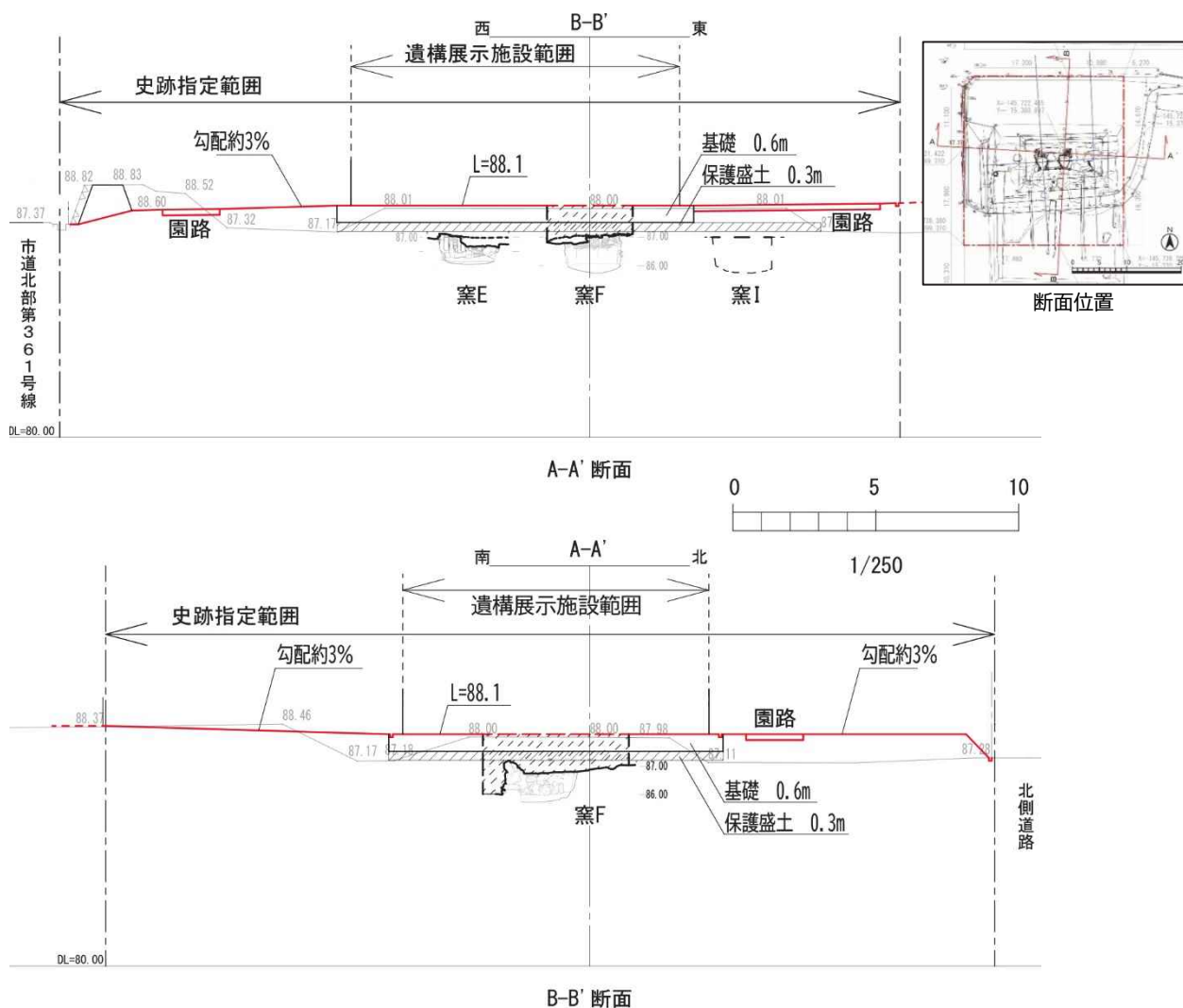


図5-11 造成計画断面図（A案・B案）

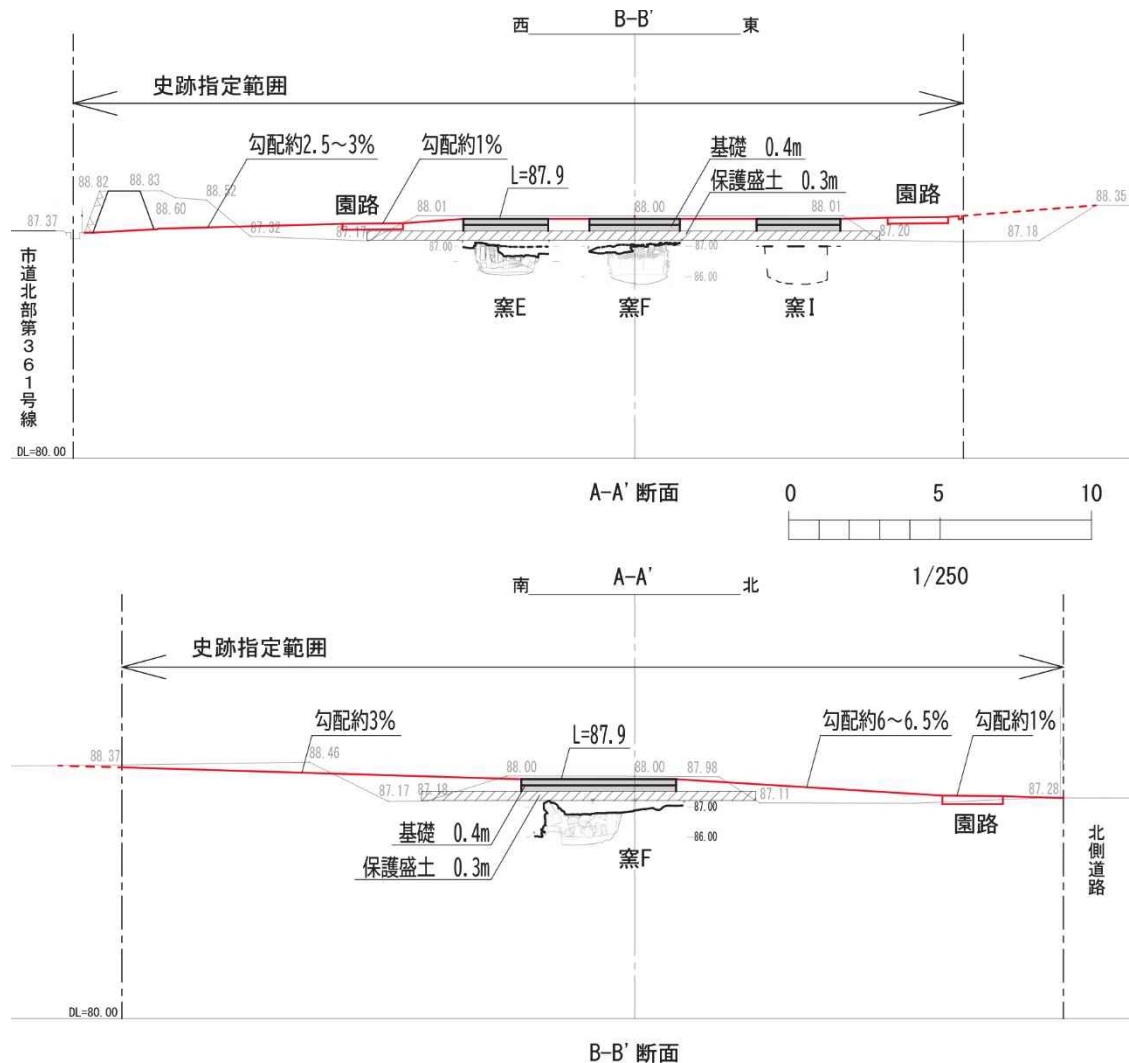


図5-12 造成計画断面図（C案）

5-4-2 雨水排水

周辺の北西方向に緩く傾斜する地形にあわせて敷地造成を行い、敷地周縁部等に排水溝を設置し、北側排水路へ接続する。

計画地内の排水路は地形の高低差が大きいことから、開渠を基本とする。

＜遺構展示施設（A案・B案）の雨水排水処理＞

- ・遺構展示施設（覆屋）内で遺構の露出展示を検討しているA案では、展示施設周辺からの雨水の施設内への浸透（遺構レベルより上層部での浸透）を防ぐために、遺構に影響しない範囲で建物基礎周縁部に止水機能をもたせる。
- ・建物周囲には側溝を設け、傾斜に合わせて西北角部から北方向の排水路を設置する（図 5-12 参照）。なお、遺構展示施設（覆屋）を設置しないC案は、中央部は表面水は傾斜方向に流下させ計画地周縁部の側溝から計画地外に排出する。
- ・なお、計画地の地下水位の影響等については、今後の調査により検討する。

<排水経路>

- ・敷地は地形が傾斜する方向にあたる西側及び北側の敷地境界部に排水路を設置する。
- ・遺構展示施設内に周囲からの雨水の流入を避けるために周囲に排水路を設置し、北西角から北方向の排水路を接続する。
- ・計画地東側は隣接する美術館再整備予定地と摺り付く形で整備することになる予定であるが、計画地内の雨水が越流しないよう境界部へ排水路の設置を検討する。計画地南側の美術館再整備予定地は、計画地と同レベルか若干高くなることも予想されるため、美術館の再整備計画立案の際に調整する。
- ・排水路の放出先は、最寄りの道路雨水管及び東方の既存水路を検討する。

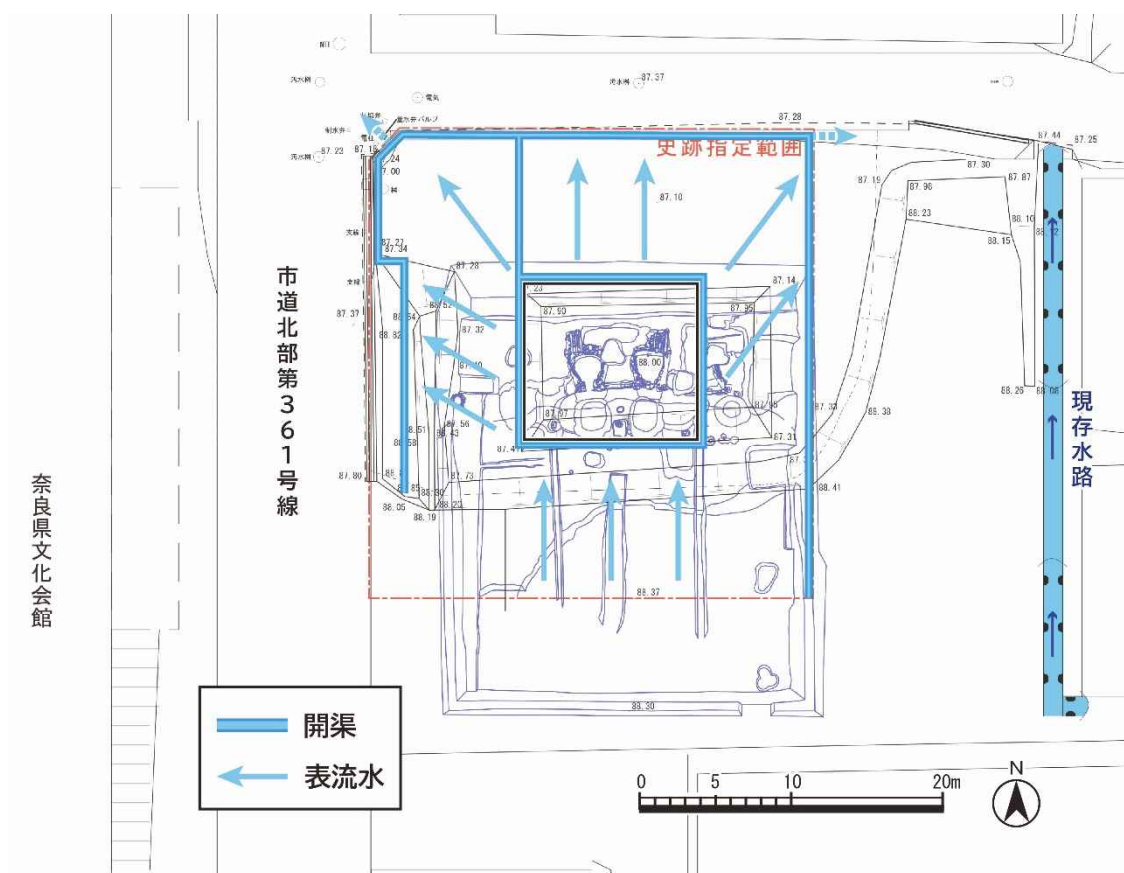


図5-13 雨水排水計画図（A案・B案）

（C案は覆屋関連の開渠が無い場合、中央部は表流水が傾斜に沿って流れる雨水排水系統となる）

5-5 修景および植栽に関する計画

計画地で導入する整備施設については、周辺景観に調和した色彩や素材とする。特に計画地は史跡興福寺旧境内であることから、旧境内の一面をなす地として歴史的景観の形成にも配慮する。

<修景計画>

- ・計画地で特に大きな規模を占めるのは、遺構の露出展示・遺構複製展示や復元展示に際して一つの案としてあげている遺構展示施設である。規模や機能については今後の調査等により具体的検討を行うが、建物自体が目立たないようデザインや色彩等に十分配慮する。
- ・建築物や工作物の色彩については、奈良市景観ガイドラインの当該地が含まれる「歴史的な風土景観区域」の色彩基準に定められた色彩とする。
- ・南側の県立美術館のエントランス広場（2階）からは計画地が一望できる。このためエントランス広場を登大路瓦窯跡の眺望ポイントとして、視界を遮ることなく今後とも眺望が確保されること望まれる。計画地においては、敷地の南側に高木等を植栽して遺構表示施設等への見通しを妨げないようにする。
- ・四阿等休憩施設の設置箇所は、周辺への眺望が比較的開けた計画地北西部とする。計画地の周囲には文化会館や美術館等大規模施設があり、あまり周囲に視界は開けないが、北西付近からは東方に若草山、南に興福寺五重塔の相輪を望むことが出来る。



図5-14 計画地を一望できる美術館エントランス広場



図 5-15 計画地北西からは若草山が見える

<植栽計画>

- ・計画地内において修景や緑陰のために植栽を行う。当該地は第5種風致地区の指定地で、20%以上の緑地率を確保する必要があることから、オープンスペースとしてなるべく緑地を確保する。
- ・植栽の樹種は今後具体的に検討するが、当該地は「奈良公園植栽計画」の「クロマツ疎林ゾーン」に含まれており、隣接する美術館と県庁間の道路はクロマツ優占林、奈良県文化会館前庭はクロマツ疎林とモミジや芝生地となっている。これら近隣植栽との調和に配慮しながら導入樹種を決定するものとする
- ・樹木は中高木を中心とし、境界部等に低木の植え込み等を行う際には、シカの採食性の植物（アセビ等）を選択する。



図 5-16 文化会館前庭のクロマツ・サクラ・モミジ

図 5-17 東大寺付近のクロマツ疎林ゾーンの風景

5-6 案内、解説施設に関する計画

遺構展示施設を補完する施設として、瓦窯の操業、瓦製作工程が実感的に理解できるように、各種解説手段（解説板や模型、AR 等）を整備する。

<説明板>

- ・現地で遺構の表現を行った施設に、それぞれの遺構や整備の概要を簡潔に記載した説明板を設置する。
- ・遺構の露出展示のための覆屋、または遺構模型や復元展示施設の保存管理を兼ねた施設（遺構展示施設）内等において、瓦の製作場所と興福寺の関係、遺跡の変遷、関連遺跡等についてイラスト等も用いて分かりやすく解説した説明板を設置する。

<遺構模型・遺物レプリカ>

- ・瓦窯跡は立体的な遺構であり、平面表示等の整備手法によっては遺構の状況や操業時の姿が解りにくいため、瓦窯の内部の立体的な展示を行わないC案では遺跡の全体像が視覚的にも理解出来るよう、四阿内等で遺構模型の設置を検討する。
- ・瓦窯とそこで焼成された瓦は密接な関係があるため、レプリカの展示も検討する。

<デジタルコンテンツや多言語対応による解説・情報発信>

- ・現地に整備する説明板等の補助施設として、説明板等にQRコードを付加しさらに詳しい遺跡の解説や関連や周辺文化財の説明・案内等のサイトにアクセス出来るようにする。
- ・遺構展示施設は、瓦の焼成の段階を復元するもので、瓦製作の一工程である。「瓦製作、興福寺伽藍での利用といった一連の流れが理解できるように、ビジュアル的手法で工程の解説を行う。
- ・遺跡の理解を助ける手段として、AR 等を活用し、往時の風景や遺跡の重複状況、調査時の状況などが可視化できる手法の導入も検討する。
- ・多言語表示については記名等の表記は英語・中国語・韓国語等の多言語対応を図るとともに、説明内容等はQRコードにより多言語解説を行うなどの対応を検討する。

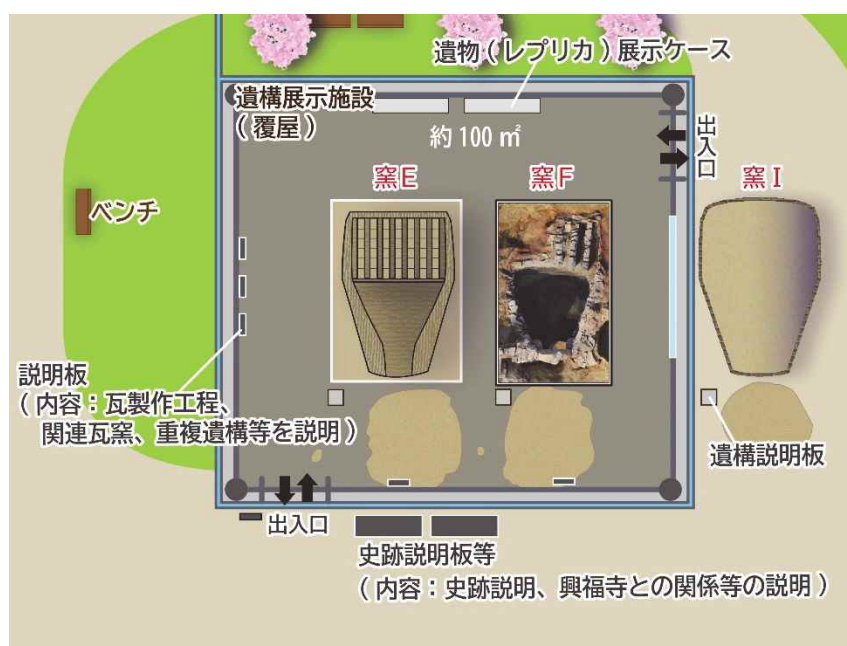


図5-18 解説・展示施設の配置イメージ

案内・解説施設他事例



図5-19 置式の遺構説明板(大山崎瓦窯跡)



図5-20 壁架け式説明板・遺物のレプリカを取り付けて触れるようにしている(芝ヶ原古墳)



図5-21 遺構複製展示を兼ねた四阿の壁を利用した説明板(嶋遺跡)



図5-22 イラストで作業時の姿を説明(梅谷瓦窯跡)



図5-23 小学校施設内で検出された遺物の展示と遺構説明板(向日市向陽小学校)



図5-24 スマホ等で使える「AR長岡宮」(向日市)



図5-25 透過説明板・透過板の絵が背景の広場に重なって見える(安満遺跡)



図5-26 奈良市で導入しているQR Translator

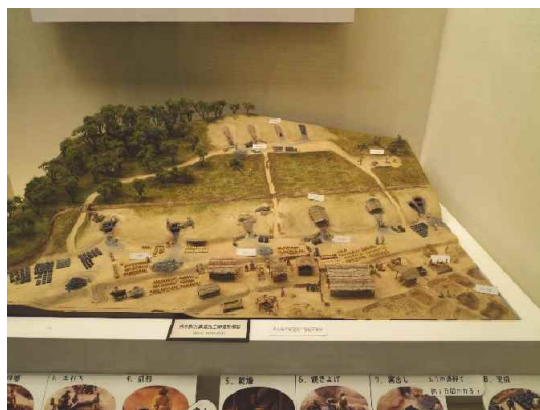


図5-27 遺構模型・屋内展示(吹田市立博物館)



図5-28 地形・遺構模型の屋外展示(芝ヶ原古墳)

5-7 公開・活用および管理施設等に関する計画

公開活用や便益施設等の整備に際しては、バリアフリーに対応した仕様とするよう配慮する。

<保存管理施設>

- ・ 史跡の保存・管理のために、史跡指定地であることを示す「史跡標識」、史跡の指定範囲や説明文を記載した「史跡説明板」を設置する。
- ・ 「史跡標識」は興福寺の旧境内北半部では初めての旧興福寺関連遺構の整備施設であることから、当地が旧境内でありかつ瓦窯跡であることをシンボリックに表徴するデザインを検討する（図 5-28 参照）。
- ・ 「史跡説明板」は興福寺旧境内として指定されたことがわかるように、旧来の史跡地と追加指定地（登大路瓦窯跡）との関係が理解できる分かりやすい位置図（指定範囲図）を掲載する。



図 5-29 瓦をイメージした史跡標識例



図 5-30 史跡説明板（大山崎瓦窯跡）

<園路・広場>

- ・ 計画地の中央部分に遺構の表現を行う遺構展示エリアがあり、その周辺を公開活用エリアとしている。この公開活用エリアに、学習や集い・憩い等に利用できるよう広場を整備する。
- ・ 広場は雨天時も考慮して歩きやすい舗装部分と、休憩等も可能な芝生等からなる広場を整備する。
- ・ 計画地内のエリアや各施設を連絡する、車イ



図5-31 透水性・保水性のあるカラーサンド（高炉水砕スラグ）舗装（大和郡山城跡）

ス通行に対応した園路を整備する。

<案内サイン>

- ・史跡への案内・誘導のための案内サインを周辺に設置する。
- ・設置は既存サインの活用と新規サインの設置が想定される。既存サインについては、掲載内容の見直しの際に、サインの管轄部署等と連携・調整し当該史跡の追記を図る。
- ・新規設置する箇所として、計画地南側の横断歩道周辺や計画地が一望できる美術館のエントランス広場等が想定されるため、今後道路や関連施設管理部署と調整を図る。
- ・仕様等については奈良県「観光案内サイン整備ガイドライン」(平成28年4月改訂版)に準じるものとする。



図5-32 「観光案内サイン整備ガイドライン」に基づき奈良県が設置した案内サイン

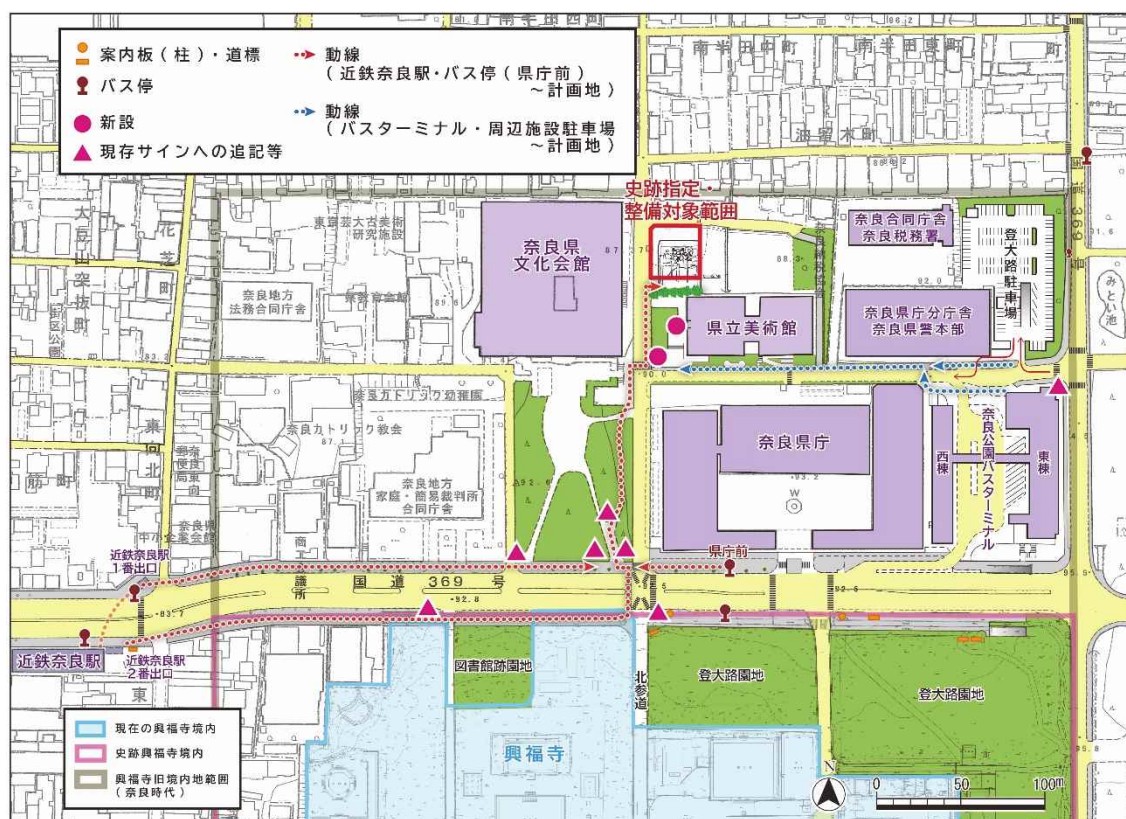


図5-33 案内サイン設置候補地等位置図

<休憩施設>

- ・休憩、日よけや雨天時にも対応できる四阿を整備する。設置箇所は興福寺（五重塔）や若草山方向を望める西北部とする。四阿内にはベンチやテーブルも設置し、車イス対応可能

なものとする。デザインは周辺の文化施設等に調和するよう配慮する。

- ・園路沿いに適宜ベンチを設置し、ベンチ周辺に緑陰のための樹木を配置する。

<水飲み>

- ・四阿もしくは遺構展示施設の付近に水飲みを設置する。



図5-34 出土した瓦当の木型を用いた瓦葺きの四阿（大山崎瓦窯跡）



図5-35 自然素材を用いたベンチ（奈良公園）

<遺構展示施設>

- ・A案・B案では、窯Eと窯Fの遺構の表現の施設の保存と管理のために遺構展示施設の設置を想定している。窯Fは遺構の露出展示または遺構模型展示を計画しているため、覆屋や展示物の保存管理の機能を兼ねた展示や解説を行う施設を検討する。
- ・今後の検討によっては、個別の覆屋や、密閉型や解放型など複数パターンが想定される。

遺構露出展示覆屋他事例



図5-36 福島市宮畑遺跡：じょーもびあ宮畑（福島市HPより）

（現場保全のためブラインドで光を遮断し、人感センサーにより人がいない時はライトを消している。湿度調整は空調機器でなく建材で湿度調整を行っている。建具で乾燥、砂塵、種子、昆虫等の侵入防止対策。定期的モニタリング実施）



図5-37 広島市被爆遺構展示館（広島市HPより）

（空調設備により温湿度調整を24時間行っている。遺構面は薬剤等の保存処理は行っていない。見学者出入による温湿度変化を緩和するため風除室を設置。毎月モニタリング実施）



図5-38 愛知県陶磁美術館：古窯館
空調等は無く扉・窓は開放されている



図5-39 愛知県陶磁美術館：市道1号窯（移築）
屋根のみの覆屋下で展示されている。窯遺構は棺状の保護枠に納められている

遺構模型覆屋他事例



図5-40 嶋遺跡公園：遺跡展示四阿（山形HPより）
遺構・遺物のレプリカを四阿の床面の一部をガラス張りにして展示している。四阿は解説・休憩を兼ねた施設として整備している



図5-41 宗吉瓦窯跡史跡公園：16号窯覆屋（三豊市HPより）
古代の瓦窯群の景観を復元し、うち良好な遺構の16号の遺構模型を展示、見学覆屋を設置している

5-8 公開、活用に関する計画

＜現地整備と連動した多様な情報発信＞

デジタルコンテンツによる情報提供

- ・「奈良県観光公式アプリ」等での情報提供を行うなど、デジタルコンテンツを有効活用して、周知を図る。

シンポジウム、講演会等の開催

- ・計画地の整備着手や完成時期にあわせて、旧興福寺境内でもある奈良公園バスターミナルレクチャールーム等でのシンポジウム、講演会を開催し、史跡に対する理解促進を図る。

パンフレットやワークシート等の製作

- ・遺跡をわかりやすく解説し、また史跡整備の内容等を紹介したパンフレットを作成し、紙媒体だけでなくweb上で閲覧・ダウンロードできるようにする。



図5-42 約300人収容できる奈良公園バスターミナルレクチャールーム
(奈良公園バスターミナルHPより)

<学校教育・社会教育での活用>

- ・地域の誇るべき文化財として、学教教育や社会教育で体験的に学習出来る場として活用を図る。
- 市内等の小中学校の校外学習の場としての活用等を図るため、学習シートの製作や現地での専門職員による遺跡の説明や出前授業等の機会も創出する。

<地域住民活動の場としての活用>

- ・きたまち等周辺地域のまちづくりにおける活動の場として、広場等の活用を図る。



図5-43 教材として利用できる文化財学習シート(滋賀県HPより)



図5-44 瓦づくり体験



図5-45 校外学習での史跡の見学
(春日市奴国の丘歴史資料館 学校地域連携支援紹介資料より)

＜興福寺旧境内の周知顕在化＞

- ・計画地は興福寺の境内域で営まれた瓦窯跡であり興福寺と密接にかかわることから、現地での旧境内の説明板の設置等相互に情報を発信し、利活用を行う。
- ・史跡指定地以外の旧境内についても、これまでの調査情報や古絵図等をデジタル化し、スマートホン等の位置情報と連動して現地で子院等の跡地が特定できるようにするなど、旧境内の現地における歴史の掘り起こしを図る。

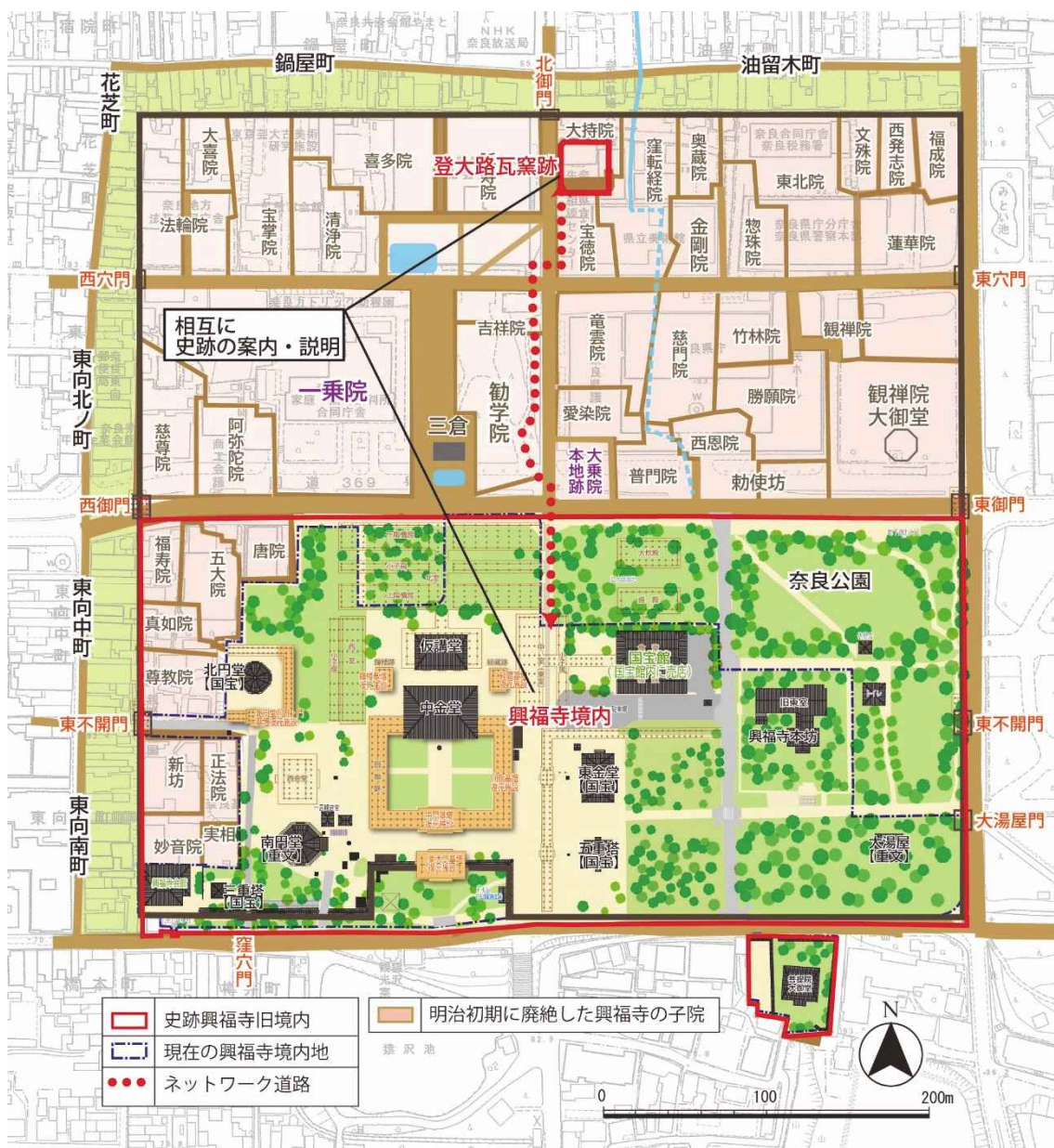


図5-46 史跡興福寺旧境内のネットワーク

(図は江戸・明治期の絵図等をもとに作成したもので、子院等の位置・区画は正確ではない)

5-9 調査計画

＜露出展示のための環境調査等＞

- ・ 窯Fの露出展示の検討のために必要な調査を実施する。
- ・ 調査は専門機関に委託する。
- ・ 以下に一般的な調査項目を示すが、具体的な調査項目については専門機関の指導の下に決定する。

○調査項目

- ・ 環境調査
地形・地質、日射量・降水量・大気圧・風向風速等気象データ
- ・ 地盤の水分性状に関する調査
含水率、地下水位、地下水位に溶存する成分 等

＜遺構確認調査＞

- ・ 西側未調査地については、必要に応じて遺構確認調査を実施する。重要遺構が検出された場合は、必要な保存措置及び公開活用方法を検討する。

5-10 管理、運営に関する計画

＜史跡指定地の管理＞

- ・ 計画地は全域が文化財保護法による史跡指定地である。史跡指定にあたっては管理団体の指定は受けていないが、土地所有者である奈良県の文化財を所轄する文化財保存課（令和6年度からは文化財課に改称）が管理する。
- ・ 整備後は、史跡（公園）として公開活用することになるが、整備地及び整備施設は文化財保存課が管理する。
- ・ 具体的管理では、日常的維持管理行為が発生する。特に遺構展示施設の仕様によっては、管理の上から開場時間の解錠・施錠、清掃といった日々の行為が発生する。整備後の管理については、整備内容に応じて地域の文化財保護団体等への管理の一部委託等も検討する。

＜隣接する文化施設との協力・連携＞

- ・ 計画地の南は美術館、西側は道路を挟んで文化会館に接している。奈良県の文化振興施策は、【歴史文化資源の継承と活用】（「文化財の保存」（奈良県文化財保存活用大綱）と「文化資源の活用」（奈良県文化資源活用大綱））と、【文化活動の振興】（奈良県文化資源活用大綱）を施策の両輪としている。いわば、計画地周辺は、これら施策の実践の場である。そのために、計画地周辺が一体となって文化振興活動を行うことが有効であり、奈良公園を含めた関係部署等が協力・連携して、文化資源の活用や振興につながるイベント等の開催などを検討する。

第6章 整備基本計画

6-1 事業計画

整備事業は本年度の令和5年度（2023年度）を初年度として、次年度以降から整備のための調査、設計（基本設計・実施設計）、工事を行い、令和11年度（2029）までの7箇年の事業を見込んでいる。

本年度の基本計画においては遺構の表現方法について複数の案を検討した。これは令和6年度で実施予定の環境調査の成果を反映した上で、より実効性の高い整備内容を基本設計としてとりまとめることとしている。

なお、今後事業を進めるにあたっては、隣接する美術館再整備予定地の計画内容・事業の実施状況に応じて、当計画地の整備内容で調整の必要性が生じた際は関係部局と調整の上、柔軟に対応するものとする。

表6-1 事業実施のスケジュール

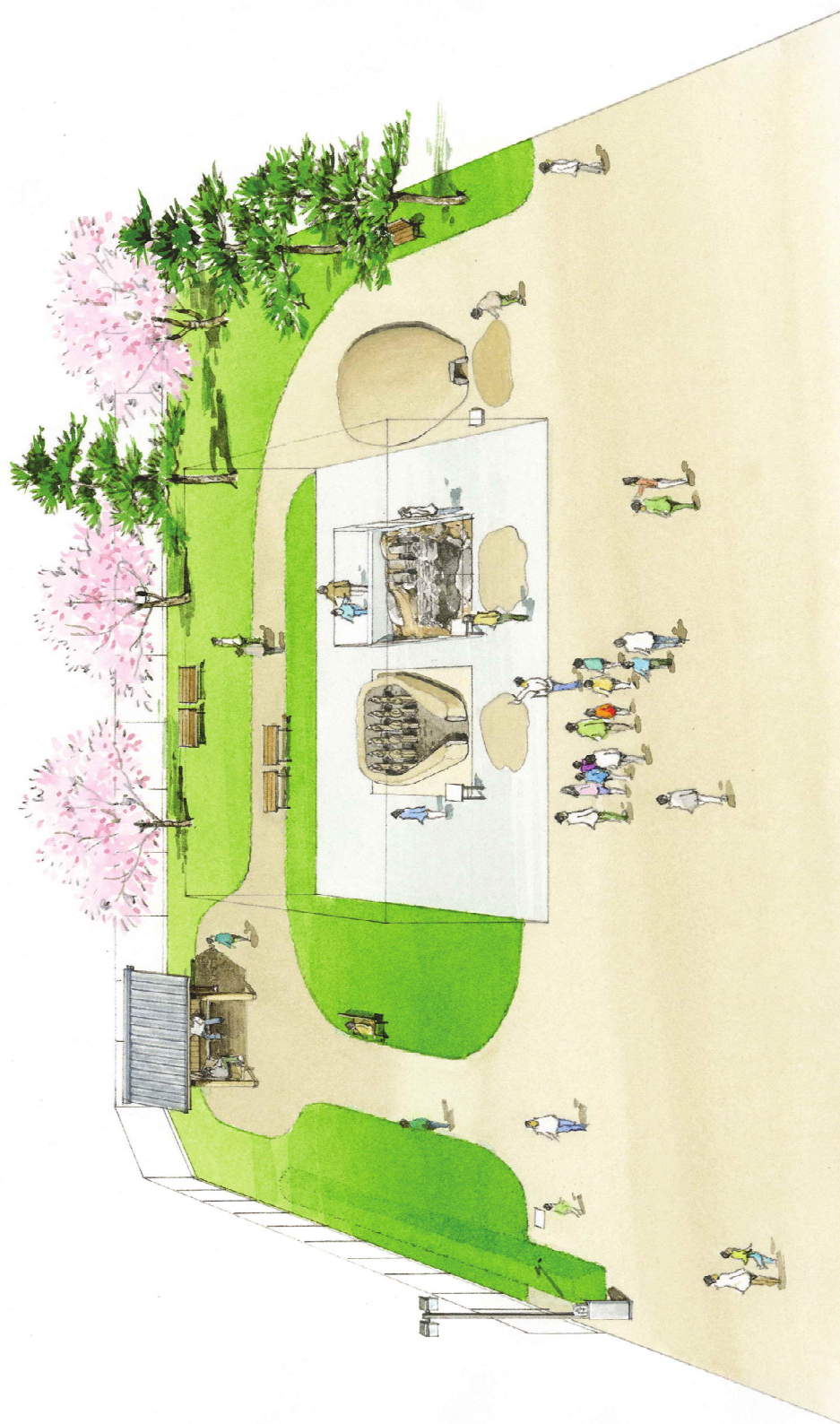
		R6年度 (2024)	R7年度 (2025)	R8年度 (2026)	R9年度 (2027)	R10年度 (2028)	R11年度 (2029)
設計	基本設計						
	実施設計						
調査	環境調査等						
整備工事	造成・雨水排水						
	遺構展示施設 展示施設内遺構表現 施設 展示施設内解説施設						
	園路整備						
	植栽整備、柵・ベン チ・水飲み・史跡標 識・屋外解説施設・ 照明灯						
	四阿（屋外模型）						
工事監理							
整備報告書							●
公開・活用	各種情報発信 デジタルコンテンツ 等のためのデータ収 集						
委員会の開催		●	●	●	●	●	●

6-2 整備計画図

A案・B案整備計画平面図



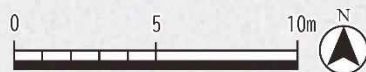
A案・B案整備計画パース図



C 案整備計画平面図



史跡指定範囲



Ｃ案整備計画パース図

